

令和2年第1回定例会

大江町議会会議録

令和2年 3月12日 開会

令和2年 3月23日 閉会

大江町議会

令和二年 第一回〔三月〕定例会

大江町議会 会議録

令和二年 第一回〔三月〕定例会

大江町議会 会議録

令和2年第1回大江町議会定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2
第 1 号 (3月12日)	
○議事日程	3
○本日の会議に付した事件	5
○出席議員	6
○欠席議員	6
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	6
○本会議に職務のため出席した者	6
○開会の宣告	7
○開議の宣告	7
○議事日程の報告	7
○会議録署名議員の指名	7
○会期決定の件	8
○諸般の報告	8
○議案の上程・審議	10
○要請第1号の審査委員会付託	10
○令和2年度町政運営に関する所信と主要施策の概要について	11
○諮問第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	25
○報第1号の上程、説明、質疑	26
○議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	27
○議第2号～議第29号の一括上程	28
○提案理由の説明	28
○一般質問	33
土田 勵 一 君	33
結城 岩太郎 君	42
伊藤 慎一郎 君	53

○散会の宣告	6 6
--------	-----

第 2 号 (3月13日)

○議事日程	6 7
○本日の会議に付した事件	6 7
○出席議員	6 8
○欠席議員	6 8
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	6 8
○本会議に職務のため出席した者	6 8
○開議の宣告	6 9
○議事日程の報告	6 9
○一般質問	6 9
藤野 広美 君	6 9
橋本 彩子 君	8 3
関野 幸一 君	9 6
菊地 邦弘 君	1 0 3
毛利 登志浩 君	1 1 0
宇津江 雅人 君	1 2 3
○散会の宣告	1 3 8

第 3 号 (3月18日)

○議事日程	1 3 9
○本日の会議に付した事件	1 4 0
○出席議員	1 4 1
○欠席議員	1 4 1
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1 4 1
○本会議に職務のため出席した者	1 4 1
○開議の宣告	1 4 2
○議事日程の報告	1 4 2
○議第2号の説明、質疑、討論、採決	1 4 2

○議第3号の説明、質疑、討論、採決	146
○議第4号の説明、質疑、討論、採決	147
○議第5号の説明、質疑、討論、採決	148
○議第6号の説明、質疑、討論、採決	151
○議第7号の質疑、討論、採決	153
○議第8号の質疑、討論、採決	153
○議第9号の質疑、討論、採決	154
○議第10号の質疑、討論、採決	154
○議第11号の質疑、討論、採決	155
○議第12号の質疑、討論、採決	155
○議第13号の質疑、討論、採決	156
○議第14号の説明、質疑、討論、採決	157
○議第15号の説明、質疑、討論、採決	190
○議第16号の説明、質疑、討論、採決	191
○議第17号の説明、質疑、討論、採決	193
○議第18号の説明、質疑、討論、採決	198
○議第19号の説明、質疑、討論、採決	201
○議第20号の説明、質疑、討論、採決	202
○議第21号の説明、質疑、討論、採決	203
○予算特別委員会設置及び付託	205
○散会の宣告	206

第 4 号 (3月23日)

○議事日程	207
○本日の会議に付した事件	207
○出席議員	208
○欠席議員	208
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	208
○本会議に職務のため出席した者	208
○開議の宣告	209

○行政報告	209
○議事日程の報告	210
○予算特別委員会報告	210
○議第22号～議第29号の質疑、討論、採決	211
○閉会中の継続調査について	212
○議員の派遣について	212
○要請第1号の要請審査委員会報告、質疑、討論、採決	212
○日程の追加	213
○発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	214
○閉会の宣告	215
○署名議員	217

大江町告示第2号

令和2年第1回大江町議会定例会を次のとおり招集する。

令和2年3月6日

大江町長 松田清隆

1 日 時 令和2年3月12日 午前10時

2 場 所 大江町議会議場

○応招・不応招議員

応招議員（11名）

1番	橋本彩子君	2番	菊地邦弘君
3番	藤野広美君	4番	櫻井和彦君
5番	関野幸一君	6番	毛利登志浩君
7番	宇津江雅人君	8番	伊藤慎一郎君
9番	結城岩太郎君	10番	土田勵一君
11番	菊地勝秀君		

不応招議員（なし）

令和2年第1回大江町議会定例会

議事日程(第1号)

令和2年3月12日(木)午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 要請第1号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書について
- 日程第 5 令和2年度町政運営に関する所信と主要施策の概要について
- 日程第 6 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 7 報第 1号 専決処分の報告について(令和元年度大江町町民ふれあい会館ホール空調設備改修工事請負契約の一部変更)
- 日程第 8 議第 1号 損害賠償の額を定め和解を行うことについて
- 日程第 9 議第 2号 大江町森林環境譲与税基金条例の制定について
- 日程第10 議第 3号 大江町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議第 4号 大江町都市公園条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議第 5号 大江町町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議第 6号 大江町社会体育施設の設置、管理及び使用に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議第 7号 大江町立公民館等設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議第 8号 大江町立学校の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議第 9号 大江町町民ふれあい会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第17 議第10号 大江町立歴史民俗資料館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第18 議第11号 大江町健康増進センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第19 議第12号 大江町交流ステーションの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第20 議第13号 大江町小倉交流館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第21 議第14号 令和元年度大江町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第22 議第15号 令和元年度大江町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第23 議第16号 令和元年度大江町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第24 議第17号 令和元年度大江町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第25 議第18号 令和元年度大江町宅地造成事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第26 議第19号 令和元年度大江町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第27 議第20号 令和元年度大江町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第28 議第21号 令和元年度大江町水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第29 議第22号 令和2年度大江町一般会計予算
- 日程第30 議第23号 令和2年度大江町国民健康保険特別会計予算
- 日程第31 議第24号 令和2年度大江町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第32 議第25号 令和2年度大江町介護保険特別会計予算
- 日程第33 議第26号 令和2年度大江町宅地造成事業特別会計予算
- 日程第34 議第27号 令和2年度大江町公共下水道事業特別会計予算
- 日程第35 議第28号 令和2年度大江町農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第36 議第29号 令和2年度大江町水道事業会計予算
- 日程第37 一般質問（3名）

10番 土田勸一

- 公共下水道について

9番 結城岩太郎

- トレーニングルーム設置提案について
- 柏陵荘と健康温泉館の今後の方向性について

8番 伊藤慎一郎

- 中山間地域等直接支払制度の今後の町としての対応について
- 小学校スクールバス運行エリアの拡大について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（11名）

1番	橋本彩子君	2番	菊地邦弘君
3番	藤野広美君	4番	櫻井和彦君
5番	関野幸一君	6番	毛利登志浩君
7番	宇津江雅人君	8番	伊藤慎一郎君
9番	結城岩太郎君	10番	土田勵一君
11番	菊地勝秀君		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	松田清隆君	教育長	犬飼藤男君
総務課長	佐竹宗弘君	政策推進課長	清水正紀君
税務町民課長	阿部美代子君	健康福祉課長	伊藤修君
農林課長	秋場浩幸君	建設水道課長	鈴木利通君
教育文化課長	西田正広君	会計管理者 兼出納室長	金子冬樹君

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長	五十嵐大朗君	議会事務局 庶務主任 兼庶務係長	伊藤美幸君
--------	--------	------------------------	-------

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○議長（菊地勝秀君） おはようございます。

ただいまの出席議員は全員です。

定足数に達しておりますので、令和2年第1回大江町議会定例会を開会いたします。

なお、議場内での写真撮影とご覧のように今年も啓翁桜を飾ることを許可いたしました。

◎開議の宣告

○議長（菊地勝秀君） これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（菊地勝秀君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（菊地勝秀君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、大江町議会会議規則第126条の規定により、

10番 土田 勳 一 君

1番 橋本 彩子 さん

を指名します。

◎会期決定の件

○議長（菊地勝秀君） 日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、さきの議会運営委員会での協議に基づき、本日から3月23日までの12日間にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は本日から3月23日までの12日間に決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（菊地勝秀君） 日程第3、諸般の報告を行います。

初めに、西村山広域行政事務組合議会の件について。

6番、毛利登志浩君。

○西村山広域行政事務組合議会議員（毛利登志浩君） おはようございます。西村山広域行政事務組合議会第1回の臨時会についてご報告申し上げます。

令和2年1月31日、午前9時半から寒河江市議会議場で西村山広域行政事務組合議会第1回の臨時会が行われました。

提出案件は合計で7件でございます。専決処分の報告が1件、専決処分の承認を求める案件が1件、令和元年度一般会計補正予算（第4号）、令和元年度寒河江地区クリーンセンター、斎場特別会計補正予算（第1号）、それから、地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定並びに会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定及び一般職の職員の給与に関する条例の一部改正でございまして、全て原案どおり議決、承認されました。

議決案件の詳細を申し上げます。

議第1号 令和元年度西村山広域行政事務組合議会一般会計補正予算（第4号）は、人事異動及び山形県人事委員会勧告に伴う給与費等の調整や事業費確定による所要額の精査を行い、補正したものであります。それを受けまして、総額で2,953万5,000円を減額し、予算総額を14億3,915万にしたものでございます。

次に、議第2号 令和元年度西村山広域行政事務組合寒河江地区クリーンセンター、斎場特別会計補正予算（第1号）は、一般会計と同様に給与費等の調整や事業費確定による所要の精査を行い、補正したものでありまして、その結果、3,006万9,000円を減額し、予算総額を10億2,663万5,000円にしたものであります。

次に、議第3号 地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定については、地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴い、関係条例の整理を行うため条例を制定したものであります。

次に、議第4号 西村山広域行政事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定につきましては、地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴い、会計年度任用職員の給与及び費用弁償について定めるために条例の制定を行ったものであり、内容は寒河江市条例に準ずるものとなっております。

専決処分の報告と承認でございますが、報告につきましては、寒河江市大字寒河江字鶴田地内の交差点におきまして、組合所有の救急車と村山市に在住する女性が運転する自動車と接触したというふうな事案でございます。それから、専決処分の承認については、養護老人ホーム明鏡荘の煙突断熱材が劣化に伴い落下したことで給湯及び暖房用ボイラーの排気口を塞いだため、断熱材のアスベスト撤去工事に伴う工事費でございます。議会を開催する余裕がなかったというふうなことで、専決処分を行ったというふうな事案でございました。

以上が西村山広域行政事務組合議会の第1回臨時会についての報告となります。

以上でございます。

○議長（菊地勝秀君） 続きまして、議長から2点についてご報告いたします。

まずは山形県町村会議長会定期総会の件であります。

去る2月14日、県自治会館におきまして、吉村県知事を初めとする来賓のご臨席の下、定期総会が開催されました。令和元年度の会務報告並びに収支予算、令和2年度の事業計画と収支予算のほか、地方創生のさらなる推進や町村議会の機能強化及び多様な人材を確保するための環境整備など、昨今の地方自治体と地方議会を取り巻く諸課題11項目の決議が満場一致で承認されました。

また、会務運営に当たっては、町村の厳しい財政事情を鑑みて、会費は据置きとし、助成金等を有効活用しながら事務事業の効率的な執行を図ることとしております。

なお、加速度を増す人口減少社会に対応し、地域活力が減退している町村の社会的課題の解決に結びつけられるよう、引き続き政府、国会及び政党に対して要望活動を行うとともに、

情報収集と構成町村への情報発信に努めることとしております。

また、総会開会に先立って全国町村議会議長会自治功労者の表彰と町村議会広報コンクール入選議会の表彰が行われました。本議会からは、前議長の小野祐一氏が議長在職7年以上に該当し、表彰を受けられました。これまでの数々のご功績と強いリーダーシップをもって我々後輩をご指導いただいたことに対しまして、この場をお借りして改めて感謝申し上げる次第であります。

これで諸般の報告を終わります。

◎議案の上程・審議

○議長（菊地勝秀君） 議案の審議に入る前にお諮りします。

議案書が事前に配付されているものについては、審議の際の議案の朗読を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） 異議なしと認めます。

したがって、議案書が事前に配付されているものについては、審議の際の議案の朗読を省略いたします。

◎要請第1号の審査委員会付託

○議長（菊地勝秀君） 日程第4、要請第1号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出についてを議題とします。

本要請は、県町村議会議長会から該当する町村議会に一斉に提出されたものであり、本議会では請願の取扱いに準じて議題としたものであります。

質疑、討論を省略し、お諮りします。

要請第1号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出については、これを所管の総務文教常任委員会に付託の上、審査することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本要請については、総務文教常任委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

◎令和2年度町政運営に関する所信と主要施策の大要について

○議長（菊地勝秀君） 日程第5、令和2年度町政運営に関する所信と主要施策の大要についてであります。

時間を要しますので、演台に水差しを準備しました。

それでは、町長の説明を求めます。

町長。

○町長（松田清隆君） 皆さん、おはようございます。

本日開会の令和2年第1回大江町議会定例会に臨むに当たり、令和2年度の町政運営に関する所信と主要施策の大要を述べ、議員各位を初め町民の皆様のご理解とご協力をいただきたいと思います。

さて、私は去る2月11日告示、16日執行の大江町長選挙において当選させていただき、この3月6日に大江町の第6代町長として就任し、今後4年間の町政を担わせていただくこととなりました。町長という責任の重さを改めて感じているところであります。

選挙に当たりましては、結果的に無投票という選択肢がない中で町民の負託を受けたこととなりますが、これまでの副町長や町職員としての行政経験を生かし、町民の期待に応えていくことが私自身の使命だと肝に銘じ、全力で務めてまいりますので、ご協力賜りますよう衷心よりお願い申し上げます。

今年の冬はこれまでにない暖冬となり、積雪がない日が非常に多く、日常生活を送る上では暮らしやすい冬となりました。しかし、スキー場や除雪などのように雪があるがゆえの活動が少なかったことなどを考えれば、一長一短があったことも事実であります。また、普通に積雪があることが自然界のおきてであるとするれば、これから迎える春や夏に向け、この冬の積雪の少なさからもたらされる自然界の流れを想像するとき、水不足による農作物の影響を初め心配されることも数多く予想されます。私たちの経験だけでは推しはかることができ

ない気象環境になっています。自然は気まぐれでも私たちの生活は成り立たせていかなければなりません。みんなで力を合わせ、安心して暮らせるまちづくりに努めてまいりたいというふうに思います。

中国に端を発する新型コロナウイルス感染症の流行が全世界的な広がりを見せており、日本国内においても日々増加する感染者数、マスクや消毒液の不足などが社会問題化し、小中学校が一斉休校となったほか、多くの人が集まる行事などが中止や延期になるなど、私たちの身近なところでいつどんな形で発生するのか予想ができず、不安が大きくなっています。大江町においても予防や感染拡大の防止に加え経済面の影響も懸念されており、国や県と連携し、適切に対処するよう努めてまいります。

全国的に人口減少が進む中、大江町でも例外ではなく人口減少が続いています。15年前の平成17年の国勢調査では9,915人と初めて1万人を下回り、現在は住民基本台帳によれば8,000人を僅かに下回る人口となっています。その中でも今年度1年間に生まれた子どもの数が30人を切るが見込まれており、出生者をいかに確保するかが大きな課題となっています。このことは人口確保対策のみならず、保育園、幼稚園、小中学校の今後の在り方や町の将来を考えるに当たり非常に大きな要素となってきます。人口確保対策としてこれまで取り組んできた住宅団地の造成分譲や町営住宅整備などに加え、定住対策として子育てや教育に対する経済的支援や環境づくりを進めていきたいと考えています。

大江町は、昨年60周年の還暦の年を迎えました。次の60年先を考えるときに、今の若い世代の方が未来に向けどんな町の在り方を望み描いているのかがキーポイントであります。さらに、町民の約半数が女性であることからすれば、女性の目線をもっとまちづくりに生かす必要がありますし、若い世代の声をまちづくりのアイデアに反映できる機会を増やすことが必要であります。

また、高齢者の方々にとって生きがいを持って健康で元気に暮らせることが、安心な生活には必要不可欠であります。そのためには、地域の方々からの協力を得ながら関係機関と連携し、みんなで支え合える体制づくりと併せ、健康づくりや医療確保対策にこれまでの施策をベースとしながらも、新たな発想で取り組まなければなりません。

町内の農林業、商工業における共通の課題として担い手や後継者不足が挙げられます。社会や生活スタイルが多岐になり、求められる価値観も多様化している昨今、チャンスは目の前に転がっているのかもしれませんが。若い世代の知恵とエネルギーが新たな事業展開や事業拡大につながることを期待し、チャレンジ・アンド・トライができる環境をつくっていきま

す。また、町内の温泉施設、道の駅、朝日連峰などの観光施設を活用した交流人口の拡大に加え、大江町に思いを寄せていただいている方々との関係人口の創出につなげていきたいものであります。

人間一人一人はそれぞれの夢があり、その実現に向けて皆さんが頑張っています。まちづくりについても、町民それぞれが思い描く理想や思いがあるはずであります。個人の夢、家族の夢、仕事の夢、仲間の夢、いつも心のどこかにそれぞれの夢を持って生きているのではないのでしょうか。まちづくりも同様であり、町民の皆さんの共通する夢をより多く実現するためには、町民の皆さんと夢を共有し、一緒に考え行動することが必要であります。みんなで知恵を出し合い支え合えば、この町に住んでよかった、住んでみたいと思えるまちづくりができるはずです。町民の皆さんがそれぞれの幸せを感じる町にするために、一緒に、夢を共有できるまちづくりを目指してまいります。

なお、令和2年度当初予算の編成に当たりましては、その時期が町長選挙と重なったことから、いわゆる骨格予算としてまとめさせていただきました。新たな取組や政策的な事業については、今後補正予算として編成してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

それでは、令和2年度の主要な施策について申し上げます。

初めに、まちづくりについてであります。

まちづくりの羅針盤となる第10次大江町総合計画及び短期行動計画を今年度に策定することで準備を進めており、これまで積み上げてきたまちづくりのさらなる発展を目指すとともに、地方創生の柱である人を呼び込むための積極的な施策を進め、人口減少対策や産業の活性化対策などを引き続き推進してまいります。

定住対策の柱として進めている宅地造成事業につきましては、あおぞら団地の分譲を開始しており、分譲促進と早期入居となるような施策を展開してまいります。また、不動産事業者との連携による空き家の利活用を引き続き促進し、宅地造成事業と併せて定住対策を進めてまいります。

集落活動への支援として、集落活性化交付金による地域活動の活性化を継続するとともに、各区が積極的に地域の課題を掘り起こし、その克服に向け地域づくりが実行できるよう町職員による地域の魅力みつけ隊の活動と連携してまいります。

婚活支援に関しては、結婚新生活支援事業やおおえ良縁結びたい事業などを継続するとともに、広域的に連携し、出会いから結婚までの継続的な支援を図ってまいります。

交通弱者などの交通手段として欠かすことができない町営バスやデマンドタクシーについては、デマンドタクシーの利用できる区域を拡大し、名称を乗り合いタクシーに変更した上で利便性向上とPRに努め、運行してまいります。

道の駅おおえについては、施設整備から22年が経過し、老朽化を初めとする様々な課題が出てきております。昨年から再整備に向けた検討を行っており、引き続き再整備の検討を進めてまいります。

ふるさとまちづくり寄附金については、魅力ある返礼品を充実し、販売サイトを増やした結果、ここ数年は毎年寄附額が増えてきております。引き続き返礼品提供事業者と協力し、魅力ある返礼品を取りそろえるとともに、町特産品の販路拡大に結びつけ、地域経済の活性化につながるよう推進してまいります。

広域行政については、西村山地区、そして、新たに発足した山形連携中枢都市圏の取組を進め、効率的、そして、効果的な行政を推進してまいります。

次に、農業の振興について申し上げます。

近年、回復傾向にある米価を維持安定させていくためには、米の需要に応じた生産が必要です。県から市町村に示された生産量の目安に基づき、高品質・高収益の米づくりと併せ、主食用米以外の作物による水田活用を大江町地域農業再生協議会と一体となって取り組んでまいります。また、環境に配慮して作られた安全・安心な米に対する消費者からの注目が高まっていることから、減農薬・減化学肥料米の生産拡大に対する支援を継続してまいります。

本町は、リンゴ、ラフランス、桃など高品質な果物の生産地であり、市場からの評価も高く、消費者からも町を代表する農作物として人気が高くなっています。生産者と一体になって特産化を進めているスモモについて、新たな品種のPRや生産拡大を図り、大江のスモモのブランド化に努めます。また、リンゴ品種更新支援事業を継続し、JAなどと連携を図りながら果樹の産地づくりによる農業所得のアップを目指してまいります。

町の特産品としてブランド化を推進している大江町産やまがた地鶏につきましては、既存施設の有効利用などによる生産拡大を図るとともに、食鳥処理施設の早期再開、そして、販売再開に向け関係者と連携しながら、生産から販売まで安定化を図ってまいります。

農業従事者の減少、高齢化が進む中で、Uターンなどによる親元就農を含め新規就農者は本町農業の活性化と農業振興に大きな役割を果たしています。先進的な活動をしている大江町就農研修生受入協議会OSINの会や農業関係機関と連携しながら新規就農者の受入れや営農支援、生活支援を継続してまいります。新規就農者住宅につきましては、これまで建築

した住宅を含め、移住者用住宅としてより効率的な利用を図ってまいります。また、高齢農業者の営農継続、中核的農業者への農地集積、規模拡大や法人化への支援を行います。

農業振興や農村環境の保全に悪影響を及ぼしている耕作放棄地については、農業委員、農地利用最適化推進委員を中心に農地利用状況調査を行い、農地中間管理事業を積極的に活用した農地の集約及び集積を進め、発生防止に努めてまいります。また、昨年4月より農地取得の下限面積が10アールに引き下げられたことから、空き家の利用と一体的な農用地の有効利用を推進してまいります。地域共同による農用地、水路、農道などの保全活動を支援する多面的機能支払いや、集落協定による生産条件不利地域の農業生産活動及び生活環境整備を支援する中山間地域等直接支払制度を継続して実施してまいります。

地震や集中豪雨などによる被害を防止するため、県営農村地域防災減災事業による大江中部地区と大江三郷地区のため池や用排水路の整備改修を県及び土地改良区などと一体になり継続して進めてまいります。

有害鳥獣による農作物被害防止としては、大江町鳥獣被害防止対策協議会や鳥獣被害対策実施隊の活動を支援するとともに、被害防止に向け地域ぐるみの取組を推進します。また、県や寒河江西村山管内の市町、猟友会など広域的に連携しながら、特に近年増加が著しいイノシシによる被害防止対策の強化に取り組んでまいります。

次に、林業についてであります。

公共施設の木質化と併せ大型集成材工場や木質バイオマス発電の稼働などにより、県内においても木材の需要が高まっております。大江町美しい森林づくり協議会、山形県、西川町、朝日町及び林業関係組織などで構成する西山杉利活用推進コンソーシアムと連携しながら、高品質な町産西山杉の生産、販売の拡大と森林資源の利活用による林業及び関連産業の振興に努めてまいります。

県代行林道開設工事として進めています林道沢口道海線につきましては、引き続き県と一体となり事業を進めてまいります。また、森林所有者の森林経営管理責務を明確化するとともに、所有者自らが適切な森林管理ができない場合には、市町村に委ねられることなどを内容とする森林経営管理法が昨年4月から施行されており、森林環境譲与税を活用し、森林経営に関する森林所有者への意向調査や森林資源量の調査などを実施し、森林整備を進めてまいります。

次に、商工業についてであります。

国の経済政策や経済動向に注視しつつ、町内産業の活性化と雇用対策について商工会など

の関係機関と力を合わせて進めてまいります。雇用に関して、町内企業では人手不足が生じています。新規学卒者の町内就労を促進し、雇用の安定化、そして、定住化に努めてまいります。工業に関しては、産業立地促進資金貸付金や企業立地促進条例による支援を継続してまいります。

商業に關しまして、企業や新商品開発などへの補助事業を継続してまいります。また、商工会を中心として実施している特産品づくりとおおえブランドを推進する取組を継続して支援するほか、商工業の事業者において後継者育成や事業継承する際に若い経営者がチャレンジできるような支援策を検討するとともに、これまでの資格取得への支援も継続してまいります。物産販売のイベントを実施するなどして、町内の購買力向上に向け関係する団体と連携を深めながら商工業の振興を図ってまいります。

次に、観光の推進についてであります。

本町では100年近くの歴史を誇る水郷大江夏まつり大会など年間を通して数多くのイベントを行っております。町観光物産協会など観光に関わる団体と連携し、誘客の拡大を図り、人とももの交流を推進してまいります。文化的景観のまち歩きや農業体験、山里交流館での自然体験、健康温泉館、そして、柳川温泉での保養など本町にある本物の観光資源の魅力を発信して誘客につなげてまいります。

近年、観光に対するニーズは多岐にわたっており、広域的な観光の取組が必要不可欠になっています。西村山1市4町で組織する山形どまんなか探訪プロジェクトや白鷹・朝日・大江広域観光推進協議会、村山地域の7市7町で組織する山形広域観光協議会などとの連携により広域観光の推進を図り、本町を選んで来てもらえるための誘客活動を展開してまいります。

日本百名山に数えられる朝日連峰登山の人気は高く、古寺登山口においては、登山シーズンには多くの方々からお越しいただいております。朝日連峰や町内観光の案内所として、そして、万が一の際の避難救助の前線基地、自然学習の場、宿泊所、観光案内所としての役割を担う施設として朝日連峰古寺案内センターを整備してきました。今年春に本格オープンを行い、安定した施設運営を目指し取り組んでまいります。

次に、道路交通網の整備について申し上げます。

主要地方道大江西川線は本町の道路交通網の要であり、最優先の課題と考えています。貫見間沢間に計画されている6つの橋梁のうち2つの橋が完成し、供用が開始されています。令和2年度は4号橋の巻淵橋の床版工、6号橋、阿ヨシ橋の桁製作、舗装工事が予定されて

おり、3号橋、琴ノ沢橋から5号橋、杉な橋の手前までの区間約520メートルは年内の部分開通を予定しております。また、月布橋の橋梁整備事業につきましては、幅員及び耐震性を確保するため架け替えが行われることになり、これまで用地買収が完了しています。令和2年度は橋梁の下部工が予定されております。大江・西川両町道路整備促進期成同盟会を母体とし、貫見沢口間の早期完成とともに田ノ沢大井沢トンネル間の早期着手に向け、国及び県に対しさらなる要望を行ってまいります。

今後のまちづくりの重要な路線として位置付け整備を進めております町道藤田堂屋敷線は、令和2年度も引き続き整備計画の終点となる町道諏訪堂中山線の交差点まで460メートルの用地買収を進め、早期完成を目指してまいります。

町民の暮らしにおける安全・安心を確保するため、橋梁を初めとする道路構造物の老朽化対策が重要であります。そのため、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、適正な維持管理に努めます。令和2年度は神通峡の遊歩道内、石滝橋の支承交換工事、顔好地内、久保橋の防護柵補修工事などを実施してまいります。また、身近な生活道路である町道の整備と維持管理に万全を期すとともに、冬期除排雪についても充実を図ってまいります。その他、道路のり面、擁壁などの総点検を行い、危険箇所の把握に努め、併せて町道貫見旧道線のり面の補修工事を実施してまいります。

次に、住宅施策についてであります。

町営住宅であります。大花住宅A、B棟6戸が完成し、町営住宅は40戸、特定公共賃貸住宅は28戸で合わせて68戸となりました。若い世代の定住促進と高齢者などの居住の安定を図るため、今後も住宅整備について必要性を検討してまいります。また、住環境整備事業として雪下ろし作業の軽減に資するための雪から家をまもる事業、町内産西山杉の需要を拡大するための西山杉材利用促進事業、住環境の整備と併せ町内経済の活性化を図ることを目的とした町内事業者が施工する住宅の新築、増改築費用を補助する住宅建築奨励事業を継続してまいります。

続いて、生活排水処理対策についてであります。

令和元年度末の公共ますの接続率は、公共下水道事業が71.3%、農業集落排水事業においては81.7%となる見込みであり、今後も接続率の向上と適切な維持管理に努めてまいります。令和2年度は事業の経営成績及び財政状況を明確化し、持続可能な下水道、農業集落排水事業の経営を図るため、公営企業法適用に向け基本方針を作成してまいります。また、下水道施設を将来にわたって適切に点検、調査、修繕、改築していくため、浄化センターストック

マネジメント計画の見直しを行います。合併浄化槽設置事業につきましては、公共水域の水質保全及び公衆衛生の向上の観点から、今後とも補助制度の優位性をPRし、設置率の向上に努めてまいります。

次に、水道事業についてであります。

近年の少子・高齢化などに伴う給水人口の減少や施設の老朽化など、水道事業を取り巻く環境が厳しい状況にあります。その中で県及び関係市町が構成する村山圏域水道事業広域連携検討会が設置され、県が掲げる将来の理想像「人口減少等の課題に対応しながら、県民への安全で安心な水を定期的に届ける山形の水道」の実現に向け、水道事業の広域連携による経営基盤の強化を様々な角度から検討しております。今後も経営の健全化に努めていくとともに、安全・安心な水道水の供給、災害時の早急な対応に努めてまいります。令和2年度につきましては、荻野地内の水管橋添架管更新工事、楯山配水池の流量計更新工事、塩野平地内配水管布設替え工事を実施してまいります。

次に、福祉・子育て・健康・医療について申し上げます。

本町の高齢化率は、平成31年4月時点で38.2%と年々増加傾向にあり、高齢者の福祉対策は重要な課題となっております。そのため、独り暮らし高齢者を重点に民生児童委員による日頃からの活動に加えて、高齢者等訪問、配食サービス、緊急通報体制整備事業など見守り体制の強化、高齢者独り暮らしの方の間口除雪の在り方の検討を行いながら、ぬくもり介護手当、雪下ろし等費用支援事業などの支援体制の充実、老人クラブへの支援を通して高齢者の生きがいづくりに努めてまいります。

これからの高齢化社会においては、高齢者が孤立しないように様々な困りごとをあらゆる世代の人たちがみんなで解決していく互助の精神がますます必要となります。このため、今後も高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を送れるように地域全体で高齢者を支え合う地域包括ケアシステムを構築しながら、社会福祉協議会が実施しているみんなの茶の間事業など、高齢者を支えるシステムづくりを関係機関と連携して推進してまいります。

障害の有無にかかわらず、誰もが誇りと生きがいを持ち、ともに生活できる社会を築き上げていくことが重要です。このため、今後の政策の指針となる第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画を策定しながら、障がい者の生活介護、就労支援を初めとする障害者福祉サービス事業及び特別支援学校通学支援、手話奉仕員養成講座などの地域生活支援事業を継続して実施してまいります。

介護保険事業については、団塊の世代が75歳に到達する令和7年に向け、これまで以上に

介護給付費の増加が予想されるため、今後の安定した介護サービスの提供と健全な事業運営に向けて第9期老人福祉計画・第8期介護保険事業計画を策定します。また、高齢者が要介護状態にならないように運動教室などの一般介護予防事業を継続し、認知症対策を重点課題として地域包括支援センターにおける相談支援の充実を図りながら、初期集中支援事業、認知症サポーター養成講座、徘徊高齢者登録事業などを展開してまいります。

子育て支援については、にじいろ保育園の指定管理者である社会福祉法人峻嶺会への支援、子育て支援センター活動の充実に加えて、新たに、こども・子育て支援法適用施設に移行する大江幼稚園を支援しながら、今年度策定する第2期子ども・子育て支援事業計画に基づき、その基本理念である子どもを生き育てやすい環境の整備を推進してまいります。

また、低年齢児保育、延長保育、一時預かりなどの多様な保育ニーズに対しては、民間事業者と連携しながら対応するとともに、昨年10月より実施された保育料無償化を継続しながら、町単独事業として5歳児及び18歳未満の子どもがいる世帯の第3子以降の子どもを対象に副食費を助成する幼児給食費支援事業を引き続き実施してまいります。併せて保護者の就労等を支援するため、放課後児童クラブの運営を支援してまいります。

健康づくりについては、乳幼児期から高齢期までの各世代に合わせた各種事業の実施に加え、食生活改善推進協議会の活動支援を通して栄養バランスのとれた健全な食生活への改善を図り、運動習慣の改善と併せて健康寿命の延伸を目指してまいります。喫緊の課題である医療確保対策については、経済的負担の軽減策として高齢者等通院支援事業を継続するとともに、医師の確保に向け多方面の協力を得ながら新たな方策を検討してまいります。

母子保健事業については、妊婦検診、妊婦歯科検診及び乳幼児の健康診査を実施しながら、子育て世代包括支援センターを拠点に妊娠期から子育て期に至るまでの様々なニーズに対して総合的な相談支援を提供いたします。

各種予防接種については、子どもから高齢者までの定期接種、子どもインフルエンザなど任意接種への費用助成を継続し、風疹対策として抗体保有率が低い成年男性を対象に抗体検査及び定期接種を引き続き実施いたします。各種健康診査においては、疾病の早期発見、早期治療のために、特にがん検診の受診率向上を図りながら、筋力などが衰えた高齢者を把握し、介護予防につなげるために新たにフレイル健診を実施いたします。また、健康相談、生活習慣病予防教室などによる健康教育の推進に加えて、温泉の効能を利用した町民の健康増進を目的とするさわやか健康づくり推進事業を実施してまいります。

福祉医療については、医療費の自己負担分を扶助する制度を活用し、重度心身障害（児）

者、ひとり親家庭などの医療費の自己負担分をこれまでと同様に県と町が2分の1ずつ扶助します。また、子どもを生み育てやすい環境の整備と子どもたちの健やかな育成を支援するための子育て支援医療は山形県医療給付制度と併せ、令和元年度から高校3年生の18歳までに拡大し、引き続き実施をしております。

次に、国民健康保険、後期高齢者医療についてであります。国民健康保険は平成30年度から制度改正により県と市町村が共同で国民健康保険を運営することになり、県は財政運営の責任主体としての役割を担い、市町村は従前のおり資格管理、保険給付、保険事業のほか保険税率の決定や賦課徴収を引き続き担っております。本町において今後の大幅な税率の引上げにならないよう、県に納める納付金の算定方法などを注視しながら、原資となる保険税の収納確保に努めるとともに、被保険者資格適用の適正化、健康増進・生活習慣病予防などに関する啓発や各種保険事業を展開しております。また、被保険者が健康な日常生活を送れるよう健康づくりに引き続き努めてまいります。

75歳以上の高齢者を対象とした後期高齢者医療は、後期高齢者医療広域連合が財政運営を行い、保険料の徴収や各種申請の交付の窓口業務は市町村が担うことになっておりますが、被保険者の方が安心して医療を受けられるように広域連合と連携した業務を行っております。

次に、教育関係について施策を申し上げます。

現在、町の総合計画と歩調を合わせながら新たな第3次大江町教育振興計画の策定に向け取組を進めているところであります。共生教育の理念を継承しつつ、子どもたちの未来をつくる学校教育はもちろんのことですが、大江町の全ての方々が心身ともに健康で文化的な暮らしが営めるよう取組を進めてまいります。

学校教育の振興では、これまで進めてきた共生教育を柱とし、学力向上を目指すことはもちろん、生き方や考え方が複雑化・多様化している現代社会に対応できる能力やたくましく生きる力を育成するとともに、いじめ、不登校のない楽しい学校を目指し教育活動をさらに充実させてまいります。

小中学校の教育に関しては、小学校では今年度から、中学校では次年度から新しい学習指導要領が全面実施され、主体的・対話的で深い学びの実現を目指し授業改善をさらに進めてまいります。また、小学校の教育課程に本格的に外国語教育が導入されたことから、外国語指導員の配置を継続し、授業の一層の充実を図ります。

本町では、平成29年度より他市町に先駆けて中学校3年生全員に対して英語検定の受験料

を補助してきました。また、一昨年度からは英語3級以上に課せられる面接試験のための講習会も実施してきました。今年度よりこの事業をさらに発展させて、スコア型英語4技能試験であるGTEC受験への支援と授業内容を一新します。このGTEC受験料補助を小学6年生と中学3年生全員に対して行い、小中学校における児童生徒の7年間の外国語学習を継続的に支援してまいります。

また、昨年度は先進的な事業として各方面から注目を浴びてきた中学生海外派遣事業をさらに進化させて、東京都の体験型英語学習施設、東京グローバルゲートウェイへ中学2年生全員を派遣し、2日間丸ごと英語に浸る学習を実施してきました。今年度も引き続き実施し、本事業で得る体験を基に、中学生が生きた英語を使えるような場面を授業や各教育活動において積極的に設けていきます。

学習環境の整備といたしまして、学校施設を長く安全に使用していくための修繕工事計画である学校施設長寿命化計画の策定を行います。また、小学校の学習指導要領におけるプログラミング教育の実施、小中学校の授業におけるICT機器の活用などを見据え、タブレット機器やネットワーク環境のさらなる整備を検討してまいります。中学校においては、3年生を対象に放課後を利用して学習の底上げや発展的な課題に取り組む活動を地域未来塾として開催し、将来に向けた学力の充実を図ってまいります。

学校給食につきましては、子育て支援として教育費の負担軽減を図るために取り組んでいる小学校6年生及び中学生全員を対象とした給食費の無償化を引き続き実施してまいります。また、小学校の自校炊飯、中学校の完全給食の実施に伴い、小学校においては総合的な学習の時間などにおけるこれまでの成果を踏まえ、稲作体験に継続して取り組んでまいります。中学校では、食育とふるさと教育の観点から、中学生自らが自分たちの食べる米づくりを体験し、体験を通して食と農、ひいては命やなりわいに関心を持つ子どもの育成を狙いとした取組を進めてまいります。

本町唯一の高等学校である山形県立左沢高等学校は、町立小中学校との連携やまちづくりの観点から大切な学校であります。生徒の進学・就職に向けたスキルアップとなる英語検定や簿記検定などの資格取得に対する支援を引き続き行ってまいります。また、左沢高等学校で実施する国際理解推進事業の支援も行い、魅力ある学校づくりの一助となるよう支援し、町内外の多くの中学生から志望校として選んでもらえる環境づくりを行ってまいります。

次に、社会教育についてであります。

新中央公民館のオープンを機に生涯学習事業をリニューアルし、平成29年度よりおおえ町

民大学「ぷくらすカレッジ」として展開してきました。幼少期から高齢期までそれぞれの年代の町民が共に学び、楽しみ、ともに生き、そして、学び、語らい、遊びを通してより充実した人生を送るための学びの場、仲間づくりの場として多くの町民から参加をいただいております。受講者の学習要求に応じながら、さらに充実した内容になるよう努力してまいります。

また、人生を豊かにする上で読書活動は欠かせません。学習に役立つ資料、情報の提供、学習の機会を提供する場、町の情報を発進する場として町立図書館の充実と利用促進を図ってまいります。図書館が身近な場所として受け入れられるよう図書館のPRに努め、多くの方に利用していただきたいと思っております。

学校外における青少年教育に関しては、放課後子ども教室やボランティアサークルである夢憧布の活動内容をさらに充実したものになるよう取り組んでまいります。また、東北芸術工科大学との連携による芸術創作活動など様々な体験企画を実施し、子どもたちの豊かな情操を育てるとともに青少年の健全育成に努めてまいります。

芸術文化を創造し、心の豊かさを育て、趣味を通し交流の場としての文化祭や音の文化祭、そして、あじさい手づくり工芸まつりを芸術文化団体などと連携しながら開催し、サークル活動などの育成支援に努めます。また、教育文化振興基金を活用し、町民みんなが楽しめるふれあい芸術コンサートの開催など芸術文化に触れる機会を創出してまいります。

史跡左沢楯山城跡につきましては、平成29年度から第1期整備として具体的な整備事業に取り組んでいます。令和2年度につきましては、公園に設置されているトイレが老朽化していることから、建物の一部に西山杉を使用して新たにトイレを整備するとともに、緊急の場合や管理のために使用する管理用道路の整備も進めながら、眺望を確保するための樹木の伐採を引き続き実施してまいります。

国選定重要文化的景観については、平成26年度に策定した整備計画に基づき重要な構成要素の改修などに取り組んでまいりました。令和2年度においても引き続き構成要素である家屋等の補修を実施しながら、重要文化的景観の保護に努めてまいります。

次に、体育振興では、人生100年の時代を想定し、みんなが楽しめる生涯スポーツを体育協会や大江スポーツクラブO-S T E Pなどの様々なスポーツ団体と連携し、推進してまいります。また、体育協会主催事業の充実を図り、中でも舟唄健康マラソン大会はインターネットを活用して参加募集を行うなどより多くの方が参加できるような企画とし、人と地域の結びつきを強める大会として開催してまいります。各種目において優秀選手の強化育成な

どに資するため、全国大会に出場し輝かしい成績を収めているアスリート、団体に対し、人的・物的両面から応援してまいります。また、安全で快適にスポーツが楽しめるよう体育施設の整備、修繕を順次行っておりますが、今後も社会情勢の変化に敏感に対応し、効率的で質の高い施設運営を行います。

次に、危機管理について申し上げます。

昨年も全国各地で大規模な災害に見舞われましたが、本町におきましても10月の令和元年東日本台風、いわゆる台風第19号です。大雨に伴う最上川の洪水により町道百目木原町線の一部が冠水、床上浸水1棟、床下浸水4棟の住宅被害が確認されました。町では災害対策本部を設置し、避難所の設置や避難情報の発令、避難者の受入れ、消防団による警戒及び水防活動などの対応に当たったところであります。また、国境を越えた脅威として北朝鮮による弾道ミサイルをめぐる問題は依然として予断を許さない状況にあります。

こうした中、本町においても有事に対する危機管理体制の強化が改めて重要であることを認識し、引き続き関係機関と連携し、防災・減災対策を推進してまいります。

正確な情報を迅速に伝達する手段として運用している防災行政無線については、万が一の際の緊急情報伝達に備えながら、火災予防、交通安全の啓発などにも有効に利用してまいります。近年、度々浸水被害を受けている百目木地区などの対象世帯には、確実に情報伝達ができるよう対応してまいります。また、自分の命は自分で守る自助、自分たちの住んでいる地域は自分たちで守る、共助の取組を区や自主防災組織などを通じて支援していくとともに、令和元年度に改訂したハザードマップを活用し、日頃からの災害への備えや防災意識の向上を図ってまいります。

地域の安全・安心のため、仕事を持ちながら幅広く活動していただいている消防団員の団員数は年々減少傾向にあります。引き続き活動しやすい環境を整え、消防団並びに地域と連携しながら団員の確保に努めてまいります。

防犯及び交通安全対策につきましては、これまで以上に防犯協会や交通安全関係団体と連携、協力し、一層の啓発活動に努めながら地域の安全・安心のための活動を展開してまいります。

最後になりますが、町の財政状況について申し上げます。

歳入であります。町税については、町民税のうち個人について、納税義務者数の増減などにより増減が見られているものの、法人分については業績の好調を反映し、増加傾向を示しております。また、固定資産税につきましては、新築家屋の増加、設備投資などによる償

却資産の増加もあり、税収全体でも8億円程度で推移しているところであります。今後も税収につきましては、同水準で推移していくことが見込まれております。

一方、普通交付税につきましては減少傾向が続いておりましたが、元年度決算においては公債費の増、臨時財政対策債振替額の減少などにより1.6%増加する見込みとなっております。令和2年度予算では、基礎数値などの精査により前年度予算よりさらに増額を見込んでおりますが、今後の見通しは依然として厳しい状況であると捉えております。

平成30年度決算におけます財政状況の弾力性を示す指標とされる経常収支比率は、前年度より3.4ポイント増加となったものの、県内35市町村では依然として上位に位置付けられているほか、実質公債比率においては最上位となっており、財政状況についてはほぼ良好に推移しております。

一般会計における令和元年度末の基金残高は総額で19億5,200万円程度を見込んでおり、将来の行政需要に備え着実に増額してまいりました。一方、地方債残高は交付税措置面では有利な起債を借り入れているとはいえ、元年度末見込みで60億円弱までに増加しております。

今後の見通しについては、高齢者福祉や障がい者福祉、介護や児童福祉といった扶助費は増加傾向にある中で、公債費についても令和3年度以降は6億円を超えることや老朽化に伴う施設の維持修繕費の増加、さらには下水道事業会計への繰出金の増加が着実に見込まれることから、持続可能な安定した財政運営を見据え歳出抑制を図るとともに、各種基金の活用や増額により中長期的な財政運営に配慮しつつ、計画的な財政運営に努めてまいります。

以上、令和2年度の町政運営に関する所信と主要施策の概要について申し上げましたが、幸せを感じる町にするために町民の方々と夢を共有し、語り合い、その実現に向けて取り組んでまいりますので、町民の皆様、議員各位の町政に対する特段のご理解を心からお願い申し上げます。

○議長（菊地勝秀君） 以上で令和2年度町政運営に関する所信と主要施策の概要についてを終わります。

11時20分まで休憩します。

休憩 午前11時04分

再開 午前11時20分

○議長（菊地勝秀君） 休憩を閉じて、会議を再開します。

◎諮問第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菊地勝秀君） 日程第6、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

書記に朗読させます。

〔書記朗読〕

○議長（菊地勝秀君） 提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（松田清隆君） 諮問第1号の人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてご説明申し上げます。

平成26年7月1日から人権擁護委員であります堀永敏氏は令和2年6月30日で任期満了となります。この間、人権擁護委員としてその使命を自覚し、常に人格、識見の向上に努め、積極的に人権擁護の職務を遂行されております。また、寒河江人権擁護委員協議会において副会長の職責を全うし、関係団体と連携しながら人権啓発活動をされております。

なお、任期につきましては、令和2年7月1日から3年間となります。

以上、人権擁護委員候補者の推薦に係る諮問1件につきましては、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を聞いた後、令和2年4月15日まで法務大臣に推薦することとなっておりますので、ご同意くださいますように心からお願いを申し上げます。

○議長（菊地勝秀君） 諮問第1号の質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） 討論なしと認め、採決します。

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについての採決は、起立によって行います。

本案について、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（菊地勝秀君） 全員です。

したがって、本案は同意することに決定しました。

◎報第1号の上程、説明、質疑

○議長（菊地勝秀君） 日程第7、報第1号 専決処分の報告について（令和元年度大江町町民ふれあい会館ホール空調設備改修工事請負契約の一部変更）を議題とします。

書記に朗読させます。

[書記朗読]

○議長（菊地勝秀君） 町長の説明を求めます。

町長。

○町長（松田清隆君） 令和元年度大江町町民ふれあい会館ホール空調設備改修工事請負契約の一部変更に係る専決処分についてご報告申し上げます。

本工事請負契約につきましては、令和元年9月27日に開催されました令和元年第3回定例会においてご可決いただき、黒澤建設工業株式会社、代表取締役、黒澤友晴と6,600万円で請負契約を締結し、工事を進めてまいりましたが、このたび106万9,200円を増額し、6,706万9,200円とする変更契約を締結したところであります。

議会の委任による町長の専決処分事項の指定についてで指定された金額を超えない変更契約でありましたので、地方自治法第180条第1項の規定により令和2年2月28日に専決処分したものであります。

変更の主な内容につきましては、町民ホール内2階客席部分の工事について、当初は天井内部での作業を計画していたところ、天井の強度に不安な点もあり、安全に作業を進めるため、既存天井を一部解体し、全面足場組立てで作業を実施させていただいたこと、ガス配管を埋設するため、掘削した残土を場内敷きならし処分から場外処分に変更したことなどにより、これらに要する費用106万9,200円が増額となったものであります。

以上、地方自治法第180条第2項の規定により報告申し上げます。

○議長（菊地勝秀君） 報第1号についての質疑を行います。ございませんか。

6番、毛利登志浩君。

○6番（毛利登志浩君） 確認のためにお伺いしたいと思いますけれども、変更前の6,600万、変更後の6,706万9,200円、この金額は消費税込みというふうに理解してよろしいですか。

○議長（菊地勝秀君） 教育文化課長。

○教育文化課長（西田正広君） おっしゃるとおり、消費税込みでの額でございます。

○議長（菊地勝秀君） そのほかにございませつか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） これで報告を終わります。

◎議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菊地勝秀君） 日程第8、議第1号 損害賠償の額を定め和解を行うことについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（松田清隆君） 議第1号 損害賠償の額を定め和解を行うことについてご説明申し上げます。

この件につきましては、平成28年の冬に発生したもので、被害に遭われた方は大江町在住の高齢の男性であります。

事故発生当時の状況を申し上げますと、被害者の住宅敷地が道路より1.2メートルほど高い地形となっており、道路境界部の擁壁の上部には町が道路整備を行ったときに設けた転落防止用の柵、ガードパイプが設置されておりました。このガードパイプについては、本人の除雪の都合や雪害などにより、パイプの一部がない状況にあったようであります。被害者は転落防止策の破損していた箇所から転落し、病院に搬送されましたが、転落による脳挫傷が原因で死亡に至ったものであります。

この事故から1年8か月経過した平成30年8月に被害者の相続人である男性が役場を訪れ、家の前の転落防止柵が壊れているので直してほしいとの要望とともに当該事故の件について話がなされたことから、町としては初めて事故の事実を知ったものであります。

その後、平成30年11月11日付で被害者が受け取っていた年金3年分の支払いを求める損害賠償請求が被害者の相続人から町に対してなされました。町では、顧問弁護士や保険会社と

相談した上で、パトロールなどにより道路施設を適切に管理できていなかった道路管理者である町の過失を認め、被害者相続人に対し請求のあった金額相当の150万円を損害賠償金として支払い、和解したいと考えております。

つきましては、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定に基づき、提案するものであります。ご審議いただき、ご可決くださるようお願い申し上げます。

なお、この場をお借りして被害に遭われた方のご冥福をお祈りするとともに、ご遺族の方々に対し深くおわびを申し上げます。

○議長（菊地勝秀君） 議第1号の質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） 討論なしと認め、採決します。

議第1号 損害賠償の額を定め和解を行うことについて、これを原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（菊地勝秀君） 全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議第2号～議第29号の一括上程

○議長（菊地勝秀君） 日程第9 議第2号から日程第36 議第29号までの28件を一括議題とします。

◎提案理由の説明

○議長（菊地勝秀君） 提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（松田清隆君） 議第2号から議第29号までの新規条例制定1件、条例の一部改正11件、補正予算8件、新年度当初予算8件、合わせて28議案について一括してご説明申し上げます。

議第2号 大江町森林環境譲与税基金条例の制定につきましては、森林の有する地球温暖化防止や災害防止などの様々な公益的機能を図るため、森林整備などにおいて必要な地方財源を安定的に確保する観点から、森林環境税及び森林環境譲与税が令和元年度より創設されました。

本町においても間伐や人材育成、担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発などの森林整備及びその促進に係る財源に充てるため基金を設置するものであり、大江町森林環境譲与税基金の設置及び運用に関する事項を定めるものです。

議第3号 大江町印鑑条例の一部を改正する条例の制定につきましては、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の公布に伴い、本条例の一部を改正するものであります。

議第4号 大江町都市公園条例の一部を改正する条例の制定については、あおぞら団地造成と併せて整備を行いました公園につきまして、都市公園法第2条第1項に規定する都市公園として位置付けるため、大江町都市公園条例の一部を改正するものであります。

次に、議第5号 大江町町営住宅条例の一部を改正する条例の制定は、民法の一部改正に伴い、極度額の設定や法定利率の見直しが行われることから、大江町町営住宅条例の一部を改正するものであります。

議第6号から議第13号までの各施設の一部条例改正につきましては、地方創生の期間中、施設などの使用料を免除することとしており、この3月末で期限を迎えることとなっております。地方創生については引き続き推進していくこととしており、期間を5年延長し、各種取組を進めてまいります。町民が使用する各施設の利用についても積極的に活用いただき、活発なまちづくり活動を行っていただきたいと思いますので、減免期限を令和7年3月31日までの5年間延長することとしたものでございます。

議第14号 令和元年度大江町一般会計補正予算（第5号）についてご説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、ふるさとまちづくり寄附関係経費を初め、国の補正予算となる地方創生道整備推進交付金事業の追加、今後の公共施設の整備、改修などに備えるための町有施設整備基金への積立てなどを追加するほか、年度末に当たり事務事業の執行状況などを精査した上で、不用額の減額や特別会計繰出金の調整などを行ったものであります。

歳入では、町税及びふるさとまちづくり寄附金を追加するほか、地方交付税や国県支出金

などにつきましても、本年度の収入見込み額を基に補正を行っております。この結果、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,310万円を追加し、補正後の予算総額を54億660万円とするものであります。

第2表、繰越明許費は、農業用ため池ハザードマップ作成事業、健康温泉館改修事業及び道路改良事業など年度内の事業完了が困難であることから、翌年度へ繰り越すものであります。

第3表、地方債補正は、事業の執行状況などに基づき、地方債の限度額を変更するものであります。

議第15号 令和元年度大江町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、医療費の給付実績と今後の見込みにより保険給付費や県支出金の増額、繰入金や総務費を精査により減額するなど補正するものであります。

その結果、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ855万9,000円を増額し、補正後の歳入歳出予算総額を8億4,838万5,000円とするものです。

議第16号 令和元年度大江町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、保険料及び後期高齢者医療広域連合納付金を減額するものなどがございます。

その結果、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ313万8,000円を減額し、補正後の歳入歳出予算総額を1億108万8,000円とするものであります。

次に、議第17号 令和元年度大江町介護保険特別会計補正予算（第3号）であります。これまでの給付実績に基づき保険給付費などを減額するほか、前年度繰越金の精算により基金積立金を追加するものであります。

この結果、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,178万3,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を11億7,738万4,000円とするものであります。

議第18号 令和元年度大江町宅地造成事業特別会計補正予算（第2号）は、下モ原地区住宅団地整備事業などの今年度の事業が確定したことに伴い、各経費を精算により減額するものであり、既定の歳入歳出から2,570万円を減額し、補正後の予算総額を1億2,540万円とするものであります。

議第19号 令和元年度大江町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、年度末を迎え決算見込みを踏まえて精査したことにより、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ112万1,000円を減額し、補正後の歳入歳出予算総額を3億194万5,000円とするものであります。

議第20号 令和元年度大江町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）は、年度末を

迎え決算見込みを踏まえて精査したことにより、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ100万円を減額し、補正後の歳入歳出予算総額を4,441万6,000円とするものでございます。

議第21号 令和元年度大江町水道事業会計補正予算（第3号）についてであります。収益的収入及び支出につきましては、年度末を迎え決算見込み額を踏まえて精査したことにより、既定の予算総額からそれぞれ353万6,000円を減額し、補正後の予算総額を2億4,491万8,000円とするものであります。

資本的収入につきましては、負担金を追加した結果、既定の予算総額に97万円を追加し、補正後の予算総額を7,135万円とするものであります。

議第22号 令和2年度大江町一般会計予算につきましては、さきの予算内示会でもご説明いたしましたが、予算の編成に当たりましては、任期満了に伴う町長選挙があったため、骨格的な予算編成とならざるを得なかったものでございます。

当初予算には、人件費、扶助費、公債費などの義務的経費を初め債務負担行為の議決をいただいている事業、政策的要素を含む事業であっても当初予算に計上しないと支障があるものについて計上させていただいております。今後は早期に政策的事業などを盛り込んだ補正予算を議会に提案させていただきたいと思っておりますので、格別のご理解を賜りたいと存じます。

以上のことから、令和2年度大江町一般会計予算は前年と比べマイナス4億700万円、8.0%の減の46億5,300万円となりました。

歳入面では、町税の増のほか、地方交付税については国の地方財政計画と単位費用などを精査し、対前年比2.1%増の21億8,000万円を見込んだ一方、基金からの繰入金及び町債については大きく減としております。

歳出面では、冒頭で申し上げましたとおり、義務費のほか当初予算に計上しないと支障のあるものについて計上させていただきました。

第2表、債務負担行為は、あおぞら団地への定住促進対策費と降雹被害対策資金利子補給に係る債務が当年度以降にも発生することから、その期間及び限度額を設定するものであります。

第3表、地方債は、道路整備事業など11件の起債につきまして限度額などを定めるものであります。

なお、いずれも交付税措置面で有利な過疎債及び臨時財政対策債の借入を予定しております。

議第23号 令和2年度大江町国民健康保険特別会計予算は、国民健康保険税、保険事業納

付金を減と見込み、前年度対比1.7%減の8億1,350万円を計上いたしました。

議第24号 令和2年度大江町後期高齢者医療特別会計予算は、町が行う保険料徴収に係る事務的経費のほか、保険料や広域連合事務費負担金など広域連合への納付金を計上したもので、前年度対比で4.4%増の1億700万円とするものであります。

議第25号 令和2年度大江町介護保険特別会計予算は、平成30年度から令和2年度までの第7期大江町介護保険事業計画を基に前年度の事業見込み額を勘案し、保険給付費などを計上した結果、全体として前年度対比で1.9%増の11億7,000万円とするものであります。

議第26号 令和2年度大江町宅地造成事業特別会計予算は、前年度比で90.7%減の2,000万円を計上しております。あおぞら団地の分譲促進に向けたPRなどに係る広告料及び委託料、公共下水道への加入負担金などに係る経費を計上しております。

議第27号 令和2年度大江町公共下水道事業特別会計予算は、前年度比で13.5%減の2億6,450万円を計上しております。今年度は公営企業会計移行業務や下水道計画変更業務の委託料のほか、施設の維持管理に係る経費を計上しております。

議第28号 令和2年度大江町農業集落排水事業特別会計予算は、前年度比で10.4%増の5,010万円を計上しております。今年度は処理場などの施設管理費に係る経費のほか、公営企業会計移行業務や施設の機能診断委託料を計上しております。

議第29号 令和2年度大江町水道事業会計予算につきましては、収益的収入及び支出は、施設の維持管理経費、料金徴収などに係る経費を計上し、前年度比1.7%減の2億4,410万円としております。資本的支出は、荻野水管橋添架管更新工事費などを計上し、前年度比8.6%減の1億2,689万4,000円とするものであります。

以上、28議案について一括してご説明申し上げましたが、詳細については担当課長より説明させていただきますので、ご審議の上ご可決くださるようお願いを申し上げます。

○議長（菊地勝秀君） 以上で議第2号から議第29号まで計28件の提案理由の説明を終わります。

午後1時まで休憩します。

休憩 午前11時48分

再開 午後 1時00分

○議長（菊地勝秀君） 休憩を閉じて、会議を再開します。

◎一般質問

○議長（菊地勝秀君） 日程第36 一般質問を行います。

一般質問の時間は、会議規則第61条の規定により、答弁を含め60分以内となっておりますので、質問、答弁とも簡潔明瞭をお願いします。残り5分となった時点でベルを鳴らしますので、議事の進行にご協力をお願いします。

質問席と町長席、教育長席に水差しを置くことを許可します。

それでは、通告順に順次質問を許可します。

最初の一般質問は一問一答方式で行います。

◇ 土 田 勵 一 君

○議長（菊地勝秀君） 10番、土田勵一君。

○10番（土田勵一君） 松田町長、就任誠におめでとうございます。トップバッターとして私が質問できるということは光栄でありまして、誠に有り難く思っております。

それでは、公共下水道について伺います。

みなみ住宅団地、美郷住宅団地、藤田住宅団地、あおぞら住宅団地については、当初から公共下水道に、また、本郷地区の望山区の入り口まで延びております。近年、宅地を造成する際には公共下水道と同時に取り組み、工期短縮や経費削減にもなることから、今後も同時進行で進めていただきたい。平成5年に宅地造成しました若原住宅につきましては、当初は合併浄化槽でありましたが、上田町政時の平成15年には公共下水道に移行し、整備しております。蛍水住宅団地につきましては、平成10年に宅地造成し合併浄化槽となっていることから、町は平成22年に公共下水道に関する説明会を実施し、区民にアンケート調査を実施しております。

調査結果につきましては、3年以内に公共下水道に加入する方が50%、3年以降に加入する方を含めると64%でした。その当時はほとんどの方が合併浄化槽は半永久的と思ってお

りましたし、私もそのように思っておりました。したがって、アンケート調査から約10年が経過した現在、パーセンテージはもう少し上がっているものと思われます。

アンケート調査の3年後、平成25年に町からこのような報告がありました。今後、大江町浄化センターの下水処理能力をオーバーしますと、下水処理槽を1槽増設しなければなりません。大きな事業費がかかることから、蛍水住宅につきましては、合併浄化槽とするような報告があったと記憶しております。したがって、蛍水住宅団地並びに9区の一部の地区につきましては都市計画区域にはなっておりますけれども、今では左沢地区内で唯一残された合併浄化槽区域となってしまいました。

しかし、ただいま申し上げましたとおり、その後もみなみ住宅団地、美郷住宅団地、藤田住宅団地、あおぞら住宅団地とともに公共下水道を次々と整備し、加入件数は蛍水区の100軒を軽くオーバーしている状況であります。したがって、下水処理能力オーバーなどから合併浄化槽とする報告は一体何だったのか、今になっては、近い将来に対する汚水処理量の見通しが甘かったといわれても仕方ありません。亡くなりました上田元町長は、蛍水住宅団地を公共下水道にできなかったことを残念無念な思いで天国から見守ってくださっているに違いありません。まだ遅くはありませんので、当地域につきましても公共下水道に移行していただき、整備に取り組んでいただきたい。

大江町の人口はここ5年間で急激に減少し、令和2年1月20日時点について8,000人を切っておりまして、令和2年3月1日時点では7,969人となってしまいました。したがって、少子・高齢化や核家族化に伴い加入件数は増えても人口は減少し、今後も下水処理量は増えないものと思っております。また、現在の汚水処理率は72%とお聞きしておりまして、現在の下水処理施設で処理できるものと考えております。

これまで蛍水住宅団地並びに9区の一部を含め公共下水道にならなかった要因は何だったのか。要因は5つ考えられます。合併浄化槽認可区域を公共下水道認可区域に変更するためには、国に申請し認可をいただく必要があります。そのようなことなのか、配管埋設工事に関してのものか、不都合なことがあるのか、大江町浄化センターの下水処理能力オーバーを危惧してのことか、配管埋設工事に関するものか、常識では考えられませんが、内部での手腕や付度などによるものなのか、この5つが考えられます。

多くの町民の方々に蛍水住宅団地はいまだに合併浄化槽なんですよと説明しますと、全ての方々からえっと驚きの声が出てきます。当住宅団地は家並みはきれいだし、大江町の住宅団地の象徴的存在でありますし、広告塔としてさらなる環境もよく、住み心地のよさを発

信するためにも公共下水道は欠かせないものと思っております。当住宅団地につきましては、これまで何軒か空き家になって売りに出されておりますけれども、すぐに売れる状態であり、また、すぐに入居していただき、うれしい限りであり、感謝しているところであります。それだけに当住宅団地のよさを理解していただいているものと思っております。したがって、蛍水住宅団地は永遠に不滅であると言っても過言ではありません。

有識者の話によりますと、当住宅団地につきましては、公共下水道を整備しますと、さらに評価はアップするとお聞きしております。毎月行われております蛍水区役員会議で公共下水道の話が出たとお聞きしております。住民は公共下水道整備を今か今かとお待ちしているものと察しているところであります。近年、宅地造成工事と公共下水道工事を同時に取り組み、工期短縮や経費削減にもなることから大変結構なことであり、今後も同時進行で進めていただきたい。町は蛍水住宅団地と9区の一部の地域を置き去りにしているわけではないと思っておりますけれども、配管埋設の単独工事となりますと、どうしても後回しになってしまい、現在に至っているものと思われまます。

公共下水道を整備するためには、原則として70%の加入率をクリアしなければならないと記憶しております。したがって、区ごとにアンケート調査を実施はしておりますけれども、加入率をクリアした区はあったのか以前から疑問を抱いておりました。しかし、首長として公共下水道を政策とする立場も尊重しなければならないと思っております。ただ、蛍水住宅団地と9区の一部の地域だけがなぜいまだに合併浄化槽なのかということでもあります。

平成5年に宅地造成しました若原住宅団地につきましては合併浄化槽となっておりますけれども、アンケート調査を実施せず平成15年には公共下水道に移行し、整備したとお聞きしております。町もご承知のとおり蛍水住宅団地内の側溝の水の流れが悪いことから悪臭が発生しております、これまであらゆる対策を講じていただきましたけれども、残念ながら解消されておられません。

したがって、公共下水道を整備しますと、悪臭の発生解消や福祉施設の隣に位置する町直轄の庚申ため池につきましても水位を常時下げておくこともできますし、水を全て抜くことも可能となり、強い地震や近年のゲリラ豪雨による心配も解消されます。また、調査の結果、大丈夫と言われておりましたけれども、前町長はちょっとした雨であっても現場に駆けつけていただいて、状況を確認されていたとお聞きしておりました。それも必要なくなります。

合併浄化槽の寿命は25年から30年くらいとお聞きしております、早く住宅を建てました

お宅はあと四、五年で更新時期に入ると思われます。しかしながら、合併浄化槽を更新するには町から補助はありません。各家によって合併浄化槽の設置位置が違いますので、確かな金額は分かりませんが、違っていればお詫びいたします。例えば新たに5人用合併浄化槽を設置することになりますと、合併浄化槽費プラス産業廃棄物となる浄化槽処理費プラス設置費プラス消費税10%を含めると、160万くらいの費用を要すると言われております。公共下水道となりますと、一番簡単な方法として加入料27万円、ます代を含めると、プラス合併浄化槽を撤去せず埋め立てる費用プラスパイプ接続費プラス消費税を含めると、約3分の1くらいの費用で済むと言われております。

公共下水道が整備されますと、側溝による悪臭発生の解消、町の住宅団地の象徴的存在である広告塔のさらなるPR効果のアップ、庚申ため池の決壊解消、左沢地区内で唯一の合併浄化槽地域の解消、さらに、当団地はコンパクトにまとまっていること、工事の際には各家へのアクセスとなる道路が張り巡らされ車の出入りが容易なこと、迂回も可能なことから工事がスムーズに進むことなどを踏まえ、素人なので確かなことは分かりませんが、工期短縮にもなり、微々たるものではありますけれども、工事の経費削減にもなるものと思われまします。そうしたことを酌み取っていただきたい。今後も移住定住対策としまして、新たな宅地造成につきましても公共下水道は欠かすことはできません。したがって、町外の方々から喜んで移住していただけますよう環境も住み心地も最高と言われる住宅団地を目指してまいりまします。

最後にいたします。蛍水住宅団地並びに隣接する9区の一部の地域につきましても、なぜ合併浄化槽なのか、ここ半年間、過去のことを調査してまいりました。その結果、全てが分かりましたし、今さらどうのこうの言うつもりはございません。ぜひ公共下水道整備に取り組んでいただきたい。住民共々に望んでいるところであります。国への区域変更申請から整備等の事業費まで課題は多々ありますけれども、精いっぱいねじを巻いて町長の背中を後押しさせていただきます。松田町長、いかがでしょうか。お聞きいたします。

以上であります。

○議長（菊地勝秀君） 町長の答弁を求めます。

町長。

○町長（松田清隆君） 土田議員のご質問にお答えしたいというふうに思います。

ご存じのとおり大江町の公共下水道事業は平成6年に事業の認可を受けて、平成13年に供用を開始して既に18年が経過しているという現状でございます。その間、平成23年度には浄

化センターの1系列増設工事などのことを行っております。しかし、計画当時、認可区域としておりました243ヘクタール全体を処理するには巨額な費用をさらに投資して、もう1系列の処理施設の増設が必要だというようなことがあったようでございます。その結果、公共下水道事業の見直しを検討したというふうなことであります。

平成22年に行った未整備地区への接続に対する住民アンケート結果がありますが、先ほど質問の中でアンケート調査を行っていない区域などもあるのではないかとというふうなことで、あくまでもその時点での未整備地区への接続というふうなことでのアンケート調査を行ったようであります。その結果や経済比較の結果、今後の施設運営に多額の経費を要すること、そして、国からの補助等の財政支援が当時不透明なことなど総合的に判断をしたというふうなことを聞いておりますが、処理区域でありながら未整備であった市の沢外5地区と藤田、9区の一部、蛍水については下水道事業を当面休止させていただけないかというふうなことを判断したというふうなことであり、下水道事業に代わる生活排水処理対策である合併浄化槽の整備区域への見直しというふうなことを平成23年、そして、平成25年に議会全員協議会などでもご説明をさせていただいて、そのような変更を行ったというふうなことであります。

その後、平成28年に事業認可区域を63ヘクタールほど減らしまして、180ヘクタールという区域としております。今年度はあおぞら団地と大江中学校までの管渠整備を行いました、面積に対する現在の整備率は97.7%というふうなことになっております。

また、汚水の処理量の話でございますが、最近ではほぼ横ばいで推移しているという現状でございます。接続する戸数は増えておりますが、人口減少によるものと節水型機器の普及が進んでいるというふうなことで、1戸当たりの排水量が減少しているのではないかとというふうなことを考えているところでございます。

浄化センターの処理可能戸数のお話がありましたが、能力としては約1,500戸程度というふうなことになってございます。平成30年度末で下水道に接続している戸数は1,182戸というふうなことになっておりまして、処理能力に対する割合は78.8%というふうなことで、いささか余裕は数字的にあるというふうなところでございます。今後、管渠の整備を計画しているところといたしまして、藤田工業団地の拡張部分について現在の処理施設で賄えるものと想定をしております。

なお、公共ますへの接続率は今年度の末で71.3%というふうなことになる見込みとしてございます。

合併処理浄化槽の耐用年数のお話がありました。おおむね30年程度と。ただ、機械設備類は電気とかいろいろありますが、7年から15年程度ではないかというふうなことでございます。蛍水地区においても設置後20年を経過するというふうなことです。老朽化が進行しているものと思われ、水環境への汚濁負荷の量が高い浄化槽が今後増えてくるというふうなこともあり、悪臭の原因というようなことも懸念されると思います。今後何らかの対策を講じる必要があるのではないかというふうなことはよく認識をしているところでございます。

また、現在の合併処理浄化槽の設置事業では、合併処理浄化槽から合併処理浄化槽への更新に係る事業、いわゆる耐用年数が来て新たに再度合併浄化槽を入れるというような場合については、汚水処理未処理普及解消というふうな扱いにならないというふうなことから、補助対象とはならないという状況があります。議員お話のとおり、更新の際には高額な費用負担が発生することが見込まれる、それから、設置者の負担軽減については町の財政状況や国、県の取組を踏まえた課題ではないかというふうに思っているところでございます。

蛍水地区に係る下水道の管渠布設の整備というふうなことでのご提案といえますか、質問でございますが、この整備を実施するというふうなことになった場合、様々な課題が出てくるのではないかというふうに思います。大体概算で3億から4億程度の事業費が新たに必要になるのではないかと、また、現在の公共下水道会計の中では、令和元年度でも一般会計のほうから1億7,000万円程度の繰入金を行っているというふうな状況、それから、令和元年度末の起債の残高、これについても15億8,000万円ほどあり、なかなか下水道会計として新たな起債を増やすというふうなことになりますと、相当な負担を覚悟の上での対応というふうなことになりますので、場合によっては下水道料金の見直しの検討も含めた将来的な下水道事業全体の流れを見据えて慎重に対応しなければならない課題だというふうに思います。

また、1戸当たりの排水量が減少している影響も踏まえて、今後、処理場に係るいわゆる処理量のシミュレーション、そういったものも事業実施をする上では可能かどうかというふうなことも必要になるというふうに思います。こういった課題を検討しながら、その上で変更申請が必要となる、それから、事業の検討を行う上で28年度に見直しを行い認可区域から除外した区域との整合を図らなければならないというようなこともあり、長期的な事業計画により進めていく必要があるというふうに思います。

また、下水道の整備には膨大な費用を要しているため計画性と効率性が求められる、このため、大江町の下水道事業に地方公営企業法を適用し、事業の経営成績及び財政状況を明確にして持続可能な下水道事業の経営を目指さなければならないというふうなのは、もう国全

体の動きとして町としても取組を始めなければならないという現状があるというふうなことです。

今後、下水道施設の耐用年数というふうな部分から見れば、処理場の土木建築構造物でおおむね50年、機械電気設備で15年から30年というふうにされております。供用開始から18年というふうなことが経過しておりますので、浄化センター自体、一部設備の耐用年数を迎えております。老朽化に伴う更新や現在ある施設の適正な維持管理が必要となり、それに伴う経費などもかさんでくるというふうなことが想像できます。

いずれにしても、蛍水及び9区の一部地域への公共下水道整備については、ただいま申し上げましたような課題として町の財政状況、そして、少子・高齢化などの取り巻く社会情勢、それから、未整備地区住民への意向の調査などさらなる検討が必要だというふうに考えております。それらを総合的に勘案して町の公共下水道全体、そして、認可計画の見直しを含めて慎重に判断させていただくというふうに考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（菊地勝秀君） 土田勵一君。

○10番（土田勵一君） 町長、どうもありがとうございます。

予想どおりといたしますか、町長の答弁、予想どおりです。今までここまで下水道工事は順調に来ているわけなんですけれども、今言ったとおり一番最初の古い浄化槽といたしますか、それはやっぱり私らもはっきり言いまして何十年もつかも分からなかったんですね。やはり関係者でないとなかなか分からないと思うんですよ。それが最近になってようやく何年前でしたか、8年前でしたか、9年前ですか、こういうものだと。方式もこういうものだと、そういうふうに分かったのが最近だと思います。

前の人は、みんなつくられていたものだから知らない、そういう感じでやってきたわけなんですよね。恐らくそうだと思います。私らもようやく勉強をしてきて、何かあれというふうなのが気づいてきて、前のものも大分古くなって、またそれも更新をしなくちゃいけないのかなんていう気もなってきました、私も勝手なことを言うようですが、自分の区でありますので、そんなことじゃないかなと私も思うんですが、やっぱり浄化センターの浄化槽が意外と早く寿命が来てしまうのかなと。何年ぐらいだと思いましたが、今まで、町長。

○議長（菊地勝秀君） 町長。

○町長（松田清隆君） 今のお話は合併処理浄化槽の耐用年数のことですか。

○10番（土田勵一君） センターの話です。

○町長（松田清隆君） センターのほうは先ほど答弁の中で申し上げましたように、土木構造物、コンクリートの水槽だとかそういったものについては約50年程度、ただ、電気系統からいろんな設備もございますので、そういったものについては長くて30年、短いもので15年から30年程度というふうなことだというふうな調べた結果でございます。

○議長（菊地勝秀君） 土田勵一君。

○10番（土田勵一君） そうすると、やはり私らと同じで、前は課長をしたり水道課にはあまりいなかったかな。たしかいないと思うんですよ。それであまり分からないのは当然なんですけど、それも私と同じで、今言った18年とか20年とかというスパンで私らも最近分かってきて、そういうふうに私らもあつというので気づいたんですよ。だから、今の町長の話と同じで、私らと全く同じだと思いますよ。こんなに早く直すところが出てくるとか、分かりにくかったですよ、町長。私もそうなんですよ。

また合併浄化槽の話に戻りますけれども、我々の合併浄化槽もやっぱりそれと同様で、何か一部重なってダブるのかなという気はするんですよ。だから、私も心配して、うちのところもやっぱり期限が来る、あと浄化センターの一部でもやっぱり年齢というか古くなっていると。そういうことで、恐らくダブルときがちょうど来るんじゃないかなと私は思っています、それを心配しているわけなんですよ。

実はうまく表現できないんですが、今までもこういう話があったわけですが、何かないと下水道の話はあまり出てこないんですよ、確かに。だから、もう10年ぐらい前から、そのときに浄化センターの浄化槽の話が出て、こういうふうな方針でこういうふうにやりますよということが出たのは、たしか10年ぐらい前かなと思っているんですよ。やはりもう少し当局も勉強していただいて、だから、町民にも分かるように説明をするような状況であると良いのですが、もう一つつくるのに8億円かかるから駄目だと一発で言われても、あれ、今のところはまだ進めているんじゃないですかというふうなことなので、そういうところはやっぱり説明というのもちろんとしていただかないと。やっぱり断るのは簡単なんです。今お金がかかるから、もうちょっと待ってくださいなんじゃなくて、さっぱり分からない状態で駄目だというふうなことでしたので、だから、逆に蛍水の問題じゃなくて、残っている今説明がありましたとおり、そういうところにもやっぱり自分たちの立場にならないとこの問題というのは分からないんですよ。町民も分かっていなくて、そのうちなるんじゃないかなんていうような甘い考えでいるかもしれないので、そういうところを一体どういうふうにか

えていますか、町長。

○議長（菊地勝秀君） 町長。

○町長（松田清隆君） 今回の先ほど申し上げました区域の変更というふうな部分については、平成25年度から見直しを行い、28年度に変更しているというふうなことです。最近といえ最近の変更の手続を様々な説明なりをしながら、議会に対しても全協等で説明をしながら進めてきたというふうな経過はご理解いただきたいというふうに思います。

先ほど私いろいろな解決するためにはクリアしなければならない課題という点で何点か申し上げましたし、先ほど土田議員の質問の中でもこういったことなのではないか、ああいったことなのではないかというふうなことで5点ほどありましたけれども、全くそのようなことの中身で、入り口から駄目だというふうな話ではなくて、これから今のある浄化センターの能力の中でどこまでできるのかというふうなものを十分に検討しなければならないというふうなことだと思います。やはりあと1系列追加してという選択肢は、今までの説明を私担当のほうから聞いている中ではちょっと厳しいのかなというふうに思いますので、現在の処理能力の中でどこまで線を引いて加入の区域として伸ばせるかというふうなところが一つの課題ではないかなというふうに思います。

もちろん今後の加入率などそういったことも将来に向けた課題はありますし、その辺と、あとは予算的な配置、町の財政的な負担というふうなところが大きいと思いますので、その辺、十分に検討をしながら作業は進めなければならないし、皆さんにもその辺のところは理解していただくように町としても、広報紙や様々な資料を提示しながら町民の方からも問題を持って、この問題を解決に向けて進めていきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（菊地勝秀君） 土田勵一君。

○10番（土田勵一君） ありがとうございます。ほぼ終わりました。恐らく何年かスパンをつくって、5か年計画じゃないんですけれども、検討する余地はありますので、今、町長言ったように、答弁のとおり分かりましたので、それは理解しております。やっぱりそういうことも鑑みながら進めていただきたい、そういうふうに思います。

時間をちょっと5分オーバーしましたけれども、そういうことで私の一般質問を終了いたします。どうもありがとうございました。町長、ありがとうございます。

○議長（菊地勝秀君） これで土田勵一君の一般質問を終わります。

1時45分まで休憩します。

休憩 午後 1時36分

再開 午後 1時45分

○議長（菊地勝秀君） 休憩を閉じて、会議を再開します。

一般質問を続けます。一括質問です。

◇ 結 城 岩 太 郎 君

○議長（菊地勝秀君） 9番、結城岩太郎君。

○9番（結城岩太郎君） まずは、夢を共有できるまちづくりを目指してということのスローガンに松田清隆新町長が誕生しましたことに心よりお祝いを申し上げる次第でございます。おめでとうございます。

当選後のインタビューで、観光誘客のために考えていることはと、こういう質問に対しまして、観光の目玉となっているテルメ柏陵健康温泉館をさらに魅力的なものにすべく改修を進めたい、こういうお答えをお聞きしまして、私の質問する一つのお答えが見えてきたのかなと感じたところでございます。ぜひ道の駅おおえの大規模リニューアル構想づくりとともに、私の質問にも答えていただけるものと意を強くしたところでございます。

それでは、質問に入らせていただきますが、私は、1つはトレーニングルーム設置提案について、2つ目に柏陵荘と健康温泉館の今後の方向性についてを質問させていただきます。

生涯元気で暮らせる町民のための健康器具、体を鍛えるための様々な器具を設置しているトレーニングルームはそれぞれ各市町で活用され、若い世代では、今、体を本格的に鍛えている方が多くなってきているようであります。中でも女性専用のトレーニングルームは人気を呼び、行列をつくって待たなければならないほど繁盛しているところもあるとお聞きをしております。本町からも知り合いの方々が結構入会されて、汗を流しているということを知ったところであります。

そんなことで、町民の若い方から筋トレマシンがあれば使いたい、筋力アップを図りたい、筋肉をつけたいという要望があります。この要望についてするとしたら、設置場所をどこに

するか、その費用はどうするのか、また、そういった筋力アップ目的での機器になりますと、どうしてもトレーナーを置く必要があるのではないかと。げがが出たら、いろんな想定上の問題などあると思います。これらを解決するための場所の提案として、健康温泉館、柏陵荘、テルメ柏陵敷地内とし、どちらも老朽化が激しいことから施設の改修を行い、それに連結したトレーニングルームを設置し、指定管理者制度として委託をする、そういう施設に生まれ変わり、ウォーキングマシンなどいろいろ機器を利用して運動し、いい汗をかいたあとに柏陵荘やテルメ温泉に入浴するといった流れになるようにすることで、舟唄温泉の入浴者が増加することが期待できると思います。それでにぎわいも出ることになり、温泉も繁盛していくものと考え、提案を申し上げお伺いをいたします。

今後、この老朽化した柏陵荘と健康温泉館をどのようにしていくのか、今後の方向性をお伺いします。

現在、柏陵荘の入浴者数は平成30年度の実績で申しますと、年間約18万人とお聞きしております。健康温泉館の入浴者数は約31万人、柳川温泉の入浴者数は約8万人ということで、健康温泉館の収益をプールして、3つ合わせてやっと運営している状況であると。そのようなことから、職員手当、給与も少なくボーナスも出せないような過酷な運営を強いられているとお聞きしております。

こういう状態を解消するためにも、新たな事業として温泉とコラボしたトレーニングルームはぜひ有効な手段と考え、壇上からの質問とさせていただきます。

○議長（菊地勝秀君） 町長の答弁を求めます。

町長。

○町長（松田清隆君） ただいまの結城議員からのご質問にお答えしたいというふうに思います。

まず初めに、大江町健康温泉館というような場所というお話ではありますが、私この質問をいただいたときに、この健康温泉館という名称そのものはどんな意味を込められてつけられたものだったのかなというふうなことを感じました。もちろん高濃度温泉と言われる舟唄温泉の効能を利用した健康づくりというふうなことは、大きな柱だったというふうなことは想像できますが、町民の健康づくりの拠点として、そういった施設を利活用しながら今後進めていきたいというような願いも込められていたのではないかとというふうなことを想像しております。そうしたことから、今健康づくりについてのるる提案などもありましたが、そういった立場でちょっとお答えさせていただきたいというふうに思います。

1つは、今お話をいただいた温泉の利用者数などについても最近は少し減少傾向にありながらも、温泉施設によっては利用者数が少し大きく落ち込んでいるというふうな現状も出てきております。そういったことを考えてのお話としては、時代の要請に合わせたような、そういった新しい健康づくりへのアプローチというふうなことは、すばらしい提案ではないかなというふうに思いますし、私もそう考えたいというふうに思います。

人口減少しているという中で、単なる温泉離れというふうなことだけではなくて、温泉施設としての魅力的なものというふうなものがなければなかなか差別化を図ってお客様の、入浴者のお招きをするというふうな形にはなかなか進めない、そんなことが今の温泉入浴者数の状況なのではないかなというふうに思っております。ぜひ他の施設にないような入浴が1つでも2つでもなければ、単なる入浴というふうなことだけでは今後厳しいものではないかというふうに感じております。

あとは、トレーニング施設というような提案でございますが、町のトレーニング施設というふうなところでは、体育センターのほうにトレーニングルームが設けられております。昨年度の年間の利用者数は827人というふうな数字のようでございますが、利用者の声を受けながら、要望に応じた機器の増設または更新というふうな形で利用をいただいております。

ただ、体育センターのように健康づくりプラスハードな体力づくりというふうな意味合いで利用されている方も多いのかなというふうに思いますが、今お話ししている健康温泉館のそういった施設というふうなことになれば、目的は少し違ってくるのではないかなというふうな思いもあります。やはりリフレッシュする、健康づくり、こういったことが求められている健康温泉館での利用者が要求としては多くなるのではないかというふうに思いますので、ぜひそういった感覚を捉えながら温泉入浴とトレーニングによる健康づくり、こういったキーワードで進めるのもいいのではないかというふうに思います。

お話しいただいた内容につきましては、いいアイデアであり、コンセプトとしても非常にこれから取り組みやすいものではないかというふうに感じておりますので、ぜひ検討してみたいというふうに思っております。また、質問の中にもありましたが、整備を実施するためにトレーニング館というふうな結城議員さんからのお話がありましたが、新たな建物を別棟で設けるのか、やるとすればですね。あとは現在の建物の中の一部スペースを利用しながら、そういったこともできるスペースを設けながら整備をしていくのかというふうなことがあるかというふうに思います。

ただ、今の施設の中では、皆さんご存じのとおり空いているスペースというのはなかなか

ありませんし、部屋もないというふうなことで確保も難しいのかなというふうには思いますが、工夫をしながらやれる部分はないのかどうかというふうなことも一つの選択肢として考えなければならないというふうに思います。

あとは健康温泉館自体の今お話がありました、老朽化というふうな問題があります。25年を経過している中で、お風呂を片方の部分は新たにリニューアルをしてオープンさせていただいておりますが、残っている部分についても相当傷みが激しいというふうな部分もありますし、その辺の補修または建替えというふうな部分も検討しなければならない時期に来ているというふうに思います。また、それ以上にやっぱり設備関係が非常に25年を経過している中で、修理しながら使ってきているわけですが、その修理も部品がなくなってきたりとか、大きな費用がかさんだりとかというようなことも出ておりますので、そういったところも更新しなければならないという財政的な部分での課題も非常にあるというふうに思います。

そういった状況の中で、新たにトレーニング館というものを設けるというふうな部分で、どれだけの費用、どれだけの費用対効果があるのかというふうな部分も十分に町の負担を考えながら検討しなければならないというふうに思います。先ほど申し上げた既存の施設との関係で、優先順位をつけながらその辺は検討してまいりたいというふうに思っております。

あとは、柏陵荘と健康温泉館の今後の方向性というふうなお話がありました。健康温泉館は町が所有する温泉施設の中でも最も入浴者が多く、経営的にも非常に優秀な施設であるというふうなことであります。そして、道の駅から健康温泉館までの一帯のテルメ柏陵地区のシンボリックな施設として位置付けられていると、今もそこを中心に町のPRも進めている、入込み客も多いというふうなことでございます。

先ほど施政方針の中でも申し上げましたが、道の駅が年数経過、それから、魅力度というふうな部分では先行して、他の市町村に先駆けてできた施設であるというふうなところから、少し今の時代に合ったようなものにリニューアルしなければならないというふうなことで検討しておりますので、道の駅から健康温泉館までのテルメ柏陵全体の整備計画なども十分に検討し、位置付けをそれぞれ役割分担しながら町外からのお客様または町民から健康づくりのために利用していただく、そんな魅力づくりをしていかなければならないというふうに思いますので、ぜひ健康温泉館については今後ともシンボリックな施設として継続した取組、利活用を図っていかなければならないものだというふうに思っております。

それから、柏陵荘の部分でございしますが、柏陵荘は他の温泉施設とは異なりまして、老人

福祉法において無料または低額な料金で老人に関する各種の相談に応ずるとともに、老人に対して健康の増進、教養の向上及びリクリエーションのための便宜を総合的に提供するというようなことが定められているようでございます。そんな目的を持った施設であるというふうなことで、現在も高齢者の方々の憩いの場として利用されているというふうなことでありますが、実態としては、日常的な温泉入浴というふうな目的の方が多く訪れるという現状がございます。

この施設は開設から本当に既にもう41年が経過しており、これまで度重なる機械設備の修繕や更新を行ってきております。平成26年度には、耐震性の問題から眺望風呂を露天風呂に大規模な改修をするなど、施設の維持管理にも努めてきたという経過がございます。しかしながら、それ以上に経年劣化に伴う修繕費が毎年多額となってきたというふうなことも事実でございます。平成30年4月に料金の値上げをさせていただきましたが、近年の入浴者数の減少なども相まって、営業の利益としては毎年赤字を計上するような施設になっている現状があり、抜本的な料金値上げだけでは解決に至っていないというところがございます。

その中で、このため今後は老人福祉センターと高齢者福祉に寄与する施設であるというふうな基本は踏まえながらも、施設の愛好者や将来的な維持管理経費などを総合的に判断して、現在進められている道の駅の再整備の構想の検討の中で、十分に議論をしながら今後の施設の在り方について検討したいというふうに思っておりますので、今後検討の内容等についても皆様方のほうにお示しをしながら進めてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上です。

○議長（菊地勝秀君） 結城岩太郎君。

○9番（結城岩太郎君） ご答弁ありがとうございました。

温泉施設の入浴者数が減少している中で、落ち込んでいっている中でいい提案だと思うということで前向きなご答弁をいただきまして、ありがとうございます。さらに具体的な方向で質問を続けさせていただきますけれども、本町にもトレーニングルームというのが体育館のほうにあるわけですね。先ほど触れられましたけれども、体育センターのほうで827人、1年間利用者があったということでもあります。本町のそのトレーニングルームは平成11年に町体育センターの開館とほぼ同時に整備されたものと思っております。

機器につきましては、トレーニングマシン、エルゴサイザー、有酸素系、いわゆる自転車こぎなど新旧合わせて4台ほどあって、ほかにトレーニングマシン、クライマー有酸素系の

ステップ系が2台、トレッドミル、有酸素系ランニング・ウォーキングが2台、トレーニングマシン、バーチカルプレス・アンド・ラットプルダウン、これは上半身、胸、肩、腕を鍛える筋トレマシン1台です。トレーニングマシン、ローマンベンチ、これは背筋を鍛える筋トレマシン1台です。それから、トレーニングマシン、アブドミナルボードラック2台、これは腹筋を鍛える筋トレマシンです。これら数量的には13台ほどありまして、それぞれ活用されているようであります。

使用料については、条例の改正によりまして令和元年10月1日から学生が110円、大人が220円に変更になっております。利用状況は頂いた平成30年度の資料によりまして、多いときで2月の1か月165人、1日平均しますと5.8人、年間平均しますと、1日平均2.2人という計算になりまして、非常に少ない利用状況のようであります。

ここで再質問いたしますけれども、なぜ利用料金も安いにもかかわらず利用者が少ないのかなど。逆に利用料金の高い施設で行っているトレーニングルームが人気を呼んでいるというのはなぜなのかということで、町長はどのように思いますかということで再質問をお願いします。

○議長（菊地勝秀君） 町長。

○町長（松田清隆君） 体育センターのトレーニングルームの利用については、今お話がありましたように手軽にトレーニングができるというふうなこと、または公の施設であるというふうなことから利用料を安くし、利用を促していきたいというふうな意味合いで利用料の設定をさせてもらっているのだというふうに思います。なぜというふうなところは私も直接的にそういった声は聞いておりませんので、そのところは想像の範囲というふうなことになりますが、やはり1つはトレーナーと申しますか、指導者の問題あるのかなというふうに思います。1人に1人がついてトレーニングメニューを作成の上、トレーニングができるというような民間のいわゆる施設、スポーツジムについてはそれだけの魅力と価値があるというふうなことで多少高い利用料なりをお支払いしても、そういったところに行きたいというふうなことが今の若い方の一つのニーズなのかもしれません。

そういったところもあると思いますので、体育センターのほうでもトレーナーのアドバイスを受けられるというようなシステム自体は持っておりますが、なかなか全てが全てそういったものにつながりきっておりませんし、その声に応えたいというふうに思っても、これも相手のあることですので、その辺のところはもう少し利用者の声を聞きながら対応していく必要があるのではないかとこのように思います。高ければいいというふうなことで

はなくて、その中身の価値観だというふうに私は思っております。

○議長（菊地勝秀君） 結城岩太郎君。

○9番（結城岩太郎君） ありがとうございます。見方はいろいろあるわけですが、体育センターも本当に手軽に利用できる、そういう利用料金でありますので、雰囲気的にそういうトレーニングルームという雰囲気がちょっと足りないのかなと。やっぱりお金を出すところはその雰囲気がまた違うのかな。あるいは町長が言うようにトレーナーとか指導者がいるから利用者を呼び込んでいるのかな、こんなふうにも思いますけれどもね。

利用者の声を聞きながら検討していくということでもありますけれども、若干もう少し話をさせていただきますと、先ほど申し上げましたように町民の若い方から筋トレマシンがあれば使いたい、筋力アップを図りたい、筋肉をつけたい、そういう要望があるということで、こういう要望を満たすトレーニングマシンなど体育センターに整備された機器では物足りない、いわゆる機器の種類が少ないため、ほかに足を運んでしまうのかな、こんなふうにも考えられるんですけれども、トレーニングジムがあれば、体を鍛えたいというアスリート用のハードな機器を使って筋力トレーニングしている方も最近は多くなってきていることから、寝そべって上に上げるベンチプレスのウェート式でなくて油圧式のベンチプレスは健康増進にも筋力アップにも使える機器を整備してもらいたいというのが要望なんですけれども、あるいはまた女性の場合は、飛んだり跳ねたり汗を流しながら運動している姿というのは男性に見られたくない、そういうことがあると思います。そんなことで、やはり設置するには男女別に分けて、女性は女性用のトレーニングルームに分けたほうが利用客数は上がるのではないかなと、こんなふうにも思っているところであります。さらに、運動し汗を流した後の温泉入浴あるいはサウナなども整備すれば、かなり魅力的な施設になると思うのであります。

これらのトレーニングルーム施設の設置につきましては、多額の費用を要するというところもあります。そこら辺は国、県に働きかけて支援をいただけるように頑張りたいと思いますし、町の施設とすれば収入増が期待できるのではないかなと私は思っています。町の施設としてトレーニングルームを運営すれば収入増が図られ、それで得た増収を温泉の維持管理経費に回すこともできまして、経営安定になるのではないかなと。さらに、温泉も繁盛しながら一石二鳥と考えているところでもあります。

それができないのであれば民間企業の参入ということで、県内のトレーニングルーム施設につきましては、民間企業独自で運営している形態が多数を占めている実態のようであります。例えば寒河江にあるカーブスさんは、ほかに新庄、東根、山形中央店など県内で14店舗

を運営しております、全国で2,000店舗を突破している企業であります。スポーツクラブジョイフィットさんも全国展開しているクラブです。ほかにもライザップさんあるいはラ・ヴィータさんなど全国展開し、成功している企業クラブがいろいろありますので、大江町にもぜひ誘致をお願いすれば、土地の提供程度で施設はできるのではないかなと思います。そうやって町の雇用にもつながりますし、町のにぎわいにもつながるものと考えますけれども、その辺のことにつきましては、町長はどのように考えていますか。お伺いしたいと思います。

○議長（菊地勝秀君） 町長。

○町長（松田清隆君） 今ありました利用者の声に応じた機器の整備というふうな部分では、なかなか100点満点を頂くような施設整備は、町としてできるのかできないのかというふうなことがあるのかなというふうに思います。民間のジムのようにありとあらゆる方を全て取り込めるような、そんな設備というふうな部分では、町がそこまで行うことができるのか、町民の利用の要望としてどうなのかというふうなところは十分に声を聞きながら進めていかなければならないのではないかなというふうに思います。

現在の体育センターのトレーニングルーム、先ほどなぜ利用者が伸びないのかというふうな課題がありましたけれども、利用する方の声を聞きながら整備を進めるというふうなことはあるにしても、その声が全体の声としてどうなのかというふうなことも十分に点検はしなければならぬ課題だというふうにも思います。規模等については、ちょっと違った言い方をすれば、大江町の規模に合ったような、そういった設備でいかなものかなというふうに今のところは、町として整備するに当たっては思っているというふうなことを申し上げておきたいというふうに思います。

あと、これまでそういったトレーニングを行うというふうなことで、組織としてはO-S T E Pさんというクラブがあります。この辺の加入とトレーニングルームの利用というふうなものをうまくつなげていくというふうな意味では、利用者の確保というふうな部分ももっともやり方によってはあるのかなというふうなことを思ったところでございます。

あと一つは、民間のジムというふうなこと、または民間による運営というふうなことを想定した中で、健康温泉館のほうで進める方法もあるのではないかという提案だというふうに思います。その民間のジムさんといえば、やはり経営的にどうなのかというのが一番の大事にすべき点になってくるのかなというふうに思います。地理的要件、人口の規模、利用者、年齢層、そういったものを総合的に判断する中で進出等が決められるのではないかというふうに思います。今そういったことを考えたときに、立地的または周辺の環境的にもスポーツ

ジムを開業していただけるというような場所としては、テルメ柏陵一帯などはいい場所なのかなというふうには思います。その辺のところは民間的経営感覚の中でどう判断されるのかというふうなところが重要でありますし、相手あってのことだというふうなことであります。そういった進出を希望される、またはこちらほうからアプローチできる、そういった企業さんがあるとすれば、町としても十分にできる限りの協力は惜しまないというふうなことで考えたいとは思っていますので、そんな対応を当面考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（菊地勝秀君） 結城岩太郎君。

○9番（結城岩太郎君） ありがとうございます。

町長の言うことは分かりますけれども、町長のほうからO-STEPさんのことについてもありましたので、O-STEPさんは、目標は高く、血圧や血糖値は低く、教室を続けて健康生活を目標に掲げて頑張っているO-STEPさんであります。本当に健康づくりに一役買っているなというふうに私も思っております。

そんなことで、また生涯元気で過ごすために生活習慣病予防の運動として行っているトレーニングセンター施設を運営している自治体も最近多く見られるということから、一部紹介したいなど、このように思います。中でも輝らりやまのべ、健康増進室はその資料を見ますと、1つは健康寿命延伸に主眼を置き、メタボリックシンドローム、生活習慣病予防、サルコペニア、筋量及び筋機能の低下、ロコモティブシンドローム、運動器症候群、認知症予防等を目的とした運動のプログラムを提供する。2つ目に内科的・整形外科的な有疾患者で運動療法の適用者に対して運動のプログラムを提供する。3つ目に厚生労働省告示、健康日本21（第2次）を踏まえ、日常生活における歩数の増加、運動習慣者の割合の増加、住民が運動しやすいまちづくり、環境整備に貢献することを目的に建設されているんですね。その効果を発揮されているようであります。

我が国の健康をめぐる現状としまして、我が国におけるリスク要因別の関連死亡者数は、ちょっと古いんですが、2007年の厚生労働省ホームページ統計資料によれば、一番高いのは喫煙による死亡者で13万人、2番目に高いのが高血圧で約10万人、3番目に高いのが運動不足で約5万人と、こんなふうに出ていたんですけども、このように運動不足で亡くなっている方が3番目に高いということからも運動がいかに大切かということがお分かりいただきたいと思います。

なぜ運動不足が悪いのか、健康寿命短縮までの流れの一例を見ますと、運動不足はメタボ、内臓脂肪症候群として、脳梗塞、急性心筋梗塞などで健康寿命の短縮につながっていくと。さらに、運動不足は生活習慣病、血圧、脂質、糖代謝など高齢期に生理的予備能力が低下し、健康寿命短縮となります。また、運動不足はロコモ、運動器症候群として運動器の疾患、間接、軟骨、筋肉の問題で移動機能の低下となって転倒しやすくなり、要介護につながっていくと。ほかには、身体的フレイルあるいは心理的フレイル、いわゆる認知機能が低下し、寝たきり状態と進んでいくんだと。このように健康寿命の短縮や寝たきり状態とならないために、筋力トレーニングは非常に有効であるということをご理解いただきたいと思います。

若い人は1つの機器で肘、膝、太もも、いろんなところが鍛えられる機械、年配の方はランニングマシンを低速にして歩いて、調子がいいときは速くして負荷を弱くしたり強めたりして使っているようではありますが、夜は若い方が多いので、年配者の方々は昼間来て使っているなんて聞いております。そういったお年寄りから若い方まで体を健康体で維持しよう、弱い筋肉を鍛えてメタボをなくそう、肘、腰の負担をなくそう、そういう機器が今どんどん出ている状況なので、単なる筋力アップをしたいということではなく、とにかく健康でいたいというのが目的であるということをご理解いただきたいと思います。

そんなことで、最後になりますけれども、再質問2つをさせていただきたいと思います。

1つは、テルメ柏陵健康温泉館の老朽化については、単なるリフォーム的な施設改修ではなくて、経営的戦略で増収につながる施設、入浴者を増にする目的を持って、アクセント的に子どもから大人まで楽しんで体を動かせるトレーニングルームと併せて、今人気の高いボルダリングなども整備するなどして、みんなを呼び込めるような魅力ある施設にすべきと考え、1つお伺いをいたします。

さらに2つ目として、今回若い世代の方々はこういった要望があるということをご理解いただきたいと思います。ぜひ子どもの福祉のこともたくさんあると思いますが、また一つ、一番働き盛りの20代、30代、40代、50代と第2次ベビーブームの世代が体を維持したい、膝が痛いので、フィットネスルームでいろいろな機器を使って元気な体を維持したい、痛いところを治したい、そういう町民からの要望もあるということに対して、最後に町長の所信をお伺いしたいというふうに思います。

○議長（菊地勝秀君） 町長。

○町長（松田清隆君） 1つ目のテルメ柏陵の修繕、改修等に当たっては経営的戦略を持っていうふうなことでございますが、もちろんそれは、1つは町民の福祉のためというふうな

大前提はあるものの、そのためにどんどん経費的な部分を町から持ち出すというふうなことはできないというふうに思いますので、その辺は十分に検討してやっていかなければならないというふうに思います。なかなか言葉で経営的戦略というふうなことで表現するのは簡単なんですけれども、その部分を公の部分として、そして、民間的発想の中でというふうなところを突き合わせながら、十分に検討して整備を行っていきたいというふうに思っております。

様々な子どもから大人まで楽しめるような施設へというふうなことでありますが、先ほどから申し上げておりますとおり、優先順位というふうなものをつけなければ、一気に財政的負担をしていくというようなわけにもいかない財政の状況がございますので、計画として順次優先順位をつけながらそういったことも整備をしていく手だてを考えていきたいというふうに思います。何といたしまして、やっぱり魅力的というこの言葉一言に尽きるのかなというふうに思います。あそこに行けばこういったものがあるんだぞというふうなところが訴える大きな力になるのではないかとというふうに思います。

それから、若い方の声をというふうなことでありますが、特に柏陵荘などの例を見れば、高齢者福祉施設という位置付けの中で、高齢者が主に当初は利用してきたというふうなところがあります。その中で、やはり高齢者の方もなかなか年齢のために足を運べなくなってきたという現実もあるのではないかとというふうに思います。これは柳川温泉しかり健康温泉館しかりの共通する課題ではないかとというふうにも思います。そういったところを埋めていくのは、やはり若い世代の方からいかに足を運んでもらっていくのかというふうなことがこちら側からの問いかけとして必要なのではないかとというふうに思います。

若い方がどんどん、高齢者の方で来られなくなってきた部分を埋めていくといたしますか、どんどん来ていただけるようなことをしていかなければ入浴者は減少するばかりだというふうに思いますので、そういったところも先ほど言いました魅力づくりという言葉に集約されるのではないかとというふうに思いますので、ぜひ若い方の声を聞きながら、どうしたら温泉入浴というふうな部分を楽しんでいただけるのかというようなことも含めて検討してまいりたいというふうに思います。

○議長（菊地勝秀君） 結城岩太郎君。

○9番（結城岩太郎君） ありがとうございます。

最後に、私は元気な大江町をつくる、それにはまずいろんなことに挑戦して元気な子どもを育成すること、そして、心身ともに充実し、生産性アップにつなげて、生活習慣の改善を

行い、元気な働く世代をつくること、病気があっても地域交流や地域活性化に協力できる元気な高齢者にする、また、この提案はトレーニングルームと温泉を結びつけるもので、健康を応援することと柏陵荘や健康温泉館の利用者増を同時に目指すものでありまして、これによって町全体が生き生きと充実して過ごせる社会、いわゆる元気な大江町となるよう努力していかなければと考えまして、みんなが健康になる、そして、町長のスローガンとして掲げたみんなが夢を共有できるまちづくりとしてのトレーニングルーム設置を提案しまして、一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（菊地勝秀君） これで結城岩太郎君の一般質問を終わります。

2時45分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時28分

再開 午後 2時45分

○議長（菊地勝秀君） 休憩を閉じて、会議を再開します。

一般質問を続けます。一括質問であります。

◇ 伊 藤 慎一郎 君

○議長（菊地勝秀君） 8番、伊藤慎一郎君。

○8番（伊藤慎一郎君） 8番、伊藤慎一郎です。

初めに、このたびの町長選挙におきまして、松田新町長、見事に当選され、町長就任おめでとうございます。これからの4年間のご活躍をご祈念申し上げます。大江町の発展を願うのは、議会、私たちと同じ考えであります。執行部、議会、互いに切磋琢磨して、よりよい大江町にしていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

今、世界では新型コロナウイルスで大変な問題が起きております。そして、今年は雪が全く降らなくて、これからの日本はどうなることか心配される今日です。

それでは、さきに通告してあります質問に入ります。中山間地域等直接支払制度の今後の町としての対応についてであります。

寒九の雨、寒の雷鎌要らずなどと言われます。それに対して豪雪の年は豊作、雪俵が発生した年は豊作など、暖冬に対して寒い、雪の多い年は豊作などと言われているように、冬は雪が降って当たり前、寒くなって当たり前のように、雪、寒さはこれから始まる農作業にとっていかに大事か昔から言われてきました。

さて、今年の冬はどうでしょう。ご覧のように1月は一度も除雪機が稼働しませんでした。私はもちろん皆さんも経験したことのない冬を迎えております。暖冬などと片付けられない異常とも異変とも言えることではないでしょうか。食料を供給する農家、農業だけの問題だけではないと考え、大変心配です。このように自然を相手にする農業は、不安定要素は大なるものがあります。

そこで考えられたのが直接支払制度、中山間地域等直接支払制度が始まったわけです。これもまた時の政府によって変わりましたが、地域の農地、集落を維持管理するのに大変役に立っており、絶対になくしてはなりません。むしろ増額してもらいたいくらいです。地域の維持管理はなかなか大変で、自然崩壊、多面的機能の重要性などを考えたときに、国はもちろん、県、町とみんなで考えなければと思います。

過疎化、人口の減少、農家人口の減少で大変な時代になってきました。そこで伺います。現在、大江町には中山間地域等直接支払制度の対象となっている面積はどのくらいになっているか、組合員数は何人いるかを伺います。

直接支払いの対象となっている農地は、大江町耕地面積の何%くらいですか、伺います。

農家人口の減少している中で、1人当たり耕地面積がだんだん増えてきて、維持管理負担が重くなってきているのではないかとかがえます。それに農地を引き受けている方も限られて、荒廃地も増大しているのではないかと、その面積はどのくらいか、今後の対策も伺います。

中山間地域等直接支払制度は平成12年度から始まり、20年になります。今まで効果もあり、成果も上げていると思います。来年度からは第5期対策として始まるようであります。中山間地域等直接支払制度、多面的機能支払交付金、環境保全型農業直接支払交付金は現地できちんと活動していることが確認されなければ集落や農家に支払われないことがあり、現地確認し、国に報告書をつくるのが市町村で、事務方も大変であると思います。この制度は5年ごとに協定を結ばなければなりません。高齢化が進む中で活動を続けるのに難しい集落が増えていると言われております。

そこで、我が町の現状を伺います。担当職員は事務作業で手いっぱい、集落のサポート

は難しいとの声もあるようです。この交付金は、農家はもちろん地域にとってもなくしてはならない制度であります。大江町としての今後の在り方、考え方などを伺います。

一番問題なのは、大江町にある農用地を農業人口が減少する中でどのように維持管理を考えているか伺います。

次に、小学校のスクールバス通学の拡大についてであります。

今年は誰もが予想していないコロナウイルスの影響で、卒業式、入学式を今までのように参加して祝うことをできないことが残念でなりません。児童生徒の心には一生残るかと思いますが、いろいろなことをばねにして羽ばたいて行って、力にして育って行ってほしいものです。ご卒業、ご入学、心からお祝い申し上げます。

現在、大江町には左沢小学校、本郷東小学校合わせて児童数342人、今年の4月からは66名の新入生が入ってくるようであります。まさに少子化の中でこの子どもたちは大江町にとって大事な宝だと思います。この子らを大江町地域みんなで育て見守っていかなければと思います。

ところで、皆さんもご存じだろうと思いますが、耳を疑うような事件、事故が年に何回かテレビ、新聞などで報道されます。他人ごととは片付けられない問題です。通学中の事故防止についてのマニュアルがあるかと思いますが、現在どのような対策を取っているか伺います。

後を絶たぬ登下校の事件、狙われる児童、学校の安全にも死角などとニュースの見出しが出るご時世です。大江町の地域別児童数を学年別で集落ごとに見てみますと、藤田地区の3年生10人が一番多く、ほとんどが1人か2人です。ということは、登校はみんなで一緒に行けるけれども、下校の際には1人か2人で家に帰らなければなりません。家が遠い近いは別問題で、常に危険があると考えてもよいのではないかと思います。ある町では、登下校見守り隊などをつくっている市町村もあるようです。大江町ではどのような考えなのか伺います。

こんな静かな町で、こんなところで起きるのが事件や事故です。次世代を担うかけがえのない命を社会全体で守ることは極めて重要であり、私たちの責務であると思います。そこで、私はスクールバス通学の拡大が絶対に必要であります。教育長の考えを伺います。

子育て支援などと盛んに言われておりますが、子どもたちを学校に送り出して、安心して仕事に、会社に行けることができる社会をつくることこそが子育て支援につながるのではないだろうか。少子化時代です。せめて幼稚園、小学校、中学校、高校生と、子育て支援を応分の社会的負担で行わないと人口減少に歯止めがかからないのではないだろうか、教育長の

見解を伺います。併せて町長の見解も伺います。

○議長（菊地勝秀君） 初めに、町長の答弁を求めます。

町長。

○町長（松田清隆君） 伊藤議員のご質問にお答えを申し上げます。

中山間地域等直接支払制度についてのご質問でございますが、この制度につきましては、農業の生産条件が不利な地域における農業生産活動を継続するために、国、県及び町による支援を行う制度として平成12年から実施してきており、平成27年度からは農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律に基づいた安定的な措置として実施されております。

大江町においても、第1期対策よりこの制度に取り組んでおり、第4期対策の現在は25の集落協定で延べ533名、交付対象の面積が約361ヘクタールで、町全体の約4分の1の面積、交付金につきましては約3,787万7,000円となっております。

4期対策までの間、集落協定を解消した集落はこれまで8集落ほどありました。その後は耕作放棄地となる傾向が強く、それらを含め現在再利用が困難と見込まれる荒廃農地は約96ヘクタール町内に存在しているという調査の結果になっております。そのため、この制度の果たす役割は非常に大きいものがあるというふうに感じております。

令和2年度からは第5期対策を迎えるというふうな情報が国のほうから来てございます。議員がおっしゃるとおり高齢化が進み、協定を存続していくのも困難な地区も出てくるのではないかと心配をしておりますが、煩雑な事務は町で十分にサポートさせていただき、可能な限り現在の協定、面積を維持していけるよう各集落の方々とお話をしながら働きかけていきたいというふうに考えております。

農家の高齢化や農業人口の減少により、農業や集落の維持が懸念されていますが、この制度を有効に活用するとともに、新規就農者の確保や育成、認定農業者などの中核的な農業者への農地集積による作業の効率化、基盤整備や施設、機械整備等への支援を行いながら、農業生産の維持を通して多面的機能の確保、地域の活性化に結びついていかせたいというふうを考えてございます。

以上でございます。

○議長（菊地勝秀君） 次に、教育長の答弁を求めます。

教育長。

○教育長（犬飼藤男君） 冒頭であります。町長の所信表明でも伊藤議員さんからも触れていただきました。今般の新型コロナウイルスにつきましては、WHOもパンデミックである

というふうに認め、各国の感染防止のさらなる強化が求められているところではありますが、本町においても子どもたちを守るために学校の休校措置や公民館、図書館等への出入りの制限をさせていただいていると。また、議員からありました卒業式、入学式に必要最小限の出席で行うというふうなことで、大変心を痛めているところがあるのも事実でございます。そういった子どもたちが家で過ごすということについては、保護者の皆様やご家庭の皆様に多大なご負担をおかけしていることに対しまして、おわびと感謝を申し上げたいというふうに思います。一日も早く通常の教育活動が再開できるように全力を注いでまいりますので、ご理解とご協力を賜りたいと、このように考えているところであります。

さて、伊藤議員からのご質問ですが、教育の目的は子どもが自立して社会で生きていけるようにすることであり、学校に自分の足で歩いて通うことは自立の第一歩であるというふうに私は思っております、ある意味、保育園、幼稚園の通園バスからランドセルを背負い、自分の足で歩いて通うことが基本的には望ましいというふうに思っております。ただ、議員さんご心配のように社会の様々な動きから安全が脅かされるようなことが実際あるわけですので、安全に安心して学校に通うことが私たち大人が子どもたちに保証してやらなければならないことだというふうに思っているところであります。

ご質問の登下校の見守りについてですが、全国的にも地域住民の方やPTAの方々がボランティアで登下校を見守ってくださっており、大江町においても子どもたちが安全に登下校できるように町で委嘱している交通安全指導員、左沢小学校区が4名、本郷東小学校区が2名をお願いしているところであります、そのほかに地域の方々に呼びかけをして、安全見守り隊、これは左沢小学校が10人、本郷東小学校は8人ですけれども、今年度の数であります。その方々による安全見守り隊を結成し、子どもたちの安全確保に努めているところであります。

また、日々の生活の中でも安全な行動が身につくように、学校におきましても、登下校を初め安全な生活の仕方について指導をしているところです。議員ご質問の通学中の学年ごとの詳細な事故防止マニュアルというふうなものは定めておりませんが、学校に入学する以前からおうちの方と一緒に通学路を歩いていただき、危険箇所の確認や事故防止の心構えを学ばせるとともに、入学と同時に先生が付き添って道路の歩き方や交差点の渡り方、また、通学ルート上の危険な場所や注意すべき事項等を子どもたちに教え、また、子どもたちとともに考え、安全の確保に努めているところであります。子どもたちとともにというのは、子どもたちのほうが危険を知っているというような場合が大いにありまして、子どもと一緒に学

校の中などを回って、遊具等危ないところなども子どもと一緒に確認をしているというふうな状況でございます。さらに、教育委員会でも学校や警察と連携して、登下校時の事故防止のため、通学路の危険箇所点検を実施しているところです。

ご質問いただきました大江町立小学校スクールバスにつきましては、利用者が居住する地区が2キロ以上またはこれに準ずる地区を対象として、左沢小学校は用、富沢、深沢、伏熊区、本郷東小学校は葛沢区以西の子どもたちのために各小学校にバス1台を配備し、安全に配慮しながら小学校の適切な通学の手助け、適切な登下校の助けにしているところであります。小学校の適切な通学距離範囲として2キロメートル程度が目安となっており、それ以上の児童はバス通学を実施しておりますが、バスに乗車できる定員がございますので、遠いところの児童から定員の許す範囲で児童を運んでいる状況であります。

教育委員会では、各校から提出された利用者名簿及び運行計画を基にスクールバスを運行しており、学校で定めている登校時間に合わせて到着するように計画されております。左沢小学校の場合は、登校時間は7時50分から8時となっており、スクールバスの到着時刻は8時となっております。

さて、スクールバスの対象地区につきましては、来年度から左沢小学校で新たに月ヶ丘区を対象地区として運行する予定としております。月ヶ丘区は学校から約2.5キロの距離にあり、現在徒歩で通学している区の中では一番遠方でありますので、この児童4名をスクールバスの利用対象としたいというふうに考えております。これにより左沢小学校で利用しているバスの定員は32名ですが、定員いっぱいの32名が乗車して通学することになります。また、登校時には登校班を組んで、上級生が下級生の面倒を見ながら通学できている地区においても、下校時には1人で帰らなくてはならない子どももおりますので、適切な通学距離という面と議員ご指摘の子どもたちの安全の確保という面からも、下校時のみのスクールバスを利用することは可能かなど今後も様々な観点から対応を考慮してまいりたい、このように考えております。

冒頭申し上げた自立と安全の問題に答えはなくて、子どものかげがえのない命を守るという意味では、スクールバスの利用に限らず子どもは地域の宝という観点から、もっと広く総合的に地域を巻き込んで考えなければならない事柄だというふうに思っております。

学校は学校だけが単独にあるのではなくて、保護者や地域の皆さんが共に知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで子どもたちの豊かな成長を支え、地域とともにある学校づくりを進めるコミュニティスクール化の動きが活発化しておりまして、大江町でも来年度

より学校のコミュニティスクール化を考える準備を進めておりますが、その中でも通学や子どもの命を守る手段については大きなテーマになるに違いない、このように考えているところであります。今後の学校運営と将来的な児童数の推移を見据えながら、より最適で安全な通学手段を今後とも検討してまいりたいと思いますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菊地勝秀君） 伊藤慎一郎君。

○8番（伊藤慎一郎君） ご答弁ありがとうございます。

まず、最初に中山間地域に関して再度質問に入りたいと思います。

農水省は来年度から新たな食料・農業・農村基本計画の策定に併せ、国内でどれくらいの食料を生産できるかを表す農地・労働力の確保などの施策効果を織り込んだ10年後の指標も示すと計画を立てているようであります。食料・農業・農村基本法とは、1、食料の安定供給の確保、2、農業の多面的機能の発揮、3、農業の持続的な発展、4、農村の振興からなっております。中山間地域等直接支払制度を生かしながら、大江町では10年後とまではいなくても、これからの5年後はどのように推移するのか伺いたいと思います。農林課長の意見なども伺えたらお願いいたします。

先ほど申し上げましたが、新型コロナウイルス騒動は収まる気配はございません。そこで、中国からの農産物輸入を調べてみたところ、驚きました。生鮮食料品は中国が1位です。中にはタマネギ、にんにく、ネギ、キャベツ、ニンジン、カブ、ゴボウ、長いも、しょうがなどは1位です、輸入量が。それから、冷凍野菜、エンドウ、インゲンマメ等、枝豆、ホウレンソウ、混合野菜等、サトイモ、ゴボウ、ブロッコリー、イチゴ、それらは冷凍野菜で入っています。それから、塩蔵野菜、ナス、レンコン、ワラビなど、それから、乾燥野菜ではキクラゲ、タケノコ、大根、かんぴょうなど、これらが日本に入ってくるのは中国が1位です。ラーメンに入っている総菜なんかはかなり占めているのではないかと思います。

このように農業、農家だけの問題でなく、日本国民にとって自給率向上がいかに大切であるか見直さなければならないときではないかと思います。そこで、農地を守り農業人口の減少を食い止めなければならないと思うが、町長の考えはいかがでしょうか。お願いします。

○議長（菊地勝秀君） 町長。

○町長（松田清隆君） 今いただいたご質問というふうな中ではかなり大きな課題であり、国全体で捉えなければならないものも多くあるのかなというふうに感じております。自給自足という言葉があり、自給率向上というふうな部分では、始められるといたしますか、やれると

ころからやるというふうな意味合いでは、大江町の方ができるだけ大江町の産物を口にする、そういった活動も地産地消というふうな形で学校給食を初め様々取り組んでおりますが、それを一般家庭のほうに広げていく、またはそれぞれが野菜づくりを楽しみながらそういったものに取り組む、または感じてもらうというふうなことも必要なのかなというふうに思います。

食料の自給率の部分または今回のコロナウイルスを受けて、様々なマスクを初め消費物品が中国または世界から入ってきている、これを何とか国内産に切り替えていかなければならないというようなこともニュースでは話題になっているようでございます。食料品というふうな部分では、先般私自身スーパーに行って冷凍食品のやっぱり冷凍野菜、そういったものの裏側の表示を見たとき、多分半分以上、七、八割が中国産というふうなものが多いでした。その辺が信頼性というふうな意味またはイメージからどういうふうに消費者は感じるのか、そういったことも考えさせられた冷凍食品の数だったなというふうに思います。

ちょっと繰り返しになりますが、全体としての部分については国の動きなどを見ながら大江町がやれること、山形県としてやれること、国がやれること、こういったことについて整理をさせてもらいながら、動向を見極め、町としてできる部分に取り組んでいく必要があるのではないかとこのように思っております。

10年後の大江町の農業の姿というふうなことの問いかけもございましたが、統計的なデータを見ていけば、荒廃農地はやはり増えていってしまうのではないかとこのように思います。様々な手だてを大江町といいますか、農家の方々が農地の集約化、機械化、そういったことを進めたとしても、やはり優良農地と言われる部分については一定程度活用ができていけるというふうには思いますが、やっぱり人の力が必要な小規模な農地とかそういった部分については、10年後の姿を想像したときには、ちょっとそこは厳しいのではないかなというふうに思います。そういった部分をあえて土地基盤整備等で開発をしながらやっていくというふうな方法もあるかというふうには思いますが、その部分の体力が農家または町の財政、それぞれの農業団体、そういったところがあるのかなというふうなことも判断しながら進めていかざるを得ないというふうに思っております。

ぜひ想像の世界だけではなく、よりよい方向に向かえるように農業の部分についても、町としてもいろんな支援策を通してやっていきたいというふうに思いますので、こんなところでの10年先の答弁というふうなことにさせていただければというふうに思います。

以上です。

○議長（菊地勝秀君） 町長、農林課長にも振っていいですか。

○町長（松田清隆君） 農林課長にもお話を聞きたいというような質問者の意図がございましたので、農林課長のほうからもお聞かせしたいというふうに思います。

○議長（菊地勝秀君） 農林課長。

○農林課長（秋場浩幸君） 今の2問目のご質問は、今、町長がお答えしたとおりではございますけれども、この制度、今年度から第5期対策というふうなことでまたさらに5年間始まっていきます。当初の答弁でもお答えしたとおり、やっぱり耕作放棄地を出さないようにするには、この制度というのは非常に大きな役割を果たしていると思っております。実際に現場の農家の方からも、この制度があつて非常に助かっているという声を多く聞いております。

20年前から始まったわけでありましてけれども、本町の取組としてはおおむね約350ヘクタールから先ほど申し上げたように現在では361ヘクタールほど対象としておりますけれども、20年前からもそれほど、むしろ増えているぐらいの状況でございますので、今後5年後、10年後においてもこのまま持続して取り組んでいただけるものと思っておりますし、先ほど申し上げたように法律化、法制化されておりますので、そんなにすぐはこの制度がなくなるというふうなこともないと思われまして、いろんな事務作業などで少し煩雑なところが出てくるというふうなこともありますけれども、そういった点は役場の担当のほうで十分各集落の方々にサポートしていったら、今後とも続けてもらえるように町のほうでも十分支援していきたいというふうに思っておりますのでございます。

以上でございます。

○議長（菊地勝秀君） 伊藤慎一郎君。

○8番（伊藤慎一郎君） どうもありがとうございます。課長に伺ったというのは、これ先ほども申し上げましたように町で報告書を書かなきゃならないんですよ。町長が書くのではなくて、現場なんだから、事務方というか当事者のものだから、その大変さというのは私たちも分かりますけれども、全部報告しないと国から金が落ちてこない、それから計画もあげてやらないと許可にならない、そういう制度なんです、これ。なかなか大変なんです。だから、事務方は大変だと先ほど私も申しましたけれども、事務方の仕事はそれだけじゃなくていろんな仕事もしなきゃならないので課長は大変だなと私も思っています。それで、町全体で町の姿勢としてそれに取り組むんだという姿勢であれば、課長だって事務方だって楽だと思いますので、ちょっとお伺いしたところでございます。どうもありがとうございます。

それで、先ほどのこれは自給率を上げるという問題でなくて、とにかく農家が頑張ると自給

率が上がるみたいなもので取り上げられているものだから、私はそこに違和感を感じているんですよ。今の政府も中国から輸入されなければもっと別のところから探してきますよと、こういう考え方なんです。例えばオーストラリアから持ってくるとか、オーストラリアとかカナダから持ってきますよとか、そういう考えなものですから、やっぱり農家だけじゃなくて皆さんもここにいる人もみんな食料自給のことを真剣になって、今回を見れば分かるようにマスクどころじゃないんですよ、恐らく。ラーメンなんかも出てくると思います。そんな関係で皆さんに認識してもらいたいがために私はこういうことであえて申し上げました。

あと、そんなところで、町長も言われましたように、私たちは今現在やっている、現役の人がどうやって次世代に残すか。例えば農業後継者を残すか、子どもたちに残すかと考えたときに、さっき言われましたようにやっぱり基盤整備とか道路をつくるとか、私たちも農業をやった頃はまだ基盤整備もなっていない田んぼで大変苦労しましたがけれども、先代の方が基盤整備をやってくれたから今5町歩も6町歩も10町歩も田ができるんですよ。だから、そういうことで今現在置かれている私たちも一緒になって考えて、次世代のために何ができるかということをやったり町としても皆さんで考えてもらいたいなと思いましたので、再度申し上げます。

まだまだありますけれども、スクールバスもありますので、農業問題はこの辺にしたいと思います。

あと、小中学校の登下校中の事件、事故などを調べてみますと、交通事故などを加えるとかなり多いですね。新聞に載ってこないような事故もかなりあって、小さいところで。だから、そういうことも考えると、今現在大江町で登下校中に例えばこういう事故、事件が去年1年でもいいからありましたか、なかったかもお伺いしたいと思います。

それから、皆さんもご存じのように2019年5月28日に川崎市多摩区で登校中の私立のカリタス小学校の児童らが襲撃されたという事件も分かっていると思います。それから遡って2005年には栃木県今市市、現在の日光市では、小学1年生の女の子が下校中に行方不明になり、殺害された事件がありました。それからまた、2017年3月にはベトナム国籍の小学校3年生の女の子が登校中に連れ去られ、殺害された事件など痛ましいことが起きております。そのほかに変な人に声をかけられたとか追いかけられたとかなどという記事が新聞などに時々見受けられます。このように起きるたび何とかならないものかと思うのは、私だけでしょうかと思うわけです。

千葉県警察の資料によりますと、2016年までの5年間に歩行中の交通事故で死傷した人の

年齢は7歳が最も多く、全年齢平均で46.8に対して7歳は146人、3倍以上に達しているんです。警察庁の分析でも5年間の平均の死亡者数は7歳が1,564人、これに8歳の1,208人、6歳の1,098人と小学生の交通事故が一番多いと、そういうところで、さっきも教育長が言われましたけれども、運動になると言いましたけれども、確かに運動になると思います。

でも、こういう今の時世で例えばさっきも言われましたように、月が丘で来年から4名と言いましたけれども、私の資料では3名となっているんだけど、1名どこへ行ったか分かりませんが、来年6年生が2名卒業します。2年生の2組が3名ということで、3人しかおりません。その3人がとことこ歩いて来なければならないということは分かると思いますが、やっぱり2.5キロは大変だと思います、毎日。吹雪の中、スーパー農道を来る途中で風よけのない道路を3人で固まって来ればよいけれど、友達関係もいろいろあるのか一人一人ばらばらになって歩いてくると、本当に後ろから見ていてもかわいそうなんですよ。昔だったら、それが当たり前になっていて、そういう時代だから、それから、通行人も人が多くて、その脇で働いている方もおって、いろんな社会的に皆さんが見守ってくれていたという時代とは全く違うと私は考えるのよ。

その辺で、デマンド交通を考えながら、それを入れながら、例えば先ほど教育長から言われましたように下校途中だけでも、やっぱりある程度送るといえるか、例えば3世代でじいさん、ばあさんがいればいいんですけども、共稼ぎで、そして、子ども1人、2人しかいないので、学校からとことこ歩いてくるなんて本当にかわいそうでなりません。だから、そんなことを今の時代で足腰が丈夫になるという問題ではないと思うんですよ。その辺を強く訴えたいと私は思うのよ。

だから、来年、36人小学校に入ってきます。入学時期は1か月ぐらい見てくれるのかな、周りの人が。それを過ぎると、あと案外見てくれない。さっき交通指導者が何人か見てくれる、見守り隊がおりますなんて言ってましたが、見守り隊も自分の仕事があるので常に見守っているわけでもないから、なかなか大変じゃないかなと思うので、そういうのを考えたときにデマンド交通を利用しながらでもいいから、せめて小学校の低学年ぐらいまではある程度少し予算がかかっても必要でないかなと思うわけなんです。その辺の考えをもう一回お願いします。

○議長（菊地勝秀君） 教育長。

○教育長（犬飼藤男君） ご質問にお答え申し上げます。

子どもたちの体力とか運動というふうなことは私申し上げておりませんで、自立というふ

うな意味で、独り立ちというふうな部分ではそういうことも必要だろうと。それが教育というものの目的であるので、独り立ちしていける始まりが小学校なのかなというふうな意味でお答え申し上げたつもりであります。

それから、もちろん2.5キロというふうな線もあるのですが、非常に難しいのは、例えば50メートルぐらいしか離れていない子どもさんで、こっちはよくてこっちは駄目だなどという線引きを今のところバスのキャパなどもあって、月が丘まで今度は入れられるような状況だということで来年度から考えさせていただいている、そういう状況でありまして、議員さんのご心配はもっともですが、正直申し上げてバスの配車の面、それから、デマンドタクシーも含めてということになりますけれども、その親御さんのご意見などもやっぱり参考にさせていただいて、もしも乗られるような状況であれば、そういうふうなことも今後検討させていただくと、そういうことになるかと思いますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（菊地勝秀君） 伊藤慎一郎君。

○8番（伊藤慎一郎君） ありがとうございます。

ちょっと舌足らずで申し訳ない。先ほどバス通学とおっしゃいましたが、スクールバスは何名で、バス通学が何名かちょっと後からお願いします。

それからあと、学年ごとに例えば2年と3年が一緒に下校するとか、3年と4年とか、そういう制度がありますか。ちょっとその辺をお願いします。

○議長（菊地勝秀君） 教育長。

○教育長（犬飼藤男君） 私がバス通学で申し上げたのはスクールバス通学で、一般の山交バスを利用しているというのはございません。それから、学校は授業時間が違うものですから、大きい子と小さい子が一緒に帰るといふのは、なかなか朝の時間とは違ってできない状況がございますが、学校では、必ずうちに帰るときには1人にならざるを得ない状況がこれはあるんですけれども、なるべく複数の子どもで帰るよふにということでの指導はしているといふふうな現状でございます。

○議長（菊地勝秀君） 伊藤慎一郎君。

○8番（伊藤慎一郎君） ありがとうございます。

やっぱり子どもが少なくなっているし、このたびの学校休校でいかに共働きの親御さんは大変かということは痛切に感じたと思うんですよ。さっきも言いましたように、今までは学校で見てくれたから安心していたんですよ。そういう学校の役割はいろんな役割が多いので、せめて子どもたちの登校、下校はやっぱり町である程度できるならやっていただきたいなと

思うわけです。聞いたわけじゃないけれども、例えば子どもを産んで、育てるのが大変だから1人でいい、2人でいいというのは多いんじゃないかなと思うのよ。私、女性でないから分かりませんが。子どもを産んでも例えば保育園なり、小学校なり、学校に預けて会社に行って働けると。帰りもゆっくり仕事をしてこれると。こういう社会こそが町長、子育て支援ではないかと思う。また、1人当たり3,000円だか5,000円だかをあげるというのがありますけれども、それも子育て支援じゃないかなと思うのよ。要するに安心して働ける社会をつくること。ちょっと町長、そこを再度よろしく。

○議長（菊地勝秀君） 町長。

○町長（松田清隆君） 今言われましたとおり、安心して働けてこそ大江町に住んでよかったというふうに思っただけの部分も非常に大きいのではないかというふうには感じます。子どもたちの安全の確保のためにスクールバスによる送迎というふうなもの拡大ができないかというふうなところからのお話なわけですが、絶対にやはり子どもたちの安全、命を守るというのは我々大人であるものの責任だというふうに思います。

ただ、全てが全てできるわけではないというふうなことで、これまでもソフト的な部分ではボランティアさんからのご協力とか、そういった部分の取組、また、ハード的な部分では交通事故に遭わないようにするための歩道やグリーンベルト整備とかそういった部分では努力してきておりますが、今言われているスクールバスによる送迎というのは、言ってみれば究極な安全確保の登下校対策ではないかというふうには思います。

ただ、これを運営していくためには、それなりの費用とそれなりのシステムを確立した上でないと保護者の理解、そして、学校の教職員からの理解、子どもたちの理解、こういったものが得られないのではないかというふうに思います。全てが全て100メートル先の子どもまでスクールバスというふうなことは、今のところ、そこまでは必要ないのではないかと私自身も思いますので、一定程度、来年度は月が丘というふうな名前が挙がっておりますが、その辺のところは心して配慮しながら検討していってみたいというふうに思います。

以上です。

○議長（菊地勝秀君） 伊藤慎一郎君。

○8番（伊藤慎一郎君） ありがとうございます。

いろいろと意見を申し上げましたけれども、ぜひ私の意見を酌んでもらえればと思います。先ほど農業問題も言いましたように、今やっぱり荒廃地が多くなっていて、逆に荒廃地で片付けられない面もあるんですよ。この前も言いましたように、リンゴの木がそのまま、

黒星病で、周りでやっている農家の人が大変だと騒いでいる人もいるのよ。だから、そんな関係でこれも農林課だけの仕事じゃないんですけれども、ある程度町の援助でそれを伐根するとか、いろんな形で荒廃地を何とか中山間地域等直接支払制度とかいろんな制度を生かしながらやっていってほしいなと思います。

それから、さっきも言いましたようにスクールバス導入についてはだんだん少なくなるんだから、車1台ぐらい買って、ぜひ全校生徒を車で配達するようにしてもらえるようお願いして私の一般質問を終わりたいと思います。

以上です。

○議長（菊地勝秀君） これで伊藤慎一郎君の一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（菊地勝秀君） 以上で、本日の一般質問を終わるとともに、予定された議事日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 3時34分

令和2年第1回大江町議会定例会

議事日程(第2号)

令和2年3月13日(金)午前10時開議

日程第1 一般質問(6名)

3番 藤野広美

- 町長が公約に掲げた項目について
- 指定管理者制度の責任の明確化と企業的経営の考え方について

1番 橋本彩子

- 林業について
- 地域産業の担い手(後継者)育成について
- 地域内自給促進について

5番 関野幸一

- 町長の政治姿勢について

2番 菊地邦弘

- 大江町の温泉施設について

6番 毛利登志浩

- 行政機関の見直しについて
- 県立左沢高等学校への支援策について

7番 宇津江雅人

- 新型コロナウイルス対策について
- 小学校における学習指導要領の改訂について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（11名）

1番	橋本彩子君	2番	菊地邦弘君
3番	藤野広美君	4番	櫻井和彦君
5番	関野幸一君	6番	毛利登志浩君
7番	宇津江雅人君	8番	伊藤慎一郎君
9番	結城岩太郎君	10番	土田勵一君
11番	菊地勝秀君		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	松田清隆君	教育長	犬飼藤男君
総務課長	佐竹宗弘君	政策推進課長	清水正紀君
税務町民課長	阿部美代子君	健康福祉課長	伊藤修君
農林課長	秋場浩幸君	建設水道課長	鈴木利通君
教育文化課長	西田正広君	会計管理者 兼出納室長	金子冬樹君

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長	五十嵐大朗君	議会事務局 庶務主任 兼庶務係長	伊藤美幸君
--------	--------	------------------------	-------

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（菊地勝秀君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は全員です。

定足数に達しておりますので、令和2年第1回大江町議会定例会を再開いたします。

これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（菊地勝秀君） 本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

なお、議場内での写真撮影を許可します。

◎一般質問

○議長（菊地勝秀君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問の時間は、会議規則第61条の規定により、答弁を含め60分以内となっておりますので、質問、答弁とも簡潔明瞭にお願いします。残り5分となった時点でベルを鳴らしますので、議事の進行にご協力をお願いいたします。

質問席と町長席、教育長席に水差しを置くことを許可します。

それでは、通告順に順次、質問を許可します。

◇ 藤野広美君

○議長（菊地勝秀君） 本日、最初の一般質問は、一問一答方式で行います。

3番、藤野広美さん。

○3番（藤野広美君） 3番、藤野広美です。

町長就任、誠におめでとうございます。夢を共有できるまちづくりを目指して、町長に立候補する際には、幸せを感じる町にするために、町民の方々と夢を共有し、語り合い、その実現に取り組みますと決意されましたが、具体的にどのような政策をお考えなのかは町民の皆様も知りたいところであり、8項目の重点項目の中から、町民の思いも伝えながら、3つの項目に絞り、質問をさせていただきます。

1番目の、「子どもたちは未来の宝であり、充実した子育て教育の環境づくりを目指します。」についてであります。

町長選出陣式の際に、町長の言葉にもありましたが、大江町にお嫁に来てくれて、子どもを産み育ててくれる女性や、町外からの子育て世帯の勧誘のためにも、環境整備に力を入れるべきと、私も同じ思いであります。

小学校に入学する際に、おじいちゃん、おばあちゃんからランドセルをお祝いとして頂くということが多いかと思えます。うれしくて、何回もランドセルを背負っては下ろす。希望に満ちた満面の笑顔であり、とてもかわいいものです。枕元にランドセルを置いて、入学までの日々を指折り数えたのは私の子どもだけではないかと思えます。

おじいちゃん、おばあちゃんのランドセルのお祝いはとてもありがたいことです。その機会を取ってしまうわけではありませんが、新1年生がみんな同じランドセルを背負って入学するというのもよいのではと思います。新町長が掲げる1番目の項目の子育て支援の第一歩として、新1年生になる児童たちにランドセルの無償提供をするのもよいかと思えますが、いかがお考えでしょうか。

6番目の「農林業・商工業の振興策として、チャレンジ&トライができる環境をつくりまします。」についてであります。

ある農家の人の話です。これから兼業農事者が減るのは目に見えています。サラリーマンをしながら農業をやってみたいという兼業農家システム希望者を募ってみるのもいいのではないのでしょうか。荒れる土地を増やさないということにもつながるかと思えます。

林業に関わる人の話では、林業部門で間伐材補助金があるが、継続してほしい。また、今後、森林環境税というのが徴収されることになるが、森林業に従事する人に還元になることを望みます、ということでした。

農業に関しては、町長、候補者を励ます会の際に、町長になったならば、農業の法人化を進めるのもよいのではとおっしゃっていましたが、私も同じ思いであります。

私は、先ほどの町民の声になるほどなと思いました。サラリーマンをしながら農業をやりたいという兼業農家システム希望者を、町が農業を辞めたいという方との間に入って募ってみるのもよいかと思います。町長はいかがお考えでしょうか。

7番目の「温泉、道の駅、山岳観光等を目玉に魅力あるまちづくりを進めます。」についてであります。

柏陵荘に毎日通っている方の話です。ご主人が血糖値が高いので、この温泉に入れば数値が下がるというふうに勧められ、3年目でようやく県営アパートの入居が決まり、東根から引っ越してきました。ご主人の血糖値も少し下がり、風呂に入ることはもちろん、いろんな方々と話をできることが何よりも楽しみだということです。人と話をすることが健康にもつながると思います。維持の面で大変だとは思いますが、少々設備面の不具合があっても我慢するので、柏陵荘をなくさないでほしい、高齢者の健康維持にもつながるかと思っています、ということでした。

この方以外にも、柏陵荘をこよなく愛し、なくさないでほしいという町内外からの声があることも申し添えておきます。

ある女性は、新しい計画に目玉になるべき建物を造ったらよいと思いますと話をしてくれました。私は今検討しています温泉と道の駅周辺を一体化計画に、柏陵荘の存続と子どもの遊べるスペースがあってもよいのではと考えます。

東根のよってけポポラという施設は、「あつまれ、遊びの天才！いろんな「やってみたい」に挑戦しよう！子どもたちが遊びの中から人が本来持つ「自主性」・「社会性」・「創造性」を豊かに育むことのできる子どもの遊び場の理想郷、あそびあランドです」と施設紹介に書いてありました。

1年を通して、子どもが安心して挑戦できる遊び場づくり、サポートをするプレーリーダーが常駐していることも関係しているのか、仙台方面からの客がにぎわっていると聞いております。私もその様子を確認してみたいと思い、行ってみましたところ、国道48号線沿い近くにあり、交通の便はとてもよいところにあるなと感じたところです。

施設危機管理室長の方からお話を伺うことができました。市からの指定管理制度で運営しています、子どものやってみたいという気持ちを大切に、遊びを制限する禁止事項をできる限りつくりたくないという考えの下に、遊びから学ぶという基本理念で遊育と言っています、プレーリーダーと呼ばれているスタッフは、元消防士、元校長先生、元保育士、そのほか若い方数名で、平日は5名、土曜日・日曜日は7名体制で運営しているとのことでした。入場

料は頂いておりません。多くの来客により、近隣の商店が繁盛し、道路向かいの産直から買物をしてもらえば市の活性化につながるという考えです。平成25年に開園して、5月の連休の来場者数は8,000人ぐらいで、半分は仙台からの方ということです。

夏場は、泥だんご作りや水遊び、冬場は裏山の傾斜を利用して、そり遊びやチューブ滑りなど、みんな楽しそうに遊んでいます。今年はいにくの雪不足で、そり乗りはできませんが、考えて遊んでいるようです。施設の周りには、田んぼや畑、果樹園があり、手入れ等はお願いして、収穫の喜びを感じてもらおうと、参加料100円を頂き、もぎ取りやひっぱりうどんなど、季節に合わせてイベントもしています。そのときはボランティアの方々に協力をお願いしますということでした。

プレーリーダーは、遊びを教えるとともに、危なくない遊びをしているかの把握係ということだと話してくださいました。中には飲物と昼食をリュックに詰めて、毎週土曜日、日曜日に天童から親に乗せてもらって一日中遊んでいく子どももいるということです。親は夕方迎えに来ます。その子が、兄弟でもない小さい子どもの面倒を見ながら、いろいろ教えているんです。まさに遊育と言えるかもしれません。

また、実際に利用している子どもと親から話を聞きました。子どもは自由なところと自然がいっぱい、山があり、堰にはドジョウもいるよ、一年中遊べるし、とても楽しいと、目をきらきら輝かせながら話をしてくれました。

あるお母さんは、家にいると、あれ駄目とつい言うてしまうが、ここに来ると不思議に泥んこになって遊ぶことに抵抗がなくなる。着替えをいっぱい持ってきて、いっぱい遊べと、洗濯機が洗濯してくれるから、そういうふうには話していますと言ってくれました。工夫して遊べるとところがいいなと思うし、大きいお兄ちゃんたちが遊びを教えてくださいと話をしてくれました。

規模は違っても、このような子どもの遊び空間の中で過ごしてもらい、温泉を利用した帰りに道の駅で買物をしてもらう、こういう流れもあるかと思います。道の駅は基本的に平屋かと思いますが、野菜、果物等の販売所を併設し、柏陵団地等のプライバシーを考慮しながら、雄大な最上川の蛇行や、日本一公園、月山を眺める展望台がランドマークになるような、インパクトのある建物とし、町外からの誘客を考えてみてはいかがでしょうか。

利用客の多い温泉、展望台、道の駅、子どもの遊び場、簡易な宿泊施設等の在り方を検討するのがよいかと思いますが、いかがお考えでしょうか。

以上で私の質問を終わります。

○議長（菊地勝秀君） 町長の答弁を求めます。

町長。

○町長（松田清隆君） 藤野議員のほうからたくさん項目について、そして私が選挙の中でお話しした様々な観点についてご質問をいただきました。何点かに整理をさせていただきながら、お答えさせていただきたいと思います。

最初にありました子育て支援というふうな意味で、具体的な部分でランドセルの無償提供というようなことでありますが、担当のほうで全国的な取組の状況などについても調べてみました。

新小学生にランドセルを贈呈する取組というふうなところでは、あるところでは40年以上続けられているというような市なども県外にはあったということでもあります。この市では、現在贈呈しているのは、A4サイズが入る、重さ約550グラムファスナー式の薄型ランドセルというようなことで、実用的なデザインで軽そうである、それから貧富の差が出なくていいと思うと、支給するわけですから差がないというふうなことだという意見がある一方で、一律に支給されるのは選ぶ自由がないのではないかと、それからみんなと一緒に嫌だというような意見なども様々あるようでもあります。

この質問をいただいたときに、私も藤野議員と同じように、おじいちゃん、おばあちゃんがランドセルをプレゼントするという、そういったライフスタイルが一般的になっており、それもおじいちゃん、おばあちゃんの楽しみというような位置づけもあるのかなということを感じたところでございます。

また、別な町のほうでは、ランドセルの無償提供を令和元年度から所得制限を設けたというふうなところもあったようです。これは今後さらに増えてくるであろうICTと言われる情報通信技術などの教育への予算を回していきたいというふうな意味から、多少縮小したというところがあったようでございます。

少し別な観点からこの件についての考え方を、状況も含めてお話をさせていただきたいと思いますが、国のほうでは今、Society 5.0時代というふうなことで、その時代を生き抜く子どもたちにとって、教育におけるICTを基盤とした先端技術の効果的な活用が求められています。また、令和時代のスタンダードな学校像として、全国一律のICT環境整備が必要として、GIGAスクール構想というふうなことが打ち出されているという現状があります。

もう少し具体的に申し上げますと、1人1台のタブレット端末支給、それから学校内でそ

ういったものが使えるように、大容量の通信ネットワークを全国どこの公立学校でも使えるように整備するというような内容なども盛り込まれているということ。それから、子どもたちを誰一人取り残すことのない情報化社会の実現を目指すという、これは国の動きとしてそういったことがあり、本町においてもそういった方向性の中で様々な対応を取らせていただいているというようなことです。

このような社会になると、ひょっとしたら教科書は紙ベースからデータベースになったり、宿題ですら電子データで送信するなどという生活になるのかもしれませんが。重たい教科書が消えると、私たちの小学生の時代の常識と捉えているランドセルというようなものの在り方自体も変わってきてしまうのかもしれないというようなことも思われます。

そうしたことから、ランドセルの一律支給というご提案であります。今後の社会の流れなども的確に捉えていく必要があるのではないかとというふうに思います。実際、大江町でももうタブレットの1人1台の時代というふうなことで、その整備に着手しているという現状もございます。

最初に申し上げた様々な保護者や町民の考え方もあるかというふうに思いますので、そういったことを合わせた中で検討をしていかなければならないと考えているところであります。

保護者の経済的負担の軽減、そして入学祝いの意味を込めて始まったという意味合いが多いのではないかとというふうに思いますが、時代とともに、地域の実情とともに、支給については多種多様な考え方があっていいのではないかとというふうに思います。

藤野議員の質問は、どのようにして子どもたちの平等な学習機会の確保をしていくかや、保護者の負担軽減というふうな意味合いで、どのように進めているかということでの思案をいただいたものではないかと思っておりますので、町としては社会全体の流れを的確に捉えながら検討してまいりたいというふうに思っております。

次に、2つ目ということで、農林業についてのご質問がありました。

森林環境税は、令和6年度から税率で年額1,000円で個人住民税と合わせて賦課徴収され、それを原資とする森林環境譲与税は、間伐や人材育成、担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発などの森林整備、及びその促進に関する費用に充てるために、令和元年度から交付されるというふうなことになっています。大江町においても、森林環境譲与税を有効に活用して、森林の所有者、林業事業者へも還元されるような仕組みとして検討してまいっております。

農業につきましては、新たに兼業農家を希望する方への農地のあっせんというふう

なことですが、農地法により一定程度の制約もあります。農業の知識、耕作するための施設、それから機械の問題、それから農業の従事日数などの条件を満たせば、平成31年度の4月からは、土地の取得、賃貸の下限面積を10アールというように引き下げて、農地の流動化を推進しているということで、できるだけ遊休農地というものを残さないようなことで、小規模な農家の方についても農地を取得できるという仕組みになっておりますので、ぜひ具体的なお話があるとすれば、農業委員会等に相談をしていただければ、そういったご紹介ができるのかなというふうに感じております。

それから、法人化の問題であります、これまでの取組というふうなことで、町にあります5つの営農組合単位で研修会などに参加するというふうなことで様々検討してまいりましたが、実現には至っていないという現状があります。恐らくこれはそれぞれの農家の方の考え方、経営に対する思いというものが、法人化という方向には具体的になかなか動き出せないということではないかというふうに思います。

ただ、今後の方向性としては、農業経営に当たってはこれまでの個人経営だけではなかなか大変な時期を迎えているし、これからも迎えてくるというふうに思いますので、法人化による経営や作業の効率化を図りながら、競争力をつけていくということがこれからの農業には必要なのではないかというふうに思います。そのため、法人化に向けて土地の基盤整備、大型機械の導入、設備の導入、そういったことを各地域における課題を整理しながら、今後も町として応援、支援をして、組立てをしていきたいというふうに思っております。

次に、道の駅の点でございますが、大江町の道の駅は平成10年に設置しており、施設の老朽化、物販施設が手狭である、それから駐車場がなかなか動線的に不便であるなどの課題を抱えているということです。これは、大江町は道の駅自体、先行して整備してきたというふうな事情もあり、その当時において様々な意見をいただいて整備してきたというふうなことであり、社会情勢も変わってきて、人の動きも変わっている、考え方も変わっているというふうな中で、新たに出来た道の駅が魅力的なものとして興味、それから周辺の方々には魅力的なものとして映ってきているという人の流れがあるのではないかというふうに思います。

そんなところで、道の駅おおえを再整備をしていきたいということで、今年度から検討委員会を立ち上げて検討をしてきております。この検討委員会の中では、関係者の方が集まり、様々な角度から意見をいただいております。現状の課題を整理をしながら、再整備に向けた基本的な方向性やコンセプト、施設の機能などの検討に対する意見をいただいております。再整備の基本構想として、今後まとめていくというふうな作業に移ってまいります。

そういった意見の中で、ただいま藤野議員さんのほうから様々な情報、ご提案をいただきました。そういったところも十分に参考にしながら、何と何を組み合わせれば道の駅としてさらに魅力的なもの、大江町のシンボリックなものとして受け入れていただけるのか、おいでいただけるのかというところを十分に議論をしてみたいというふうに思います。

今の検討の中では、やはり道の駅という産直施設としての機能、それから隣、同じエリアにある温泉施設との様々な連携、そういった意見が出ております。そのほかにもやはり今お話のありました、子育てとしての魅力的な施設をつくったらいいのではないとか、様々な意見が出ておりますので、こういったことを取りまとめをしながら、基本構想としてまとめていければというふうに思っております。

確かに目玉となる施設が必要だということは、私もそうだというふうに思います。ぼやけない、魅力的な、シンボリックなものにつくり上げていく必要があると思います。

町としても観光の推進、町産業の持続的発展、地方創生の拠点として整備をしていくというふうなこと、そして進めるに当たっては、国や県、関係機関と調整、あとは財政的な負担の問題、こういったものをいろいろと議論しながら検討をしてみたいと思っております。

私が掲げさせていただいた8つの事柄というふうなことでお話がありましたが、今後、様々な機会を捉えて、その思いの内容を申し上げたいと思います。話を重ねる中で、町民と夢を共有し、実現に向けた取組を議員の皆様や町民とともに進めてまいりたいというふうに考えておりますので、今後ともご協力のほどをよろしくお願いしたいと思います。

以上、数多くのことがありましたので、質問に対して不十分なところは補充させていただければというふうに思います。

○議長（菊地勝秀君） 藤野広美さん。

○3番（藤野広美君） ご答弁ありがとうございました。

ランドセルの一律支給については、時世を注視しながら検討していきますというふうに答弁いただきましたが、他町にないものをやってみるという考えもよいと思いますので、ぜひ実現に向けてご検討をいただければと思います。お考えください。

お答えいただきましたとおり、令和6年度より森林環境税が国民1人1,000円の徴収となるということなので、ぜひ森林関係者に還元されるようによろしくお願いいたします。

兼業農家の件ですが、私も農業委員会に相談に行ってみますが、同じ屋根の下の課でもある農業委員会ですので、行政側のご協力もぜひお願いしたいなと思います。

温泉、道の駅周辺の整備については、財政的な課題もあると答弁いただきましたが、国や

県からの補助金等を活用しながら、前向きな対応が大事なのではと考えます。

町長は町の経営者であると思います。夢を共有できる町を、夢を形にするまちづくりに当たっていただきたいと思います。そのことをどのようにお考えになっているか、お願いしたいと思います。

○議長（菊地勝秀君） 町長。

○町長（松田清隆君） 今、私の夢を共有するまちづくりということの解釈の中で、夢を実現できるまちづくりという、全くそのとおりだというふうに思います。施政方針のほうでも申し上げましたが、一人一人の夢はいろいろあるかと思いますが、その中からいかに夢を共有して、その実現を目指すというのが夢だというふうに思います。

たとえその夢がかなわなかったとしても、それまでの経過も大切にしなければならないと思いますし、その夢に向かっていく力が皆さんとの話合いだというふうに思っておりますので、それを心がけながら頑張ってまいりたいと思っております。

○議長（菊地勝秀君） 藤野広美さん。

○3番（藤野広美君） ありがとうございます。

実現に向けて一生懸命やっていたいただければなというふうに思います。新町長には常に町民目線に立って行政に当たっていただければと思います。

以上で私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございます。

2つ目、入ってよろしいですか。

○議長（菊地勝秀君） どうぞ。

○3番（藤野広美君） すみません、それでは続けて2つ目の質問をさせていただきます。

指定管理者制度についてであります。

指定管理者制度は、県からの文書で民間の活力を民間事業者を含む幅広い法人や団体から指定管理者を募り、公の施設の管理を行わせるもので、様々な力を活用しながら、多様化する住民ニーズに応え、施設の効果的運営を目指すことを目的とするとうたわれているとお聞きしています。施設建築や設備投資をして、町民にプラスになるかマイナスになるかということを考えて、指定管理の契約をしていると思いますし、この制度の事業を行っていると思います。

企業では、ヒト・モノ・カネを投資して、そこから何らかのアウトプット、成果や結果を出すということを得ていると思います。この考えは行政の企業経営化につながると思います

が、いかがお考えでしょうか。

指定管理者制度で運営している施設の中で、マイナス決算になっているものもあるとお聞きしました。この補填費用はどうなっているのかをお伺いしたいと思います。

民間意識を考えた場合、プラン・実行・チェックを行い、マイナス決算にならないようにと考えるのが当然だと思いますし、一般の企業経営者は一番にここを考えるとと思います。施設建築や設備投資をして関わっている行政が、指定管理人と運営の仕方についての話し合いをしっかりと行い、アウトプットを得て活性化に結びつけるべきと思いますが、いかがお考えでしょうか。

9月の議会で、関野議員の提案内容で検討中の、新年度より営業が行われる古寺案内センターの駐車料金のことですが、駐車料金を頂いて収益を上げ、行政の企業経営化を図るのがよいと思います。行政の企業経営化という言葉は、議員研修に行って近頃覚えた言葉です。町財政を考えるのに最適な言葉と思います。

山岳の仕事に従事している方からは、登山者は1,000円ぐらいならみんな払うよと言っているとの話を聞いています。お願いの趣旨を掲げ、協力金箱のようなものを設置するのもよいと思いますし、関野議員が提案した利用金精算機を設置するのもよいのではと思います。利用していただいた方々から協力金をお願いする。月に1度でもよいと思うので、利用状況の確認も兼ねて、行政側が協力金の集金に行くという体制がよいのではと思います。協力金をこれからの維持管理費として充当していくことがよいのではと考えますが、いかがお考えでしょうか。

指定管理者制度の中の一つ、ATERAの責任分担の明確性や契約内容を教えていただきました。

現在、指定管理人と行政間で契約内容に反した場合の措置の仕方は明記となっていますが、出店者と指定管理人や行政間で責任の明確性については決め事をしていないとお聞きしました。今後、テナントの出店者や指定管理人と行政間の責任の明確性をどのような方針で決定していくのかをお伺いしたいと思います。

建物改築のときに、昨年末に撤退した1階テナントの出店者の要望は十分聞き入れたのににもかかわらず、あまりに早い撤退となったことは大変残念なことであります。行政の管理の甘さがもたらした結果と思われる。撤退に至るまでの話し合いの経過をお伺いしたいと思います。

自治体は、管理の適正を期すため、指定管理者に対する監督権限が与えられています。今

後の出店者のこともありますので、責任の明確性をきちんと明記しておくべきかと思いますが、いかがお考えでしょうか。

指定管理者制度には、事業報告書の提出が義務となっていると思いますが、ATERAの指定管理料600万の根拠と事業報告書の内容をお伺いしたいと思います。

以上で終わります。

○議長（菊地勝秀君） 町長。

○町長（松田清隆君） それでは、ただいまの指定管理者制度の責任の明確化と企業経営の考え方についてというふうなことでお答えさせていただきます。

まず最初に、1点目であります指定管理者の関係についてであります。確認のために申し上げます。

指定管理者制度は、平成15年に地方自治法の一部を改正する法律が施行されました。公の施設の管理について、指定管理者の制度が新たに創設されたというふうなことであります。民間事業者を含む幅広い法人や団体の中から指定管理者を指定して公の施設の管理を行わせるというふうなもので、多様化する住民ニーズに応え、施設の効果的・効率的運営を目指すということを目的にしております。

この制度を活用する効果というふうなところでは、住民サービスの一層の向上や行政経費の削減が図られることに加え、地域の活性化や雇用の確保につながるというようなことなどが挙げられております。

経費的なことに関しましては、必要最小限の維持管理経費については町が委託料としてお支払いをし、そして最大限の効果を指定管理者から上げて発揮していただくというようなこととなります。

指定管理者の募集に当たっては、公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例、これに基づきまして、業務内容と期間、そして指定管理料などの条件を示し、原則公募で募集をしており、申込みのあった事業者が適正であるかどうか、そういったことを審査会に付して指定業者を選定しているというふうな中身になってございます。

指定管理の条件を付して、その条件でよいというふうなことで指定管理の募集に応じていただいているということであり、その内容に基づいて町と協定を締結しておりますので、マイナス決算というふうなことになった場合については、指定管理者の自助努力で対応していただくということを原則としているということです。

マイナス決算が続くようであれば、経営内容の精査をしながら、協定の更新時などに指定

管理料の見直しを図っていくというようなことで対応をしてきているということでございます。

次に、古寺案内センターの駐車場の利用料のお話がありました。駐車場の維持管理のために協力金をというようなことに関しては、今のところ今年の春からの運営に当たりましては、1回の利用につき1,000円の協力金を頂きたいというふうなことで考えております。

前回の議会でもご説明いたしたと思いますが、徴収に当たってはまずは募金といいますか、協力金箱のようなものを設けながら対応してまいりたいと思いますが、今シーズンの利用状況、管理の状況を見ながら、お話しいただいている駐車場の機器の設置についても検討してまいりたいというふうに思っております。

次に、まちなか交流館A T E R Aの飲食提供についてであります。まちなか交流館は町とポートの間で指定管理の協定を締結いたしました。そして、飲食提供の部分につきましては、ポートからテナントの方に業務委託をして運営してきたということでございます。

その今回のテナントの方が撤退されたという経緯の経過につきましては、昨年11月下旬にテナントの方のほうからポートに対し、経営について厳しいので12月末でテナントのほうから引きたいというふうなことで解除の申出がありました。これについて、町、そしてポートさん、そしてテナントの方を交えた中で様々意見交換をさせていただき、最終的には12月末で終了したというふうな経過になってございます。

現在は、ポートの直営によるコーヒーなどの飲物だけの提供という形で運営をさせていただいております。食事提供ができるよう、ポートで運営方法を現在検討をさせていただき、町のほうと相談をしている現状でございます。

指定管理の協定では、協定の内容を履行できない、しない、または違反をしたときは、協定を解除できるというふうなことにしております。解除による損害が生じた場合は、指定管理者と協議して決定するというふうなことで運用になっているということでもあります。

次に、まちなか交流館の運営に関する部分であります。指定管理料の根拠につきましては、平成29年11月に開催しました議会全員協議会のほうでも計画について説明させていただきましたが、人件費2名分として410万、光熱費約110万円、警備保障の委託料などの維持費として約27万円、事務費として90万円、合計で637万円という試算の中で、これから施設利用料金で賄うもの、いわゆる利用料であります。37万円を差し引いた600万円を指定管理料というふうなことで提示させていただき、協定を結んでいるということでございます。

実績ということではありますが、昨年度の部分につきましては、人件費で約398万、光熱水

費で114万、維持費で約47万、事務費で約114万円、合わせて673万円というふうな経費の報告をいただいております。

こうした中で、様々その実績についても相談をしながら、町とポートの間でよりよい方向にATERAが活用されるよう、指導といいますか、相談をしながら協議をしているというふうなことでございます。

次に、行政の企業経営化というふうなことのお話がありました。地方公共団体、つまり役場の目的は、地方自治法第1条に規定されておりますとおり、住民の福祉の増進を図ることを基本というふうに考えます。利益追求を目的としている民間企業とは基本的に異なるという原点があるというふうに思います。行政が行う様々な事業の実施に当たっては、当然費用対効果を考え、受益者負担金も考慮し、少ない費用で最大の効果が得られるようにしていかなければならないということでもあります。事業の財源は皆さんからいただいている税金だというふうなことです。効果的、有効的に事業を行わなければならない、コスト意識を持つ必要があります。そうした意味では、企業経営に通じるものがあるのだというふうに思います。

町には様々な施設があり、民間のノウハウを取り入れることで維持管理や運営に係るコストを抑えるとともに、施設の活用が柔軟に行われることが必要である。施設に関しては、指定管理者制度を導入して、町の歳出削減を図ってきているというふうに思っております。

町の経営においては、本町の経常収支比率などの各種財政指標は健全な数値ということになっておりますので、引き続き町の財政の健全運営に努めてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（菊地勝秀君） 藤野広美さん。

○3番（藤野広美君） 答弁ありがとうございました。

古寺案内センターの駐車料金の協力金の件ですが、町長の前向きなお答えをいただいたので、実現に向けてよろしく願いいたします。

指定管理者制度については、経営状況を把握した上で連携を密に対応していくと答弁をいただきましたが、これまでの過程をお聞きしたいというふうにも申し上げましたけれども、連携という答えの中には、官と民の責任の明確性も含まれているというふうなことで理解をしてよろしいでしょうか。行政の丸投げというふうにならないように、チェック機能を持ちながら関わっていくことが重要かと思っておりますので、いかがお考えでしょうか。

関連して、町のホームページにパートタイム会計年度任用職員募集というのが掲載されて

おりますが、山里交流館の集落支援員として、館長1人、山里交流館を拠点とした集落の維持、活性化、地域資源の発掘、活用等に関することとして1人と記載されていますが、指定管理人の代表が交代になり、スタッフも新たに募集するという事なのかをお伺いしたいと思います。

○議長（菊地勝秀君） 町長。

○町長（松田清隆君） 今、ご質問をいただきました連携という意味、責任の明確化、丸投げにならないようにというお話でしたが、決してあくまでも町が設置者であるという責任は、これは当然のことながら設置者としての責任というふうな部分では、責任を持って対応していかなければならないということが言えると思います。

そして、指定管理という制度の中で、いわゆる委託をするわけですから、委託者と受託者の関係の中で協定に基づいて運営をしていくわけですが、指定管理の大きな要素の一つとして、行政ではなかなかできない、できづらい様々な運営方法があるというふうに思います。機動性だったり、運営するに当たっての様々な調整だったりという部分であります。そうしたことを民間の力で有効的に活用していただくことができれば、その施設はさらにさらに運営が活性化するのではないかとというのが指定管理制度の中の大きな一つの目標だというふうに思います。

町が直営で運営をするというようなことが、その指定管理制度の前にはあったわけですが、そうした場合、なかなか細かいところまで気づかなかったり、利用者の声が届きにくかったり、その声を拾い切れなかったり、そういったことについてはぜひ指定管理者制度の中で早急に対応ができるというような利点もあると思いますので、そういったところはきちっと対応していきたいというふうに思いますし、丸投げということではなく、何か指定管理者、またはその施設の中で問題点があったとすれば、常に政策推進課の担当のほうとやりとりをさせていただいて、その問題解決の方法についてお話をさせていただいているというふうなことであります。協定を結んでお任せしたからそのままということでは決してありませんし、様々相談をして、よりよい方向が導かれるように対応しているということもご理解いただければというふうに思います。

それから、山里交流館のお話がありました。

山里交流館の集落支援員ですが、これは今年の4月から地方公務員法及び地方自治法の一部が改正され、施行されて、臨時職員、非常勤職員の任用の形態が見直されたというふうなことです。いわゆる会計年度任用職員ということに切り替わるということでもあります。

集落支援員につきましても、地方自治体が地方公務員として任用する場合は、原則として会計年度任用職員として任用することということに切り替わるという措置でございます。任用に当たっては公募により行うこととし、書類面接等の試験を行い、任用するようというふうな国からの指導もありましたので、今回のホームページでの募集というふうなことをご覧いただいたということですが、そういった経過で職員の募集をしているということでございますので、ご理解願いたいというふうに思います。

以上です。

○議長（菊地勝秀君） 藤野広美さん。

○3番（藤野広美君） ありがとうございます。

行政は、施設建築等、設備投資をしてスタートしているわけで、運営していく上で当然、維持管理費が発生するということになります。行政の企業経営化を考えるということで、町から多数の誘客が見込める施設等には、運営や利用金額等の設定に町の財政にプラスになるような計らいをもって、納税者たる町民が納得いくシステムを構築すべきと考えますので、よろしく願いいたします。

以上で私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（菊地勝秀君） これで、藤野広美さんの一般質問を終わります。

11時5分まで休憩します。

休憩 午前10時51分

再開 午前11時05分

○議長（菊地勝秀君） 休憩を閉じて、会議を再開します。

一般質問を続けます。

◇ 橋本彩子君

○議長（菊地勝秀君） 一問一答方式での質問であります。

1番、橋本彩子さん。

○1番（橋本彩子君） 1番、橋本彩子です。

松田町長、ご就任、誠におめでとうございます。

町長の目指す、みんなで力を合わせて安心して暮らせるよりよいまちづくりに向けて、議会と町執行部が両輪となって力を合わせていくことができますよう、私も努力してまいりますので、どうぞよろしく願いいたします。

通告に従いまして、質問に入ります。

林業についてお伺いします。

町民の方から、七軒地区は昔、ものとお金を自給して生活ができる地域であったとお聞きしました。木が文化としてあり、生きるために山をもらう、そういう時代があったそうです。材価が下落したことによりお金にならないため、手入れをしなくなり荒れている山林が多くなり、木材の品質が下がり、価値も低くなっている状況です。

国が森林経営管理制度を立ち上げ、新たに森林所有者と林業経営者を市町村がつないで森林を管理するようになります。ただし、その事業を請け負うことができるのは、国の定義した意欲と能力のある林業経営者、意欲と能力のある経営者のみで、小規模な林家が請け負えるのは経営に適さない森林、町が管理することになった森林だけです。

経営に適する、いわゆるお金になる森林に営利最優先の業者が入れば、皆伐が行われたり、植林は義務ではないために再造林をしなかったりすることが考えられます。森林が大きく減ることは、環境に負担もかかりますし、皆伐された山は土砂崩れの原因にもなり、非常に危険です。

勝手に他人の山に入ることはできないので、農業委員会が耕作放棄地を管理しているように、役場で手入れ放棄森林を管理する窓口をつくり、マッチングサービスができないかとの声が町内の林家さんからありました。今回の森林経営管理制度がそれに当たるかと思いますが、これでは国の規定に満たない小規模林家はお金にならない、経営に適さない森林しか入ることができません。

林業は、自分が植林したものが自分の利益になるわけではなく、今だけ自分だけの価値観では続けていくことができない産業です。環境のために、子孫のために、未来のために、続けていかななくてはならない大切な産業だと私は思っています。

そこでお聞きします。松田町長は、大江町の林業についてどのように考えていらっしゃいますか。また、町独自で小規模林家を含めた林業従事者と森林所有者とのマッチングサービ

スを構築すべきと考えますが、いかがでしょうか。

壇上からの質問は以上といたします。よろしく願いいたします。

○議長（菊地勝秀君） 町長の答弁を求めます。

町長。

○町長（松田清隆君） 橋本議員からの林業に関するご質問についてお答えをさせていただきますと思います。

まず初めに、林業振興のこの町での現在の環境といたしますか、取組というふうなところの基本的な部分であります。平成21年に西村山地方森林組合をはじめ、製材組合、総合建設組合、そして商工会や町内の林業事業体等で構成する大江町美しい森林づくり協議会というようなものを立ち上げ、森林資源の利活用、林業の活性化というふうなことに様々な方からのご意見をお寄せいただき、取り組んできているというふうな現状にあります。

また、平成24年度からは木材資源を活用するための生産、加工、販売、活用といった、川上から川下までに関わる町内企業などで構成する大江町型住宅販売会が発足し、大江町産西山杉を使用した大江町型住宅のPR、販売など、本町独自の施策を実施してきております。

また、林道の開設、維持補修など、ハード面の整備を行うとともに、町の単独事業として利用間伐を積極的に推進することを目的とした、町内の製材業者等に搬出した森林所有者へ補助する西山杉搬出奨励事業、利用間伐を実施するための作業道などの開設、森林施業集約化と資材や機材の購入などへ補助する森林総合整備事業、こういった事業に取り組んできましたし、小規模な林業所有者が行う森林整備につきましても支援をしているところでございまして、令和元年度の実績といたしまして、森林所有者10名分で12ヘクタールの利用間伐、作業道といたしましては1,534メートルの整備に対し、支援をしてきたというふうなことでございます。

令和元年度より始まりました新たな森林経営管理制度は、適切な森林整備を進めるために、森林所有者の意向調査の結果を踏まえて、個人では適切に管理や整備ができずに町に委託をする森林のうち、林業経営に適した森林については意欲と能力のある事業者が、林業経営に適さない森林については町が管理するということが制度としてなっております。まさにこの制度は橋本議員がおっしゃる、個人で管理、整備ができない森林所有者と林業事業主体とのマッチングでありまして、町管理で実施するというふうなことでしているものでございます。

先ほど申し上げましたように、林業経営に適した森林は、意欲と能力のある事業者が整

備するというふうなことになりますので、ご指摘の間伐した後の再造林しない場合の環境や災害への影響などを十分考慮し、委託する際には、地形により再造林などの条件を付して、土砂崩れなどの原因とならないようにすることも必要であるというふうに考えております。

また、林業経営に適さない町で管理する森林につきましては、森林環境譲与税を活用し、大規模、小規模にかかわらず、林業事業主体へ整備業務を委託するというような方法も考えられるのではないかと思います。

この制度はまだまだ始まったばかりであり、手探りな部分も大分ありますが、交付される森林環境譲与税を有効に活用し、森林所有者の意向に耳を傾け、森林の整備、林業担い手の確保・育成、西山杉の利用拡大等を推進してまいりたいというふうに考えております。

林業は、苗の植林から30年から50年という長いスパンでのなりわいであり、1代でなし得るものではないというふうな事業であることは、先ほど橋本議員からもあったとおりでございます。

そして、森林の持つ多面的機能の役割を十分に認識しながら大江町の山林が宝の山と言えるように、林業振興に努めてまいりたいと思いますので、ご理解賜ればと思います。

○議長（菊地勝秀君） 橋本彩子さん。

○1番（橋本彩子君） ありがとうございます。

大江町の山が宝の山だとみんなが思えるように、ぜひともお願いしたいと思います。

また、森林経営管理制度によるマッチングで委託される業者に対して、条件を付して下さるということだったので、ぜひとも山を守っていただきたいと思います。

また、木材としての利用だけではなくて、生物多様性の高い森林を観光商材としての有効利用もぜひともお願いしたいと思っています。

それでは、2問目に移ります。

地域産業の担い手（後継者）の育成についてお伺いいたします。

新規就農者への手厚い援助策は大変ありがたいものですが、もともと町内に住む農業後継者にもさらなる援助策を打ち出していきたいと考えます。

家業を継ぐと覚悟し、新たな経営を始めるわけではなくても、大切な田畑や山を守り続けてくださる方々は大変貴重です。新規就農ほど買いそろえるものはないにせよ、年季の入った農機具などもそれなりに買換えなどの費用がかかることを踏まえ、新規就農者と同様に、幅広い用途で使うことができる補助金などについてご検討いただきたいと思います。現在は、あぜ塗り機や高所作業車など特定の限定された機械しか補助金はいただけないようなのです。

が、多様な農業経営を踏まえて、ぜひご検討をお願いいたします。

また、林業については農業以上に後継者不足が心配されています。農業と違い、先ほど町長がおっしゃったように、1代ではできない仕事でありますので、個人が簡単に始められる仕事ではありません。林業の後継者についてはいかががお考えでしょうか。

町内には、会社として林業をされているところが数か所あります。そちらでは、緑の雇用制度、国の制度を使った林業者の雇用をまだ受け入れることが可能とのお話をお聞きしました。町として特定の会社へ求人を出すことは難しいのかもしれませんが、個人として始めることが大変難しい仕事であることを踏まえ、町として林業をする方の募集をしてみてもいいかと思いますが、いかがでしょうか。

また、商店街についても伺います。

町の個人商店や企業は味わい深い魅力があり、大江町に残したい大切な財産であると思います。お店と住居が同一の建物の場合も多いかと思いますが、後継者が不在のために営業を諦めてしまうと、店舗部分のスペースが非常にもったいないと思います。スペースだけではなく、町としてのにぎわいも失ってしまうからです。もしも空いている店舗物件があるようでしたら、町として貸し出してくださるよう依頼をしていただくことはできないでしょうか。居抜き店舗物件として貸出しをする手助けをしていただけたらと思います。町内のお店が減っていくのを残念な思いで見ただけではなく、今あるお店に加えて、さらに魅力的なお店を呼び込むような施策のお考えはないでしょうか。

大江ビジネスアイデアコンテストをしてはどうかという意見も町民の方からいただいています。商売繁盛創出支援事業や若者起業支援事業などの補助金もありますが、コンテストを行うことによって、町内のみならず、町外の方からも大江町のさらなる魅力、新しいビジネスモデルなどが出てくるのではないかと思います。

ビジネスアイデアコンテストは東根市や長井市でも行われています。若者起業支援事業補助金の活用にもなるのではないかと思います。いかがでしょうか。よろしく申し上げます。

○議長（菊地勝秀君） 町長。

○町長（松田清隆君） 慣れていないもので、大変申し訳ございません。

2つ目として、農業後継者への支援、林業の後継者、それから商店街についてという3つの部分のご質問があったかというふうに思います。

地域産業の担い手・後継者育成という観点でお答えをしたいと思います。

農業者の高齢化や後継者がいないなどの理由により、農業者数も年々減ってきております。

そのことが原因となって遊休農地が増えているというふうなことは、私としても農業の担い手確保が急務であるということは十分に認識をしているところでございます。

こんな状況の中、大江町農業の未来を担う新規就農者が安心して農業ができる環境を整えることが重要であることから、農家の方やOSINの会、農協などの関係機関と連携をして、現場の声を参考にさせていただきながら、議員の方からもご理解をいただき、様々な支援策を講じているところであるのはご承知のとおりでございます。

ご質問にあります、もともと町内に住む農業後継者の方への支援策ということですが、町出身、町外からの出身を問わず、農業を継ごう、農業を始めようとする新規就農者への国の支援として、次世代を担う農業者に対し、就農直後の経営確立を支援する農業次世代人材投資資金を交付しているほか、大規模な農業施設整備等に対する補助事業があります。これまでも活用していただいているというふうなことでございます。

その中で、国や県の補助事業に該当しない農機具の購入などの支援として、農作業の効率化や農業経営の継続を促すために、町独自の補助事業も23年度から実施をしているというところでございます。これは今、議員がおっしゃられました対象者並びに購入する機器等については、一定程度の制限があるというふうなことでございます。この事業では必要性の高い農機具を優先的に購入できるよう対象農機具を限定して補助しておりますが、農地や農機具などをもともと所有していない新規就農者への支援と、それから親元就農などである、ある程度の農地、農機具を保有している農業後継者への支援につきましては、経営状況や立場によって何が必要であるのかというところは変わってくるのかなというふうに思います。

今後、農家の方々のそういった声を拾い上げながら、幅広い機種別の機具等の購入などについても検討しながら、本当に必要なものがあり、どんなものであれば今後の農業経営に生かせるのか、その辺を十分に検討しながらやってまいりたいというふうに思っております。

次に、林業の後継者育成ということですが、議員がおっしゃるとおり、林業事業体でも新規就業者の確保・育成に向けて、人材育成研修などに要する費用などを支援する緑の雇用事業を活用して、新規就業者の育成に既に取り組んでおられるというふうな方もいらっしゃいます。

また、緑の青年就業準備給付金事業というもので、林業就業希望者の拡大を図るために、林業大学校などで必要な知識を習得する青年に対して給付金を支給する制度、山形県では山形県立農林大学校が認定される研修機関、こういったものも利用できるというふうなことでございます。

林業の後継者確保の観点から、この制度を利用することの町としての周知やPRは可能かと思われしますので、その辺のところを関係者と相談をしながら、できるところは取り組んでまいりたいというふうに思います。ただ、一定の会社さんとか、そういった限定されたものについてという部分については、公的な立場もございますので、検討させていただきたいというふうに思います。

林業は特に専門性、危険性、こういったものが高く、知識や技術の習得にも年数を要すると思います。担い手の受入れ体制をどうするかなどの課題もありますが、先ほどから言っている森林環境譲与税、こういったものについても人材育成・担い手対策の費用というところも一部認められてくるというふうに思いますので、町のほうでも議論しながら、検討してまいりたいと思っております。

次に、商店街の件についてのご質問であります。町内の商店街には魅力的な商店や飲食店などがたくさんあるというふうに思いますが、町外の大型店舗、そういったところでの買物、そしてインターネットでの購入の増加というふうなところが現実的にはあるのではないかと思います。また、町内事業主の高齢化などから、特に小売店が減少しているというところはご承知のとおりだと思います。

空き店舗の件でございますが、空き店舗に関してもたいたお話をありまして、店舗と居住スペースが一体となっている家屋が多いというふうな事情などもあって、店舗だけを貸し出すというふうなところがなかなか難しいのかなと思います。トイレなどの問題、それが居住者がいる場合についてはそちらとの関係、そういったところが課題となって貸し借りができていないという状況だというふうに思います。

実際、町の空き家・空き地情報提供制度、いわゆる空き家バンクと言われるものですが、こちらのほうには空き家11件、現在登録をされているということですが、現状が店舗として利用できる物件というふうな登録はございません。町としての空き店舗が活用されることによりまして、にぎわいづくりや町並みの景観の向上、それからUターン、Iターン、Jターンなどの促進にもつながるというふうには思いますので、空き家対策の一環としても、空き家バンクへの登録、それから空き店舗の情報提供を進めたいというふうに思いますし、併せてそういったところを利用したいという方がいれば、空き家改修の補助制度などもありますので、そういったところもPRしながらやっていきたいというふうに思います。

また、町内にお客様を呼び込む、交流人口の増加に資するようなビジネスアイデアがありましたら、空き家の利活用も含めて、各種の補助制度もありますので、そういったものを創

業につなげていけたらと思っております。

まだまだ空き家の登録にしても、そういった情報の提供ということにしても、町からのアプローチという部分では少し手薄なのかなというふうな感じもしております。町からも積極的にそういった場所の情報を得ながら、所有者さんとのお話、意向などを聞きながらということももう少し必要なのかなというふうに思いますので、ぜひ取り組んでいけたらと思っております。

それから、議員からいただきましたビジネスアイデアコンテストというような手法でございますけれども、創業をするというところに機運を醸成するということでは大変効果があるのではないかなというふうにも思われます。そういった部分については、町というよりは商工会様、または金融機関、そういったところとも連携をしながら、創業を希望する方の声を拾い上げながら、つなげられていけばと思いますので、取組についても検討してまいりたいというふうに思います。

以上です。

○議長（菊地勝秀君） 橋本彩子さん。

○1番（橋本彩子君） ありがとうございます。

農業について、幅広い機種・機械についても検討をいただけるということで、農家の声を拾っていただけるということだったので、ぜひともよろしく願いいたします。

また、林業についても公にそのような特定の会社への募集は難しいというのもよくよく分かりますし、ただ難しい職業ではあるので、できればOSINの会のようなものが林業にもあればいいとは思いますが、OSINの会はやはり民間から立ち上がってきた団体だというのも大きな力になっていまして、林業はまだそこまでいってないというのも残念ながらある状況なので、できればホームページや何か発信するものによって、林業というのはこういう暮らしなんだとか、兼業にするにしても、林業ではこのように暮らしが成り立っていくんだよというようなアピールができればいいのではないかなというふうに思います。想像しやすいような状況に持っていけたらいいのではないかなというふうに思っています。

また、商店街の空き店舗についてなんですが、店舗と居住が一体となって貸し借りが進まないというのはよく分かります。ただ、貸し出す意向があるかどうかの確認をしていただくことはできないでしょうか。例えば、貸し出すことによる優遇措置であったりとか、貸し出したくなるような工夫や提言をなされたことはあるのでしょうか。そのようにしてみてもどうかと思うのですが、いかがでしょうか。

また、空き家バンクについても、空き家の提供をすることによっての優遇措置であったりとか、することによって何かメリットがあるようなことがあれば、また何か動きがあるのではないかと思いますので、ぜひ検討をいただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（菊地勝秀君） 町長。

○町長（松田清隆君） 空き家の調査というふうなものを町では行っております。ただ、先ほどから申し上げておき、あくまでも空き家というふうなことであって、空き店舗というふうなことで、実際住まわれている部分については空き家ではないということになりますので、その辺のところの調査はもう少ししなければならないというふうに思います。

それから、そういった物件を利用していただく、または貸していただく、譲っていただくということに向けての優遇措置という部分では、今の空き家の移住に当たっての様々な優遇制度なども活用はできるというふうに思いますが、店舗に新たにそういったものを取り組むというところでは、新たな参入に伴うこれまでの商工業の補助の支援というものもあるかと思いますが、物件を拾い上げるというところでは、訴えるにはちょっと物足りないかなというふうに思います。少しそういった空き店舗に限定したような利活用をする場合の手法についても検討が必要だと思いますが、その辺、これまでの実態もあるかと思しますので、様々な声を聞きながら進めたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（菊地勝秀君） 橋本彩子さん。

○1番（橋本彩子君） ありがとうございます。

町の後継者であったりとか、にぎわいの創出にはやはり商店街も欠かせないものだと思いますので、ぜひともよろしく願いいたします。

それでは、3問目の地域内自給の促進について参ります。

渡邊前町長のお話にもありましたが、今、町の人口を増やすためには、各市町村で人口を奪い合うしかないと思います。どのような特色のある町にしていくのか、現代の若い人たちが何を求めているのか、大江町で実現できるのはどのようなものなのかを考えていくことが必要です。

コロナウイルスの影響で、中国に原材料を依存していた会社が軒並み生産停止に追い込まれました。また、今後30年以内に70%の確率で起こると言われている首都直下型地震や、大きな被害が想定されている南海トラフ地震もあります。近年の異常気象により、今後どのような災害が起きるのか予想もつきません。様々な物資をほかの地域に依存して成り立ってい

る私たちの暮らしは、流通なしでは継続不可能な状況です。いつ何が起きても、私たちは大江町に住んでいるから大丈夫だと、町民が安心して生活ができるような仕組みをつくっておくことは、町民の防災のためにも、移住を検討している方にも、非常に魅力的であると考えますが、いかがでしょうか。

供給が止まって最初に困るのはエネルギーと食料です。幸い、大江町には山や森があります。都会と違い、エネルギーの資源があります。まきボイラーやまきストーブの普及をより促進するのを感じます。役場庁舎にもまきボイラーを導入してはいかがでしょうか。まきボイラーと灯油の併用もできるとのことです。

また今後、新しい建築物を造る際には、最初にエネルギー資源としてまきを使用するように検討いただきたいと思います。林業の促進にもつながると思っています。

ほかに、ストレートベジタブルオイル、いわゆるSVOやバイオディーゼル燃料、小水力発電などもエネルギー自給の手段として有効であると考えています。

世界的な潮流として、SDGs、持続可能な開発目標により、誰もが同じように幸せに、長く暮らせる社会の構築に向けて動いています。大江町が行政として率先して取り組んでいただきたいと思います。町長のお考えはいかがでしょうか。

○議長（菊地勝秀君） 町長。

○町長（松田清隆君） ただいま橋本議員のご指摘のとおり、エネルギー、そして食料が、町内あるいは西村山地域全体で自給自足ができれば、とても魅力的な地域になるというふうなお話は非常に理解ができるところでございます。

世界的に見れば、地球温暖化が進んでおりまして、温暖化抑制をするためにも二酸化炭素排出量を抑えていかなければならない。化石燃料から再生可能エネルギーに転換し、低炭素の社会を築いていかなければならないというふうな基本的な理念、思想については理解をしているところでございます。

再生可能エネルギーの利用といたしまして、まきボイラーを柳川温泉のほうに導入できないかというふうなことで、シャワーなどの給湯部分への導入について平成29年度に調査をした経過があります。現在においても、まきの供給体制を含め、引き続き検討しているというのが現状でございます。一番課題となっているのが初期の設備投資の部分で、試算では3,400万円程度が必要だということになりますし、また維持費としても毎年150万円の経費が想定されるというふうなことであります。これが化石燃料と比較してプラスマイナス、そし

て社会への還元という意味でどういう意味を持ってくるのかというふうなところが議論の分かれ目になるかなと思います。

加えまして、まきの供給体制の部分でも地元との協議を、話合いを持ってきましたが、まきを安定的に供給できるのかどうかというところは、まだまだ議論が必要な状況ではないかというふうに思います。地元の方の声を聞けば、供給は十分できるのではないかというお話がある一方、具体的に、それをどういった方法で供給できる、生産できるのかというふうな部分がなかなか課題として挙げられるのかなというふうに思います。

また、一方では柳川温泉の施設自体が老朽化が進んでいるというふうなことで、設備投資するよりも維持補修を優先する必要があるという現状もあります。そういったところも踏まえて、優先順位というところが必要なのではないのかなというふうにも思います。

県内でもまきボイラーを設置している施設はありますが、公的機関が推進していかなければ普及しないことも理解しておりますので、今後引き続き研究していきたいというふうに思います。

役場庁舎についても、調査という段階までには至っておりませんが、一つの手法としてそういった手法はあるということは、話合いの中では取り上げて検討しておりますので、実現できるかどうか、その辺今後具体的な検討をしてみたいというふうに思います。

次に、小水力発電というようなアイデアのお話もいただきました。これもこれまで調査してきた経過がありまして、平成24年度に北堰を利用してできないかというふうなことを調査しております。調査の結果といたしましては、1か所に発電設備を整備することとし、最大出力で6キロワット、年間発電電力量は3万3,000キロワットという想定で、売電価格というのが1キロワット当たり34円ということで試算をしたということで、売電収入はその時点で112万程度というふうなことになってございます。

設備投資のほうはといいますと、税別で1億600万円、年間の維持費も600万円ほどかかるというような、ちょっと想定以上の金額だったということでございます。設備投資及び維持費に要する費用が多く、実現可能には至らないというふうなことの現状でございます。

南堰のほうでも、民間会社で調査研究をしたような経過があるようであります。費用対効果が見込めないことから断念したというような経過であります。東日本大震災の後のエネルギー対策として脚光を浴びてきたこともありましたが、設備投資に多額の費用を要するということがネックとなっているということでございますので、その地形や場所というふうな部分でその辺も左右されるのかなと思いますので、その辺、適地というふうなものが見

込めるのかどうかも含めて検討する必要があるということです。

あとは再生可能エネルギーの取組として、太陽光発電ということで、町では役場をはじめ、学校、中央公民館、体育センターなどに太陽光発電を公共施設にも設置をしてきました。また、このたびはおおぞら団地の特典の一つとして、設置に対する補助ということで普及を図れればと思っておりますので、そういった取組は続けていきたいというふうに考えております。

持続可能な社会に向けた取組ということでは、現在策定を進めております第10次の大江町総合計画の中でも取り上げながら検討してまいりたいというふうに思いますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

○議長（菊地勝秀君） 橋本彩子さん。

○1番（橋本彩子君） ありがとうございます。

柳川温泉のまきボイラーについても、私もお話をお聞きしましたが、維持補修のほうが優先なのは間違いないことだと思いますし、ただ、まきボイラーについても可能な限り頑張っていたきたいなというふうには思っています。自給自足できる町というのはやはりすごく魅力的だと思いますし、これからの時代はかなり必要になってくる考えだと思います。

財源についてご提案なんですけど、小水力発電の1億というのは論外なんですけど、町としてクラウドファンディングをして応援を募ることはできないかなというふうに思っています。財源の確保と関係人口の創出もできます。ぜひともご検討ください。地方自治体としてのクラウドファンディングの例としては、山形市の、皆でおっきな鍋つぐっぺ！未来に繋ぐ「三代目鍋太郎」製作大作戦のプロジェクトがありました。それに投資することによって大江町と関係を持つ、大江町のそういう事業を応援するというのも考えられると思いますので、ぜひともその考えを明確化して、目的を持ってぜひともクラウドファンディング募集してみたらどうかなというふうには思っています。

また、バイオディーゼルなどについてももう少しいただきたかったんですけども、特に今まで検討されてないようですので、ぜひとも考えてみていただきたいと思います。町のバスなどにも利用できると思いますし、ヤンマーで2015年からみやぎ生協と実施していたり、もうかなり進んでいるものではありますし、小水力発電のような大きなお金もかからないものなので、ぜひとも調べていただきたいなというふうに思っています。

地域の様々な自給による持続可能なまちづくりについて、これからも一般質問でシリーズ化してお聞きしていきたいと思っておりますので、ぜひとも今後ともよろしくお願いいたします。

最後に、つい最近も山形県内に移住を検討されていた方が、勤務先のある大江町も選択肢にあった中で、白鷹町に決められたというお話お聞きしました。どこが決め手になったのか、その方に聞いてもらうようお願いしていますが、まだお聞きできていません。

ホームページから確認したところ、そこまで大きく政策が違うとも思えませんでした。しかしながら、白鷹町のホームページは移住を検討している人に対しての情報検索が簡単で、見やすいように感じました。ぜひとも町長もご覧になって、移住者の気持ちで大江町のホームページと比べてみてほしいと思います。

また、今年度から検討委員会を行っておられる道の駅に限らず、町全体のこれからについて、ぜひとも町の子どもたちにアイデアを出してもらったり、何か関わってもらうことはできないでしょうか。自分たちがまちづくりに参加し、関わりを持つことにより、町に対する責任や愛着がさらに芽生え、それが人口流出防止につながると考えます。

さらに、何か町で新しいことを始めようとするときには、町民の方々の意見に真摯に向き合い、町の考えも理解していただきながら、共通の価値観を構築した後に実行に移していただきたいと考えます。そうすることによって、町民の皆様から愛される事業となり、よりよい方向に運営できるのではないかと考えます。

大江町の魅力を最大限発揮できるよう、なるべく財政に負担のないように、あらゆる手段を考え、私も提案していきたいと思っています。今後ともどうぞよろしくお願いします。

ありがとうございました。

○議長（菊地勝秀君） これで、橋本彩子さんの一般質問を終わります。

午後1時まで休憩します。

休憩 午前11時45分

再開 午後 1時00分

○議長（菊地勝秀君） 休憩を閉じて、会議を再開します。

一般質問を続けます。

◇ 関野幸一君

○議長（菊地勝秀君） 一問一答方式での質問であります。

5番、関野幸一君。

○5番（関野幸一君） まず初めに、松田町長につきましては、無投票ではありましたが、当選、誠におめでとうございます。これから4年間、大江町のかじ取り役として、町民の方が住みたい、住んでよかったと言われるような町を目指して頑張っていたきたいと思います。

また、佐竹総務課長、村上健康福祉課課長補佐、酒井健康福祉課付課長補佐につきましては、長年にわたり町政にご尽力いただき、ありがとうございました。この3月で後輩に道を譲られ、それぞれの道を歩まれると思いますが、これまでの経験を生かし、今後も町のためにお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

長い間、本当にご苦労さまでした。

それでは、質問に入らせていただきます。

松田町長が誕生して、これから4年間、町のかじ取り役として多くの町民が期待をしております。これまでの役場での長年の経験を生かし、その手腕を大いに振るっていただきたいと思っております。

さて、町長も前職は副町長でしたが、渡邊前町長とおよそ2年間、共に町政の先頭にいたと思っております。この間、副町長の役割、職務をどう考えていたか、また今後は副町長の役割、職務をどう考えるのか、その必要性についても立場が変わったので、町長の率直な考えをお聞きしたいと思っております。

また、今後副町長としてどのような人を選任するか。これも多くの町民が関心を持って注目しています。一つの考えですが、町長が役場の出身でありますので、ここは思い切って外部から副町長を選んではどうでしょうか。町内にも役場の若い職員にも優秀な人材がいると思いますが、例えば県や国の職員、これから町長が行おうと、進めようとしている政策を行うため県や国とのパイプをつくる。例えば今後予定されている道の駅の新たな構想には、国交省の職員を派遣してもらい、町の農業に力を入れるなら農水省や県の農林部などに打診をするなど、これからのまちづくりをどうするかをきちんと考えた上で選んでもよいのではないのでしょうか。

副町長を選ぶことはそう簡単ではないと、また簡単に選んではいけないと思っております。単に繁忙する町長の業務を分割するためだけのポストではなく、これからの大江町のため、町長と同じ志を持ちながらも、時には町長に意見を言える、また自ら企画立案に携わる人物、そ

ういう人でなければ町民に理解はいただけないと思っております。

渡邊前町長は、最初の2年間は副町長を置かなかったと聞いています。そのときは町政には何も影響なかったと聞いております。今後、副町長が必要というのであれば、十分時間をかけて議論してもいいと思います。そのことに対して町長の考えを聞きます。

議会においても、我々議員の発言、答弁は大変重いものと考えております。多くの町民の声を代弁すべく、真剣に考えて発言しております。松田町長はこれまで総務課長、副町長として議会に出席しておりますが、議会で行う町長の答弁や発言については、これまでの経験からどのように考えているか。また、今後町長として答弁、発言をするときの考えをお聞きします。

私は4年間、議員として仕事をさせていただきました。この4年間、多くの施策についての意見を述べさせていただきました。議案ごとに反対や賛成と、自分の考えで言ってきたと思っています。しかし、残念なことに時間が足りなく、もう少し時間をかければもっとよくなったと思うような議案もあったと思います。事後の話であり、私も反省しておりますが、今後は町民のため、もっと議論の場を重ねていくことも必要と思いますが、町長の考えをお聞きしたいと思います。

○議長（菊地勝秀君） 町長の答弁を求めます。

町長。

○町長（松田清隆君） 関野議員のご質問にお答えしたいと思います。

ご承知のとおり、私もこの3月の6日から就任し、今日で1週間というあまりにも時間のない中でのこういった大変重要な質問をいただいていること、そして町民の皆様も関心の高いことではないかと思うとき、こういった機会をいただきましたことに対し、感謝を申し上げたいというふうに思います。

さて、私が考える副町長の役割、選ぶに当たっての考え方ではありますが、私自身、副町長として約1年10か月間務めさせていただきました。また、総務課長として6年間、町長や副町長に接してきた経験も含め、考えていることを申し上げたいというふうに思います。

まず最初に、考え方の基本として、法律に基づき定められている事柄だというふうに思います。地方自治法の167条には、副町長の役割として、町長を補佐すること、町長の命を受け政策及び企画をつかさどり、職員の事務を監督すること、そして町長の職務を代理すること、大きくはこの4点が法律に明記されております。このことを遵守した上で仕事を進めていただくことが副町長の役割だと基本的には考えます。

もう少し具体的に申し上げますと、町長の意向を受けた中で、職員と一緒にまちづくりを進めていくことではないでしょうか。よく言われる言葉として、町長の片腕としての役割が大きいのではというふうに思います。

そしてもう一つは、万が一の際には町長の職務代理者として、町長に代わってその職務を担うこととなります。これは公選で選ばれました町長に代わって権限を行使するものであり、大変重要な役割だというふうに思います。

副町長は、常に町長に寄り添い、事務を進めながらも、時には町長に対する意見を言いながらも、町民の声や職員の意見を全体としてまとめ上げていく力が必要だと感じたことも幾度かありました。職員の政策提案や町民の皆さんの意見を基に調整し、まとめた上で、町長に伺いを立て判断を仰ぐ、またはその逆の流れもあり得るというふうに思いますし、そのような力が非常に必要だと考えています。大江町の未来を共につくり上げる覚悟と、互いに信頼の持てる方を適任者として選ぶ必要があるというふうに思います。

ただいま申し上げましたとおり、町の行政を執行する上で、副町長は必要なものというふうに法令でも位置づけられておりますし、私もそう思います。町の執行に支障が出ないようにすべきではないかというふうに思います。町長を補佐し、まちづくりの全体を取りまとめる役割が不在であることは、町民にとってもマイナス面は大きいのではというふうに感じておりますので、できるだけ早い時期に配置すべきではというふうに思っております。

次に、町と議会は車の両輪のごとく、町と議会は相互に牽制し合うことにより、地方自治の適正な運営を期することとされておりますが、言うまでもなく地方自治法に基づき、条例の制定、予算の議決、人事案件などの議決案件を慎重に審議され、各施策等については執行されているものだというふうに考えております。

特に新規施策においては、町の総合計画において基本構想、基本理念を掲げ、時代の流れを捉えながら取組を進めてまいりましたが、この取組に対して町民を代表する議員の皆様からは、随時評価をいただきながら、ご指導、ご助言をいただき、よりよい道りを歩んできているのではないかとこのように思います。

このような町の将来を左右する議会での答弁や発言においては、大江町を代表する長としてとても重いものがあると理解しておりますし、これまで副町長として、または課長として、この場で発言したことには重い責任があるものと思っております。この議場での発言は、私も議員と同じように、すべての町民に向けた責任ある発言であるというふうに考えております。

実行に当たって議論不足ではというご指摘がありました。町としては、施策の実施に当たっては、議員をはじめ、住民などの意見を把握しながら、事業の組立てを心がけてきたものと思っております。ただし、こうした事業の中には十人十色の様々な意見や考え方を全て網羅し、100%期待に応えることは到底無理と判断せざるを得ないものも、これまで取り組んできた事業には少なからずあったのではないかとこのように思います。

そうした中では、意に反していると、そういうふう感じられた内容もあったのではないかとこのように思いますが、これまで私が町執行部として関わってきたものには、住民代表による各種の検討委員会などでの議論、または議会においては全員協議会や各種委員会で説明を行ったことを経てやってきたというふうに思っております。議論不足のまま即実行したというようなことはなかったのではないかとこのように考えております。

以上でございます。

○議長（菊地勝秀君） 関野幸一君。

○5番（関野幸一君） 今、副町長の件に関しまして町長から答弁をいただきましたけれども、その中で法律によりということ、地方自治法167条の第1項、第2項についての説明だと思っております。その中で当然、全国の市町村の長が、副町長、または副市長を置くときのやつの中身だと思っておりますけれども、ただその中で1つ私が言った部分の、例えば国のほうに要請をすとか、県のほうに要請すとかというものに関して、本当に町長はどういうふう考えているのか、そのところを1点、もう一度聞きたいと思っております。

というのは、昨日の山形新聞で、舟形町では52歳の県からの出向してきた職員の方、また同じく真室川の町議会においても県の企画のほうから出向してきた職員の方が副町長についていると。同じく、年も大体51歳とあって、若い職員がそうやって来ております。それはやはりその町町の首長の考えとか町長の考えにもよりますが、県内でも今新しい動きというか、そういうふうな考えを持った副町長を庁舎内に入れる、そんなことも昨日の新聞にも出ておりましたし、また県内の市町村でもそういう動きがあるのも町長はご存じになっていることだと思います。それが果たしてこの大江町のためにいいか悪いかわかりませんが、ただやってみてもいいのではないかとこのように一つの意見として出ているのも事実であります。そのところでもう一度今のことに対して町長はどういうふう考えているか、お聞きしたいと。

○議長（菊地勝秀君） 町長。

○町長（松田清隆君） 国・県などからの受入れというふうなものを考えてみてもいいのでは

ないかということでございますが、ほかからの派遣や交流による副町長の配置については、パイプづくりといったようなプラスの面もあるのかもしれませんが、しかし、一方で全く町を、全くとは言いませんが、あまり町の状況を知らない中で、大江町の中心的な行政を担っていただくということがどうなのか、またその期間の中で町民との信頼関係を築くというようなことへの時間的な制約などはどうなのか。そんなこともマイナス面ではあるのかなというふうに思います。

私は、副町長のこの副という役割を一番に考えたいと思っております。先ほど申し上げた職務代理者のことや、町をよく知るといようなことで判断ができるということが必要ではないかと思えます。

先ほど、昨日の新聞報道の話がありました。その中身までは私は熟知していませんが、新聞の記事を見る中では、これまでの副町長さんは2年間というふうなことで、その町で任務に当たったということが読み取れました。4年という任期がある中で、2年間というふうなことでありますので、その辺のところはどうなのかなという感じもいたします。外からの目を見ていただき、差配をしていただく、一緒にやっていただくというふうなことは、よい点なのかもしれません。しかし、2年というよりは、基本的には任期である4年間を務めていくということが可能なかどうかということもあるというふうに思います。何より町との接点や、私との二人三脚でまちづくりをリードするといようなことが一番に必要ではないかというふうに思っております。

様々な考え方や意見はあるというふうに思います。これがよくて、これが悪くてといようなことでもないような気がいたします。何を優先して決めていくのかというところが大切なのではないかと思います。

先ほどから申し上げますとおり、町長を補佐し、町民と職員との信頼関係を持ち、そして片腕として頑張っていただく。こういった点で副町長の配置は考えていきたいということでございます。

○議長（菊地勝秀君） 関野幸一君。

○5番（関野幸一君） そういう話であれば、町長が今後どういう方を選ぶか、それについては議会としてもきちんと町長から話を聞き、検討していきたいと思えます。

ただ、今、町長の言葉にありましたとおり、県とか国とのパイプをつくる、やはりそれも大切なことでございます。そういうものも考えながら、人選をしながら、もしそういうものに行かなかった場合も、町民も議員も納得できる、町長がそれだけ信頼が置けるという人物

を選ぶのであれば、やはりそれなりに議会としても考えを示しながら、協力していくところは協力していかなければならないと思いますので、そのときには速やかに議会のほうにも話をさせていただければと思います。よろしく願いいたします。

質問の中で議会の答弁、発言に対しては、町長はやはり我々議員と同じく、町民に向けての重い言葉だという言葉いただきました。それは大変私にとってはありがたい、本当に本来のそれが議会での発言だと思っております。これまでやはり議会の中で、私も言葉の使い方が間違っていたところがあったと思いますけれども、議会の中で聞きづらいというか、そういう発言もあったのも事実だと思っております。やはりそういうところはこれからはきちんと丁寧に、議会での答弁・発言をしていただきたい、そのように思っております。

また、議論不足ということでは、執行部と議会が両輪ということもありましたけれども、やはり私がこれまで4年間やってきた中では、なかなかうまく両輪では回っていなかったかなという部分も思います。というのも、12月の議会である議員から、議会と両輪だと思うがどうだと言われたことがあったんですけれども、そのとき私はうまく回っていないという答弁をさせていただきました。考えてみますと、先ほど町長の説明の中で、あらゆる施策をするときには、町民と対話をし、検討委員会とかそういうもので話をしているとありますけれども、そういう検討委員会とか住民との話をするときの町民の選び方、そういうふうなものがどうなっているのか。やはりそういうところもこれまでは、言い方が悪いかもしれませんが、何か町に、年中役場に来る人が選ばれたりとか、そんな形で広く町民の声が届いていないところで、検討委員会とか話が進められていたのではないかと思っております。

そういう話の中で、議会に議案として提出されたときに、一応こういう話はしていますと持ってこられても、やはり私たちの支援者から、そういう話はどこから決まったんだ、何でこんなことになったんだというような意見も多々あることがありましたので、この質問をさせていただきました。そのことに対して、町長はどういうふうに思っておりますか。もう一度お願いいたします。

○議長（菊地勝秀君） 町長。

○町長（松田清隆君） 今の質問の前に、県と国とのパイプというふうなことで、もう一言加えさせていただければというふうに思いますが、副町長がそういった役割を担うということもあるのかもしれません。しかし、国や県との連携にはやはりトップである私自身、そしてここにいらっしゃる議会の皆様、そういった方々のお力もお借りできるのではないかとというふうなことを大変期待しております。様々な形があっというふうなふうに思いま

す。

大江町では現在、県のほうと人事交流という、相互交流というふうな形で、職員を出して、そして受け入れてというふうなことのやり方で、一部パイプと言えるかどうかですが、県の方との交流をしながらやっているというふうなこと。また、大江町出身の県の幹部の方もいらっしゃるということもありますので、その辺でできていくのではないかなという思いもあります。

そして、検討委員会等の委員、そしてもっと丁寧な対応・説明というふうなことでのお話でありましたが、先ほど答弁の中で申し上げております、全てを100%これでいいという形はもちろんないということは、議員も思っている中でのご発言だというふうに思います。十人十色という表現をさせていただきましたが、そういった中で、委員の選定に当たっても十分その辺は考慮しながらやってきているつもりです。意図的にこういった方をとか、そういったことではなく、選定をさせていただいているというふうに考えています。

ただ、委員をお願いしても引き受けていただけない場合などもありますので、そういった部分も含めて、バランスよく配置できるように努力をしてきたつもりでありますので、その辺のところはご理解いただきながら、今後慎重にお話合いができればと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（菊地勝秀君） 関野幸一君。

○5番（関野幸一君） その委員会とか県と委員会に関しては、これからも取りあえず民意が十分反映できるような、何かそういう手だてをやっていただきながら行っていただきたいと思っております。

また、先ほどのパイプというか、国・県とのパイプについて町長が言われたので、一言だけ言わせていただきたいと思えます。

県との相互交流の中では、今、政策推進のほうに県の職員が来て、町の職員が県のほうに行って勉強している、そういうようなことだと思います。これは国との交流もあるはずですので、県だけではなく、国とのそういう職員の交換、いわゆる交流をするのも一つの町のためになることではないかと思っておりますので、その辺のところは十分考えていただきたいと思いますと思っております。

また、我々も町長がいろいろなところに行きたいというのであれば、ぜひ協力はさせていただきますので、その辺のところも町長が頭に置いて相談をしていただければ頑張りますので、よろしく願いいたします。

また、副町長に関しても何回も言うようであります。本当に町長がこれという人がいるのであれば、あまり早くては困りますけれども、それなりの時期を見て議会に相談をしていただき、やはりそういう形で副町長を決めていただきたいと思います。ただ、右腕というのではなくて、町長と一緒にやはりまちづくりに持っていける。右腕なんていうと、昔でいう補佐みたいなものだから、そういう形ではなく、やはり副町長としてもきちんと町の施策に携われるような、そういう方をきちんと選んでいただきたいと思います。よろしく願います。

これにて質問を終わらせていただきます。

○議長（菊地勝秀君） これで、関野幸一君の一般質問を終わります。

1時40分まで休憩します。

休憩 午後 1時27分

再開 午後 1時40分

○議長（菊地勝秀君） 休憩を閉じて、会議を再開します。

一般質問を続けます。

◇ 菊 地 邦 弘 君

○議長（菊地勝秀君） 引き続き、一問一答方式での質問です。

2番、菊地邦弘君。

○2番（菊地邦弘君） 2番、菊地邦弘と申します。

このたびの選挙で松田新町長、ご当選、誠におめでとうございます。これからもよろしく願います。

それでは、質問させていただきます。

大江町の温泉施設について伺います。

皆さんご存じのとおり、昨年10月にテルメ柏陵健康温泉館の来館者が650万人に達し、町内外で人気の高い温泉施設となっております。25年を迎えた温泉施設の充実した内容の取組、

老朽化等の問題も含めて考えていかなければならないと思います。

テルメ柏陵については、年間30万人前後の来館者があると伺っております。この施設を見直して、若者、高齢者、小中高生の体力づくりや運動の場として屋内型の施設を造り、その内容としてスポーツジムやボルダリング場、先日もありましたが、また若者世代の子どもを中心に、多世代がつながる施設（遊戯施設）、絵本室や赤ちゃん広場など、この町にはなかった施設を造るべきだと思います。こういう場所をつくり、ここに来れば何かと過ごせる、くつろげて時間を使えるなど、今は物を買うより体験にお金と時間を使う時代ではないでしょうか。

今の時代、インターネットとの親和性が非常に強く、個人主義が高まる傾向の中、スマートフォン情報を共有するだけでなく、人と人が交じり合って、触れ合って伝える、話合いをする、考えるなどが大事だと思います。そして、交流して何かが生まれる。そういう意味からも、人々が集まってこられる施設を提供すべきです。そして、最後に温泉を利用していただく。既存の建物はそのまま、中についてリニューアル、マイナーチェンジすることで、来館くださるお客様に対しても、温泉だけでは終わらない、楽しみのある施設である魅力をアピールできるのではないかと。

道の駅、温泉施設、観光やな等の一带を含め、中長期的に最優先をどうするか検討し、開発していかなければならないのではないのでしょうか。

改めてお伺いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（菊地勝秀君） 町長の答弁を求めます。

町長。

○町長（松田清隆君） 菊地議員のご質問にお答えしたいと思います。

まずは、菊地議員には毎日のように温泉施設のほうをご利用いただいているということのようでございますので、心から感謝を申し上げたいというふうに思います。その中で様々なお風呂の中での会話などを通して、こういったご提言もあるのかなというふうに感じているところでございます。

ただいま菊地議員からありましたように、テルメ柏陵健康温泉館は、多くの方からご利用いただいております。平成30年度の利用状況であります。健康温泉館はただいまありましたように約31万7,000人、柏陵荘が約18万人、シニアセンターが約6,000人、それと併せて道の駅おおえの入館者というようなことでカウントしている数字としては約3万8,000人というようなことで、あそこの柏陵地区全体では54万1,000人という利用者があるエリアになっ

ているということでもあります。しかし、最近では減少傾向にあるということもありまして、29年度は全体で56万7,000人でしたので、2万6,000人ほど減少したというふうなことになってございます。

その内容の傾向を見てみますと、健康温泉館の利用者は増えている、柏陵荘及び道の駅の利用者は減っているというふうな状況です。今年も利用者は全体的に減少しており、新型コロナウイルスの影響もあり、その減少に歯止めがかかっていないというふうな状況がございました。

ただいまご質問のありました温泉施設の付加価値を高めるアイデアというふうなところでは、今回の議会の一般質問の中でほかの議員さんからもご指摘、ご提案いただきました。今回の屋内型スポーツジムや若者から人気を得ているボルダリング場など、子どもから高齢者まで楽しめる場所として再整備をしてはどうかというようなご提言であります。温泉施設、道の駅、観光やなをつなぎ合わせていくことも大切であります。テルメ柏陵地区全体の魅力をさらに向上し、人々が交流をする場にしていかなければならないと考えております。

また、これにプラスして、最近の「おしん」の再放送や、そんなこともありますので、ぜひあそこの部分についてそんな魅力もプラスができるのではないかとこのように思っております。

一方で町の課題として、人口減少、少子高齢化社会への対応など、様々な課題が山積みしているというふうなことです。私はこのテルメ柏陵地区は大江町の情報発信の最前線の役割を担うエリアだというふうに捉えています。町外からの来町者を迎え入れ、ここで楽しんでいただく。そのほかにもここからの情報発信というふうな意味では、その先の町内に案内、誘導して、柳川温泉や神通峡など、そういったところへ呼び込むという役割も担ってくださるというふうに位置づけたいと考えております。

ただいま提言がありましたように、もちろん中長期的に物事を考え、優先順位をつけて、財政面も考慮しながら事業をやっていく必要が求められるというふうに思います。

新しい開発や施設を整備する際は、行政が町としてやるべきことなのかどうか、費用対効果はどうか、地域への波及効果はどうか、運営計画などは果たしてどうか、そういったことを十分に検討した中で、様々な施設の整備を進めていかなければならないというふうに思います。

町民の福祉の向上、そして地域の活性化、そういったことを総合的に判断をしなければならぬと思いますので、現在進めております道の駅の再整備の検討委員会や、温泉施設とい

うふうなことでの整備に関しては、今後、できるだけ多くの方からの意見をいただきながら進めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（菊地勝秀君） 菊地邦弘君。

○2番（菊地邦弘君） ありがとうございます。

私もお答えしますが、20年ほど時折温泉を利用させていただいております。テルメ温泉は私は非常に好きです。と同じように、柳川温泉、あと柏陵温泉を好きな方々、たくさんいると思います。私は柳川温泉、私は柏陵、シニアセンターは別として。そこら辺りも大事に考えながら、いろいろと老朽化問題等を取り組んでいかなければならないと思いますが、我々商売やっています、7、8年ぐらいでお客様のことを考えて店を直す状況にあります。25年もたつて外も何も変わらない。ただお客さんは来る。だけとお金がかかるし、財政も豊かではない。町税が今現在の4倍も5倍もあれば豊かなんでしょうけれども、その辺りはいろいろ知恵を絞って、来館するお客様に5、6年、10年ぐらいをめどに、いろいろなところを少しずつ直して、ああ、この町、この温泉、ちょっと変わったなとか、そういうふうに言っていただけるような施設づくりを心がけるのがお客様に対する感謝だと私は思います。

少しずつ少しずつリニューアル、マイナーチェンジをしていく。その中で先日、結城議員もありましたけれども、スポーツジムはいかかなものかと。スポーツジムとなりますと、私にもいろいろ意見が来ます。こういうふうに文面でもっていろいろ頂いています。町内を回っていますと、結構いるんですね、ムキムキの方が。どこに行っているかなというと、天童辺りに行っているとか県のスポーツセンターに行っているとか。そのムキムキさんたちは、トレーニングと体を鍛えるというのはまた別な意味もあつたりするんですけれども、とにかくいろいろリニューアルしていく中でスポーツジムがあつたり、絵本室があつたり、いろいろ中に施設をくっつけていくというふうにしていかなければならないのではないかなとは思っていますけれども。

そのスポーツジムに関しては、先日いろいろお伺いしましたけれども、今いろいろな自治体ではやっています屋内型遊戯室。雪国ですので、冬の間、子どもと一緒に遊べるようなお遊戯室、どんどん近くでいろいろ整備されている状況ですけれども、その遊戯室についてお伺いしたいと思います。

○議長（菊地勝秀君） 町長。

○町長（松田清隆君） 初めに言われました、個人のお店などであれば、7、8年が一つのサイクルとして、店をどう改装したりというふうな努力をしているんだということを考えれば、

温泉施設は25年たっていると、機能的にはあまり変わっていないのではないかとということもありました。

確かに機能的な部分では変化はありませんが、老朽化に伴う改修といえども、露天風呂というような機能が町民の声としてあったりというふうなことで、併せてリニューアルをさせていただきましたことがありました。

やはりそのときの効果を見れば、そういった新しいものが出来ると、お客様は確実に増えるというようなことであったようです。ぜひこれからテルメ柏陵地区の一体的な構想もそうですが、温泉館そのものの様々な役割、機能、求められているもの、その辺は点検しながら、これまでにお答えしたような形でやっていきたいというふうに思います。

お客様はやはり新しいものを求めて様々な施設を巡るということになるとと思いますので、その辺、新しいサービス、どういったものが必要かということも点検しながら進めたいというふうに思います。

あとは、屋内遊戯場というふうなことでのお話でございますが、にじいろ保育園の隣に子育て支援センターがあります。私はあの子育て支援センターをもっとPRが必要なのではないかとというふうに思っています。外の公園の遊戯施設一体のものもありますし、実は中のほうにも大型遊具が置いてあったり、小さい子ども、赤ちゃんとか、ハイハイとか、そういった子どもたちが遊べるようなものまで準備はされているということでもあります。

ここにおいでの方の中、そこを利用いただいている方をご存じの方はどの程度いるかですが、やはりもっともっとPRをして、魅力的なものにつくり上げていくということも、あそこの子育て支援センターでは必要なのではないかなと思いますので、その機能の増強という部分では、もう少し考えたいというふうに思っているところです。

ただ、やはり今のいただいたお話は、町外からもどんどん呼び込めるような魅力的な施設でなければならないのではないかとという意味合いも含んでいるのかなと思いますので、現在の子育て支援センターだけでは賄い切れない機能もあるのかもしれない。そういった部分をこのたびの様々なテルメ柏陵地区一帯の開発の中で、どのように整備をしていくかという課題だと捉えていますので、その辺のところは検討をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（菊地勝秀君） 菊地邦弘君。

○2番（菊地邦弘君） ありがとうございます。

テルメ温泉が健康ランドみたいな形で進んでいけばいいのかなとは思いますが、あそこら辺

一帯をどのように、何を最優先にやっていかなければならないか。まず、温泉に関しては温泉利用、お客様より料金を頂くわけですよね。町のお金だけでやっているわけではないですよね。お客様にある程度、何十万というお客様にどれぐらいのお金が入って、試算して、どれぐらい給料払ってとか、指定管理もあると思いますけれども、それをいろいろ考えながらやっていかなければならないんじゃないかなと思います。

道の駅、柏陵荘、テルメ、シニアセンター、あそこら一带、やな場もあるでしょうけれども、やな場はふるさと観光さんでしょうけれども、確かに道の駅も情報発信、あと地元の皆さんの産物販売などに一役担っているとは思いますが、どれぐらいお客様が、どこにどれぐらい来るんだかというのは最優先なのではないかなと思います。

民間に任せるところは民間に任せる。公社も民間でしょうか。でも出資が町ですよね。民間に任せるところは民間に任せるような形もあると思うんですけども、財政的にいろいろあるのであれば、先ほど橋本議員からもありましたけれども、私も寄附を募ったらいかがとか、ファンドを立ち上げるとか、そういうような考えはあるのかないのか、もう一度お伺いしたいと思います。

○議長（菊地勝秀君） 町長。

○町長（松田清隆君） 今の大江町の温泉施設というふうなことで、産業振興公社のほうに指定管理をさせてもらっています。経費的な部分を申し上げれば、健康温泉館は黒字、しかし他の施設においての赤字部分については健康温泉館の売上げをもってカバーしているという現状がございます。本来であれば、全ての施設が黒字経営であってほしいということではありますが、そこは地域的なこと、住民福祉という部分での考え方、そういったことをトータルの考え合わせて、今の指定管理の温泉のシステムが出来上がってきたというふうに思っています。

なので、今の経営状態のいいところを民間に任せ、経営状態の悪いところは町が持つと、こういった経営はちょっと今の町の財政状況では厳しいというふうに思います。町全体の施設として、その部分をどう担っていくかというふうな位置づけを考えていかないと、このシステムは崩れてしまうという事情があるということ、まず一つ申し上げたいと思います。

あと、ファンド、寄附というところではありますが、そういう形でうまくいっているところもあるとは思いますが、まずいきなりファンドというところにたどり着けるのかどうかということがありますので、例えばふるさと納税、ふるさと寄附、この辺のところを充当先としてこちらのほうで何点か示させていただいて寄附を募っているという現状です。その部分

にこういったものに特化したような寄附の項目を設けてお願いをすることかというようなことも方法としてはあるのかなと思います。一からファンドというふうなことで考えるよりは、まずはその辺のところを検討する必要があるかなと思いますし、それだけで本当に賄い切れるのか。賄い切れるというか、一助になるような金額が集められるのかどうかということは、これもやってみないと分からないという部分があるかと思います。

しかし、町の財源は限られているものでありますので、その辺のところは様々な財政的手段を検討しながら進めていきたいと思っておりますし、優先順位という言葉がこの議会でも何回か使わせていただきました。やはり全てやれば一番いいと私も思いますし、皆さんもそう思われると思います。しかし、それができない財政状況の中で、どれを優先してどれをやっていくかというふうなことをしっかりと皆さんからご理解いただき、説明をしながら進めていく必要があるのではないかと考えているところであります。

○議長（菊地勝秀君） 菊地邦弘君。

○2番（菊地邦弘君） ありがとうございます。

それでは、町長の掲げた夢を共有する先には幸せがあると思います。その先には笑って暮らせる町の人たちがいると思います。いろいろと事務方の皆様と知恵を出し合って、よりよい温泉施設になれるようしていただきたいなと思います。

最後に、何か温泉の、テルメだったらテルメの中に運動する場があれば、若者に限らず、高齢者の皆様もちょっと体を動かすことができるかもしれません。その体を動かすことによって筋力が上がるし、近くに出向いていくし、あとそういうふうにならばオレオレ詐欺なんかは引かからないような体質になるかもしれません。

そういうことを考えながらも、いろいろ変わっていかねばならない時代なのではないでしょうか。令和という時代になりまして、町も変わっていかねばならない。新町長の目玉商品として何かを決断しなければならぬとか、いろいろあると思います。今後ともよろしくお願いを申し上げます、終わりとさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（菊地勝秀君） これで、菊地邦弘君の一般質問を終わります。

2時15分まで休憩します。

休憩 午後 2時04分

再開 午後 2時15分

○議長（菊地勝秀君） 休憩を閉じて、会議を再開します。

一般質問を続けます。

◇ 毛利登志浩君

○議長（菊地勝秀君） 一括質問であります。

6番、毛利登志浩君。

○6番（毛利登志浩君） 令和2年第1回大江町議会定例会におきまして、議長の許可を得ましたので、通告しております2点につきまして一般質問をさせていただきます。

最初に、行政機構の見直しについてであります。

昨年、大江町が誕生して60年という大きな節目を迎えたことはご案内のとおりであります。また、大江町町政を3期12年という長きにわたりまちづくりを牽引していただいた渡邊町長に代わって、松田町政が船出をいたしました。

今回の町長選挙では、新人で無競争、そして全議員が推薦するという、言わばオール与党としての船出を迎えることになったことと理解しております。

松田町長の新しいまちづくりの理念の下に、新生大江町のスタートを切ったということになります。町民は、61歳という若さで行政経験が豊かな松田町長におのずと期待が高まっているものと思料するところであります。これから4年間の松田町長の手腕にご期待申し上げるところであります。

反面、夢と希望と期待が高まる中でも、大江町の現状を捉えるならば、決して容易ではないというふうに理解しているところであります。例えば、全国的に超少子高齢化の時代へと突入している中で、中山間部を抱える本町をはじめ、多くの町村はかなり厳しい人口構造となっており、その実態が顕著に表面化しております。

本町の人口は8,000人を切り、合併当時の人口の約半分まで減少しております。特に出生者はここ数年減少傾向に拍車をかけているという状況にあり、昨年12月時点でわずか19人とどまっております。何か大胆な施策を講じなければ、今後の出生者は30人前後で推移するのではないかと危惧の念を抱かざるを得ません。

また、高齢化率も38.2%で、40%に近づく勢いにあります。一方、基幹産業である農業の粗生産額は一時期48億円を示した時期もありましたが、現在では約23億円まで減少しております。商品販売額は一時期多いときで89億円まで伸ばした時期がありますが、現在は約55億円まで減少しているというふうな統計の数字になっております。

また、工業出荷額については、ニチロさんなどの大型企業の努力によりまして約199億円で横ばいになっております。

町の町税はここ数年、8億円前後で推移しており、おのずと一般会計の収入は地方交付税に頼らざるを得ないのが現実であります。

思い起こせば15年前、小泉内閣の三位一体改革の中で進められた痛み分けの大きな柱となった平成の大合併が進められたことは、記憶に新しいところであります。本町は自立の道を選ぶことになりましたが、行政機構も5つの課を削減し、事務の効率化を図ってまいりました。しかし、目まぐるしく変化する社会情勢、深刻化する少子高齢化と人口減少、加えて町民所得の向上を目指した産業の振興など、多岐にわたる町民の要望に応えるため、平成24年度に当時の総務企画課、産業振興課、健康福祉課でそれぞれ対応してきた企画部門、商工・観光・工業・起業振興部門を新たに対応する政策推進課に統合します。危機管理・交通安全・衛生部門を総務課で担うことになったということは、皆さんご承知のとおりだと思います。また、農林課では農林業、内水面漁業など、第一次産業部門を1本に絞った政策振興策に対応できるようになったし、税務町民課では国民健康保険税を取り込み、税の一本化が図られるようになりました。

このように、町の課題と振興策を整え、時代の要請に応えるために実施してきた組織機構の見直しは、8年が経過しました。時代は刻々と変化しております。1年を数年と捉えなければならない時代に突入しているという概念に立ち、行政需要に対応すべきと考えますが、町長の所見をお伺いします。

それぞれ行政課題があるわけですが、その中でも子育て部門の独立が急務ではないかなというふうに思われます。

それから、商工観光部門の独立。先ほど来から道の駅、あるいはテルメ地区、あるいは古寺の案内センター等について質問がなされておりますけれども、いわゆる観光と商工、その部分を独立していく必要があるのではないかというふうに思います。

それから、公共施設、いろいろと各課が担当している施設、あるいは公園等があるわけですが、それとその部分、管理部門の統合、一つにまとめた形の中で行政執行をやって町民の

負託に応えるというふうなことをやっていく必要があるのではないかと。

それから、指定管理が17ほどあるわけですが、それらの指定管理の担当する部署が整備した担当課に直結というか、その担当した課が担当しているというふうなこともありますので、その部分の統合等というものも必要ではないでしょうか。

それから、職員の採用ですが、年次計画に基づいてやっておるわけですが、ここ数年、応募する方が少ないというふうなことを踏まえて、職員の採用については夏に一般教養試験をやって、1次試験をやって、その合否に基づいて2次試験をやって採用というふうになるわけですが、いわゆるこれまで日本特有の終身雇用というふうな形で、一旦採用して退職までというのが通例ですが、ここ数年の応募状況を見る限り、そういったことも別な考え方の中で対応できないかということをちょっと提案したいというふうに思います。

2番目ですが、県立左沢高等学校の支援についてお伺いいたします。

ご案内のとおり、県立左沢高等学校は、平成30年に創立70周年を迎えたことは皆さんご承知のとおりだと思います。戦後の新しい文化の浸透とともに、共学に対する熱意が勃然として台頭し、中学校卒業生は高等学校を志望する者が年を追うごとに多くなったと。既設の高等学校の通学不便、時間の冗費、経済的不安などにより、高校進学を諦め、勤労に従事することを余儀なくされたと言われております。

このことから、昭和23年5月に高松村に定時制課程の高松高等学校が開校し、同年6月に宮宿分校、7月に左沢分校が設立され、地域の高等学校として担ってきたわけですが、当時は校舎がないということもありまして、左沢小学校の教室を間借りして勉学にいそしんだというふうに言われております。

このような状況を打開して、本校設立の必要性を強く望んだ西村山郡の西南部の左沢、本郷、七軒及び宮宿、大谷、西五百川の6町村が県教育委員会へ嘆願し、昭和27年4月1日より左沢町に左沢高等学校が開設することになりました。

関係町村は、早速一部事務組合左沢高等学校組合を設立し、本校の維持運営並びに管理に関する事務を共同処理することになったのですが、問題は校舎の建設であります。建設に係る総予算は当時842万円であったということが言われております。当時の左沢町の総予算が1,100万円という記録が残っており、金額の重さを計り知ることができます。

見込んでいた補助金、起債も該当から外れましたが、規模を縮小し、年次計画の下に6町村の負担の中で昭和28年3月に起工式が行われ、同年9月7日に新校舎が完成し、全校生徒

で運搬作業を行って、現在の左沢小学校に移転したというふうに記録が残っております。

以来、少子化に伴う生徒数の減少から、昭和60年に現在の藤田地区に新校舎が建設されました。当時の生徒数が530名を超え、学業や部活に励み、卒業生は現在1万1,000人を超えております。地域の振興を担う人材の育成を図る高校として発展したことは、ご案内のとおりであります。現在の生徒数は、ご多分に漏れず減少の一途をたどっている状況は否めません。

こうした中で、町では通学費の補助などを支援していただいていることに感謝申し上げますところではありますが、新聞報道でお分かりのとおり、今年の入学希望者は40人とどまりました。減少傾向に歯止めがかからない状況にあります。左沢高等学校がこのような状況であれば、JRの左沢線の存続問題の浮上や、町中を登下校する生徒の姿が見られなくなったら、町の活性化が衰退するのではないかというふうな思いであります。

そこで、大胆な施策を打ち出す時期ではないかと思料しますが、町長と教育長の所見をお伺いします。

一つは、現在の教育課程の中で、左沢高等学校が1年生は普通授業といいますか、通常の普通科というふうなことで勉学しているわけですが、2年生になると農業科とか、あるいは進学、あるいは教養、ビジネスというふうな形で、総合学科が2年生からスタートするわけです。果たしてその農業、いわゆる果樹園芸コースと言っておりますけれども、それから情報関係というふうなのは、子どもたち、受験する子どもたちが望んでいるのだろうかというふうなことがこの頃危惧しております。そういった中で、いろいろと総合学科の見直しというふうなものも必要になっているのではないかというふうに思います。

それから、県外から生徒を募集すべき時期に来ているのではないかということで、山形県内の高等学校では加茂水産高校と遊佐高校が県外から生徒を募集できるようになっています。左沢高校はできないというふうになっておりますけれども、それを何とかしなければならぬのではないか、それを受け入れる学生寮などを整備できないのだろうかということでもあります。

それから、宮城県の亶理町と災害時の救急に係る協定書を結んで、いろいろな交流をしておりますけれども、亶理町にも亶理高等学校というのがあるんだそうですけれども、その高校と左沢高校の姉妹都市なんかはできないか。

それから、冒頭で申し上げましたように、子どもの生まれる数が30人前後というときに、今の小学校2校体制、中学校というふうな形で、6年後にはどうなるのかなということを考えますと、中高一貫ということは可能なのかどうかということをちょっとお聞きしたい。

ただ、あくまでも県立高校というふうなことで、県教育委員会の判断一つですよと言われるかもしれませんが。ただ、県教育委員会に町の高等学校の現状はこういうふうなことから、こういうことを改善してもらいたいというのが町の重要事業要望事項の中にも捉えていただいて要望しておりますけれども、ただそれだけでいいのだろうかというふうな疑問もあるんで、後ほど詳細というか、再質問の中で捉えてみたいと思いますので、壇上からの質問はこれで終了したいというふうに思います。

○議長（菊地勝秀君） 初めに、町長の答弁を求めます。

町長。

○町長（松田清隆君） 毛利議員のご質問にお答えしたいと思います。

2点一括というふうなご質問の中身でありますので、私のほうから行政機構の見直しと左沢高校の支援策ということを2つ申し上げた中で、その後、教育長のほうからも答弁をさせていただければと思います。

行政機構の見直しについてであります。町の行政機構につきましては、これまで時代の変遷や住民ニーズの多様化に対応すべく、見直しをその都度行ってきたというふうなことでございます。最近では、子育て支援係や総合戦略推進係の設置などのように、小規模な見直しというふうなことで行っておりますが、ただいまありましたように、平成24年度の課の統廃合が大規模な見直しによる行政組織の変更にあたるものであります。町の様々な課題を円滑に解決するために、枠組みを変更して対応してきたものだというふうに思っております。

それから8年が経過する中で、町が果たすべき事務事業も様々拡大し、多様化している。さらには深く踏み込んでいかななくてはならない業務も出てきているというふうなこともあります。

特に、少子化を背景として、これまで行政が行うものと思っていなかった婚活の支援につきましては、新たに行政が前面に出て実行するというような風潮が県内的にも広がっていますし、県もそういう取組をしております。子育てにとどまらず、未婚や晩婚化対策、婚活支援、産前産後の母子保健、保育への経済的支援など、出産前からの対応が少子化対策には求められているという現状であります。

これらに対応するためには、施策とともに体制の整備が必要と思われまますので、配置可能な職員数を探りつつ、高齢者福祉、介護、衛生部門と切り離れた体制についても検討が必要なのではないかと考えているところでございます。

商工観光部門の問題がありました。町の活性化や就労の場の確保となる要素が強く、商店

街の活性化、観光振興、工業に関わる支援などの施策は、町の振興発展に大きく関わる分野であります。今後の地方創生を牽引する分野の一つでもあると考えますと、さらに力を入れて取り組むべき分野ではないかと考えており、そうした部分で体制を組むことができるか、十分に検討した上で判断をしなければと考えております。

また、公共施設の管理部門の統合と指定管理部門の統合については、これまでの施設整備については、国や県などの補助事業の関係から、事業計画から施設管理まで担当した課が事務を担当しているのが本町では一般的なやり方としております。例えば宅地造成であります、計画づくりから分譲PR、その後の管理に至るまで政策推進課のほうを担当課として行っておりますが、新たな行政課題に立ち向かうには、新たな施策の企画、実行に専念することが政策のほうには求められ、維持管理を行うことも必要な業務であることは理解しているところではあります、それ以上に効率のよい組織運営が求められているものと理解するものであります。整備担当課が必ずしも引き続いて担当することは不合理な点もあることから、施設の管理を一元的に行う施設管理専門部署を設置することも検討には値するのではないかとこのように思われます。

組織の見直しとともに、検討材料の一つとして念頭に入れ、考えさせていただきたいというふうに思います。今年度中、この1年間を通して、年度途中では好ましくないというふうに考えますので、いろいろな議論をしながら結果を出せるように努力をしていきたいというふうに思います。

職員採用につきましては、民間企業におきます人手不足により、給料を引き上げ、少しでも人員を確保する動きが見られ、その影響で公務員への募集が減ってきているという状況があります。大江町でも職員採用試験の応募者がこの3年で3分の1にまで減っているという現状です。有能な職員の採用という点では支障を来している状況だというふうに捉えております。町の職員になりたいという思いを持ってもらうために、この町が元気で、何か楽しそうなまちづくりだなど、そういうふうに思ってもらうことが一番ではないかと思ひますし、情熱を持った職員の中で、自分も大江町のために働きたいと思ってもらうことが肝腎だというふうに思ひます。

大江町のほうでは、社会経験枠ということを設けながら、新採に限らず有能な人材を採用したいという取組も併せて行ってきておりますが、これとてなかなか十分に機能がしていないというふうに思ひます。

採用試験の在り方につきましては、全国的にも公務員志願者が減る中で、教養試験を中止

し、柔軟な発想や人物像、性格を見極める適性検査を実施し、民間企業併願者をも取り込み、多様な人材を確保しようとする自治体も見受けられます。大江町においても、受験機会の平等性の確保、試験の内容、試験の日程や試験の方法など、応募者の人数を増やす方法を検討し、より多くの受験者の中からこの町のまちづくりに情熱を持って取り組んでいただける職員を採用できるように、検討を進めてまいりたいと思います。

次に、県立左沢高等学校への支援であります。ご質問の内容は、本町唯一の高等教育機関である左沢高等学校は山形県立の高等学校であることを踏まえつつも、大江町にとっては地域振興を担う人材の育成を図るため、または町の活力を持続させるためにも、同校の存在は重要であり、これを存続させていくためには町としての支援は欠かせないものではないかと思っております。ならば、大江町としてどのような角度から、どのように効果的な策を打ち出していくのかという質問であると理解しております。

左沢高等学校の詳細な沿革についてはただいまあったとおりであります。総合学科に至った経緯、その後の本町の高校に対する支援の概要について、私のほうから少し述べさせていただきます。内容や考え方の詳細につきましては、教育長をして答弁させるようにいたしますので、ご理解願います。

少子高齢化に伴い、県内高校の生徒数も減少の一途をたどる中、山形県では平成13年9月に教育制度研究会を設置し、高校教育改革の方向性を示した教育制度研究会報告書を取りまとめました。

平成17年3月には県立高等教育改革実施計画を取りまとめております。その改革実施計画の中では、西村山地区では今後の中学校卒業生数の減少が著しいため、学校の適正規模の確保のため、学校の統廃合を検討する必要がありますと明言されました。

一方、西村山地区内の動きとして、平成20年11月には西村山地区の県立高校の再編整備に係る検討委員会を設置し、検討を重ねてきました。

当時の報告書では、学校間で連携・交流するキャンパス制を導入し、教育環境の整備と地域振興の両立を目指していくことが望ましいと明記されております。また、入学後に科目を選択して学習できる高校の整備が必要であると提言され、普通科目と専門科目のより多くの科目の中から選択して学ぶことができる総合学科の設置が望まれると言及しております。

そんな中で、左沢高等学校が存在する大江町でも再編計画に危機感を覚え、平成23年度の西村山地方開発重要要望事項の中で、左沢高校を今後とも存続すべく、西村山地区の検討委員会の考え方を踏まえた上で、山形県立左沢高等学校の総合学科への改編についてというこ

とで、知事に要望してきた経過です。

県教委のほうからは、少子化による生徒数の減少なども踏まえながら、県内で初めてキャンパス制度を導入することとし、専門教育の充実と多様な進路希望の実現を図っていくとの高等学校再編計画が提示されたところであります。

その後、左沢高校は幅広い選択学科により多様な進路希望者に応えられる総合学科となり、新たに農業系列を導入して、新たな方向性も加わり、平成25年度から実施され、特色ある高等教育を続けていることは皆さんご存じのとおりでございます。

大江町といたしましても、県立左沢高等学校を存続させ続けるために、一人でも多くの中学生から左沢高校を選んでもらうために、町外から通ってくる生徒にはJR左沢線利用の補助や、資格取得に必要な経費の補助などを続けてまいりました。

先日、山形県教育委員会が発表した県内高等学校の入学希望者数によると、左沢高校は残念ながら定数の半数の志望者にとどまっています。しかしながら、町内に左沢高校があること、町ににぎわいや活性化のために、そしてJR左沢線との関係からも、今後も町では県立左沢高校存続のために最大の力を発揮できるよう尽力してまいりますので、議員各位のご理解とご協力をお願いしたいと思います。

毛利議員からは、左沢高校の沿革について詳細にいただきましたが、私からは県と西村山、そして本町がこれまで高等教育の明かりを大江町から消してはならないとして続けてきた努力の足跡と、存続に対する決意の一端を述べさせていただき、各施策については教育長のほうからお答えさせていただきます。

○議長（菊地勝秀君） 次に、教育長の答弁を求めます。

教育長。

○教育長（犬飼藤男君） 毛利議員の質問にお答えをいたします。一部町長の答弁と重なる部分があるかもしれませんが、ご容赦をお願いしたいというふうに思います。

県立左沢高等学校が総合学科となって、今の姿になっているその経緯については、ただいま町長が申し上げたとおりでございます。

山形県教育委員会では、少子化による生徒数の減少等も踏まえながら、県内では初めて西村山地区にキャンパス制度を導入することとし、左沢高校については寒河江工業高校との間で出張授業や生徒らの交流を行い、専門教育の充実と多様な進路希望の実現を図ることができたものと理解をしております。

左沢高校は、幅広い選択学習により多様な進路希望に応えられる高等学校へと生まれ変わ

り、新たに農業系列を導入して、新たな方向性も加わった先進的な高等教育の場となったことは記憶に新しいところであります。

総合学科とは、将来の職業選択を視野に入れた自己の進路への自覚を深める学習を重視し、幅広い選択科目の中から自分で選択して学ぶことが可能な学科であり、これは地域に貢献できる人材育成を目指し、また西村山地区内の企業の担い手として育つようにと期待を込めて導入されたものであります。

導入に先立ち、当時、県教委が西村山各地で実施した説明会においては、キャンパス制度や総合学科の導入について、自分が学びたい科目を選択できるという夢のある制度であることや、社会全体として人材育成ができる制度であると感じると、各市町の保護者や有識者からおおむね良好な感じで迎え入れられたと聞いているところでございます。当時も、地域から高等教育の灯を消してはならないとの思いが強く、県教委も大江町を含む西村山地区全体でも、左沢高校を存続させるには今はこれがベストであるとの機運が高まったの導入ではなかったと感じております。

毛利議員からご指摘のあった総合学科の在り方については、ただいま申し上げた経緯が全てであり、定員に満たない状況というのは生徒数の減少の問題と、魅力ある学科であるかどうかということと、大きく絡んでいるのだらうと思っております、その解決策の一つとして、総合学科の中に例えばスポーツのようなものをつくってはということもあるかと思いますが、そういう魅力ある科というふうなことで、ともすると数字合わせになりがちな高校再編計画ではたち行かない、あるいは地域や県のためにならないと、ようやく県のほうでも気づいたと私は思っております、小規模校の入学者の確保や魅力ある学校づくりのために、県では新年度予算を確保した、このように聞いておりますので、その中で町としても意見を申し上げていきたいというふうに考えております。

県外からの生徒募集につきましては、先ほど同様の考え方で、魅力ある高校かどうかには尽きると私は思いますが、魅力があればどこからでも来るのでないかというふうに思います。

ちなみに、文部科学省によりますと、令和2年度に全校47都道府県の県立高校で、県外からの生徒を募集しているのは35道府県、340校。全国に3,473校が存在する公立高校の中で、募集をしているのは1割弱ほどであります。

山形県内でも先ほど議員さんからありました、平成30年度から県外からの志願者を庄内の加茂水産と遊佐高校において募集をしているところです。そのうち、遊佐高校のある遊佐町では、就学支援金、一時金として入学生に7万円を支給、介護職初任者研修受講支援金、3

万円の受講料に対して2万5,000円を補助、普通自動車免許取得のために全生徒に6万円の補助、生活支援金を用意する、生活費の2分の1程度の額ということで、破格の待遇を用意しているようですが、今年度の志願状況は分かりませんが、昨年度は志願者なしと、あまり芳しい状況ではないというふうに感じているところであります。

また、県外生徒の募集は、有名な島根県の隠岐の島にある島前高校がまちおこしの一環で始めたことで知られておりますが、島根県が県下の公立高校に広げ、全国規模に拡大したと言われております。

また、奈良県五條市にある奈良県立五条高等学校賀名生分校というふうに言うそうですが、けれども、この分校では2018年より果樹農業後継者を対象に、県外生の受入れを行ったところ、定員30人の中、県外から17人の生徒が入学したと。生徒は寄宿舎で生活をしながら、地域と密着し、少人数を生かした授業を受けているという報告もあります。いずれにしても、まずは学校の特色があつて、それに伴い生徒の県外募集等の手段が出てくると思われますので、繰り返しになりますが、寮の整備、特定の大学や亘理町の高等学校との連携、中高一貫教育の可能性などについて、山形県立の高等学校として特色ある左沢高校のあるべき姿をまず打ち出すことが最も必要なことだというふうに思いますし、町と県という行政の区割りの中にあつて、町としては協力ということしかできないもどかしさを感じておりますが、左沢高校の存続は町として死活問題であろうという認識のもと、各種助成制度等も含めて、さらに連携、協力を深めてまいりたい、このように考えているところであります。

先ほどの繰り返しになりますが、ここでちょっと潮目が変わったなというふうに思ったのは、高校の再編に当たっては、今まで生徒数が減少すれば学校自体も減らしていくというスタンスの県が少し変わってきたというふうに思っております。新庄北最上校、新庄南金山校、新庄神室産業真室川校、小国高校、遊佐高校の5校に対して、10万円の予算化を図って、新しい、あるいは魅力ある学校づくりを少し考えろというふうなことになってきているということは、今までの数字合わせとは若干違ってきた。この辺も今後私たちも参考にさせていただいて、左沢高校の存続なども考えていければなという思いでいるところであります。

以上です。

○議長（菊地勝秀君） 毛利登志浩君。

○6番（毛利登志浩君） 詳しいご答弁ありがとうございます。

第1点の行政機構の見直しでございますが、松田町政が誕生してまだ数週間というふうなことで、今後の取組の一端を申し述べていただいたということで、積極的にやっていただき

たいというふうに思います。

行政課題の中の大きな課題が、やはり子育て支援ということだと理解しておりまして、子育て関係については積極的に取り組んでいるというのが東根と村山市と、あとは寒河江市というふうなことで私は理解しているんですが、村山市の例をとってみたいと思いますが、3月1日の山形新聞の解説の中で、村山市の子育てスマイルプロジェクト始動へというふうなことが載っております。いわゆる子育て支援をどう捉えていくかというふうな中で、時間がないので簡単に申し上げますが、新規事業で約1億円の新しい子育て支援を予算計上したという中で、高校生や高等専門学校生のいる世帯、生徒1人に対して年間5万円を支給するというふうなこと、あるいは3歳児未満を家庭で保育する世帯に1児童当たり月5,000円を支給するとか、いろんな施策をやっておりまして、子育て関係についての予算を2億4,980万ほど計上しているというふうなことがあります。

寒河江市のほうでも若い夫婦、あるいは子どもさんを持つ世帯が、町外、寒河江以外から建築する場合は100万円の補助をやると。寒河江市内で若者世帯が寒河江市内に住宅を建てるといったときは50万円補助だというふうな、各市町村、子育てに関して非常に強力的な、大胆な施策を打ち出しているというふうなのが現状でありまして、それがやはり各課ばらばらでは、目的達成のためにはちょっと不具合かなということもあって、やはり子育て支援というものの分離、あるいは独立というものを考えていく時期なのかなというふうに思っていたところであります。

そういった中で、公共施設等々の指定管理の区分でございますが、単純に申し上げましたように、町が指定管理をお願いしているというふうな施設は17施設あると。指定管理料は1億2,775万9,000円ということの中で、政策推進課が担当しているのが8か所、農林課が5か所、健康福祉課が4か所というふうにはばらばら。ばらばらというか、それぞれの建設に携わった課が担当しているというふうな状況もありますので、指定管理料を高いとか安いとかという議論ではないんですけれども、1か所の中で、1つ独立した中で捉えることによって、ここの施設の指定管理料というのは、この施設に比較すると、安いのではないとか、高いのではないとかというふうな共通の話題というか、管理というか、できると思うんで、ここは統合すべきではないかなというふうに思ったところであります。

それから、職員の採用についてでございますが、町長が説明したとおり、ここ3年ぐらいは非常に応募者が少ないというふうな中で、令和元年度に申込みがあったのは上級が2人だったと、それから初級が4名だったと、社会経験者が1人だというふうな中で、実際受験に

来た人は上級が1人、初級が4名、社会人が1人ということで、6名の受験者にとどまったということの中で、いろいろと魅力もそうですが、全体的に、大江町職員の定数条例というのがあって、第2条には職員の定数は次に掲げるとおりとするというふうなことで、兼務も含めてですが137名の定数になっている。

ところが、今年度、退職するのは3名、そして採用するのが2人ということで、実質1名減になっているんですね。定数が135名、実質は、総務課長も分かると思うんだけど、111名。だけど、そういうふうな状況にあるという中で、実質この定数条例が条例上137、兼務を含めてですが、実質135ということの中で、この定数は果たして今の大江町の行政を執行するに適正規模なのかどうかということをつえながら、今後職員の採用をやっていくべきではないだろうか。

それから、毎年技術職員を募集しているわけですが、私の記憶でしかないんですが、20年ぐらいは技術職の採用がないというふうな現実なんだと思うんですけども、そういった中で技術職員は要らないというふうではないと。採用募集に技術職というのも捉えているわけでありまして、何で来ないのかというのを研究しながら、もしも通年雇用というふうなことを申しあげましたけれども、退職、例えば建設業を60歳で退職、61から再任用みたいな形で会社に残るという方もいるでしょうけれども、新しい角度の中で行政職もちょっとやってみたいなという方もいると思うんですよ。だから、技術職員については高卒・大卒というふうにとらわれず、そして60を超えた中でも年間契約というふうな、1年契約というかな、そういう中で対応してもよいのではないかというのが私の意見というか提案でありまして、答弁をいただくと時間がなくなるので、そういうことも考慮していただきたいというふうに思います。

それから、左沢高等学校についてちょっと申し上げますけれども、今年の入学希望者が推薦も合わせて40人、これは皆さんご承知だと思うんですが、その中で3町、大江町、朝日町、西川町で支援する会を立ち上げているわけですが、朝日中学から8名、大江中学校から4名、それから西川中学校からはゼロというのが今回の40人の内訳なんです。大江中の卒業生が何人かちょっと把握していませんが、80人以下だと思うんですけども、かなりの方が私立のほうに向いているのではないかというふうな考えというか、察知されるんですね。

そういった中で、授業料とか入学金とかというものを調べてみたんですが、ホームページに載っていますので、日大山形は入学金が16万円、授業料が年間で39万、施設費が13万、その他7万ということで、1年間初年度で75万かかる。それから、このほかに学生服とか、い

ろんな遠足の積立てとかということをして足すと、100万近くのお金がかかるというふうな想定できるんですね。

左沢高等学校の制服とか、制服男女で違うんですが、これも男性はサイズによって違うんだそうですけれども、7万4,000円から7万9,000円、8万円ぐらいかかる。女子は若干安いんですけれども、これも7万8,000円ぐらいかかる。そのほかPTA会費とか、授業料は公立は免除になっていると。県議会のほうで、今日の新聞にも載っていましたが、国の支援策というか授業料の支援策などもあって、私立も所得によって半額になるとかというふうな総合的なことを考えれば、私立と公立の授業料はほとんど変わりなくなるのではないかと。というふうに思うときに、やはり左沢高等学校の魅力をどうしていくかと。ということは、非常に大きな課題であるというふうに思われます。

県外からのというふうなことを申しあげましたが、実際、左沢高等学校の剣道部は女子はほとんどが県外。ということで、斎藤監督の家に下宿して通学するというふうなことがあって、中学3年から陵南に入って、左沢高校に入るというふうな実態だと思うんで、やはり県外から生徒を受け入れているというような実績があると理解しているわけでありまして、その辺も何とかやっていただきたいなど。

それから、総合学科のことはいろいろと説明いただきましたけれども、やはり魅力のある総合学科というか。例えば漫画アニメコースとか、eスポーツとかというふうな、若者受けがいいような総合学科の選択というものが、果たしてあってもしかるべき、そういうものになると魅力も上がるのかなというふうに考えるところであります。

亘理町の高等学校、亘理高等学校は500人規模の高等学校だというふうにお聞きしました。そういった中で、町と亘理町はえんころ節とか産業まつりとか、それから中学校の部活の交流とか、いろいろとやっているんで、ぜひともそういうふうな取組ができないかなと。

最後にですが、県教委の考え方の中で、2年間定数の3分の2を下回ると、1学期を減らすというふうな基本だと思います。そういった中で、80人の3分の2ですと53.3、54人ぐらいですけれども、来年54人がいなくなると1学級になっちゃうというふうなことを捉えて、ぜひとも地元の中学校から少しでも多く入っていただければなという願いでございまして、全体的に左沢高等学校の今後について、いろんな場面で課題を共有していただければなというふうに思います。

以上、終わります。

○議長（菊地勝秀君） これで、毛利登志浩君の一般質問を終わります。

3時30分まで休憩いたします。

休憩 午後 3時14分

再開 午後 3時30分

○議長（菊地勝秀君） 休憩を閉じて、会議を再開します。

一般質問を続けます。

◇ 宇津江 雅 人 君

○議長（菊地勝秀君） なお、本日の会議時間はあらかじめ延長いたします。

一括質問でございます。

7番——ちょっとお待ちください。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時30分

再開 午後 3時32分

○議長（菊地勝秀君） それでは、休憩を閉じて会議を再開いたします。

一括質問でございます。

7番、宇津江雅人君。

○7番（宇津江雅人君） 7番、宇津江です。

本日最後の一般質問となりました。どうかよろしく申し上げます。

質問に先立ちまして、冒頭ですが、このたびの3月6日に、船で言えば大江丸、7,969トン、町民7,969名ということで、この船長に松田町長が着任されました。町の山積した課題を抱え、大海原に無事に出航しましたことにお喜びを申し上げます。

また、航海の途中に海岸など、暗礁に大江丸を乗り上げることがないように、我々議員もチ

ェック機能を生かしてまいりますので、よろしく申し上げます。

それでは、通告した質問に入ります。

昨日、ギリシャのヘラ神殿におきまして、新型コロナウイルス問題で開催の危惧を問われております東京オリンピック・パラリンピックの採火式の行事が行われました。また、ニュースではWHO、世界保健機関のテドロス事務局長は、パンデミックの危機、いわゆる感染症の世界的な大流行とみなすことができるとして、全世界に宣言しました。宣言の時期が遅い感じもしますが、これは2009年に発生しました新型インフルエンザ以来の宣言であります。

今日、地球規模に刻々と状況が変化する新型コロナウイルス対策であります。質問通告が先月の28日ということで締切り、その後、状況が大きく刻々と変化しておりますので、最近の情報、現状について述べさせていただき、あえて質問いたします。

感染症は有事や巨大地震等と同様に、万全な備えが緊急に必要とされ、国民の生命を守るため、拡大の手遅れを防ぎ、先手を打った国家の危機管理として極めて重要な事件であると考えます。

政府は2月27日、新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐため、全国の小中学校、高校、特別支援学校を3月2日から春休みまで臨時休校とするよう要請することを決めました。ただし、保育所や放課後児童クラブは除外としております。これを受け、役場では27日午後6時、大江町新型コロナウイルス感染症対策連絡会議を、そして3月2日には対策本部を設置しておりますことをご承知のとおりであります。

経過の概要であります。中華人民共和国湖北省武漢市におきまして、昨年12月、原因不明の病原体が特定されていない肺炎の発生が複数報告されました。現在、新型コロナウイルス感染症として世界各国で調査、対応が進められていますが、新型コロナウイルスとその感染症につきましては、現時点では分かっていないことが多くあります。

人から人への感染も一部確認されてはいますが、中国への渡航歴や感染者との濃厚接触とは関係なしに、感染経路が分からない状況で患者が発生をしております。今や全地球規模で発生しており、発生源の中国では3月12日、昨日現在、感染者は8万793人、死亡者3,169人、韓国7,869人、死亡者は66人、クルーズ船には全て客は下船しておりますが、今までのトータルで697人、死亡者7人、日本国内居住者675人、死亡者19人、イタリア1万2,462人、死亡者827人、イラン1万75人、死亡者429人などとなっております。

感染が拡大している現下の状況に鑑み、政府としての対策を総合的かつ弾力に推進するため、1月30日に新型コロナウイルス感染症対策本部を立ち上げました。また、県としても2

月7日に対策本部を立ち上げ、10日に第1回の本部員会議を開催しております。

さらに、25日には政府は、新型コロナウイルス感染症対策の基本方針を国民向け発表し、方針の趣旨では感染経路が不明な状況下、感染の集団、クラスターと言いますが、集団が次の集団を生むことを防止するのが極めて重要であると強調しております。

27日の厚生労働省大臣の会見では、PCR検査の向上と、公的保険が検査の対象となるよう進めていくことを明言されました。

また、吉村県知事は、県議会でPCR検査の対策強化を掲げ、今まで3月10日現在で県内で121人を実施しましたが、全て結果は陰性で、感染者は発生しておりません。今後は最大約1日80人の検査体制に強化していくとのことですが、感染経路が不明な現況下において、100%安心とは言い切れない部分があります。

今後、万が一県内に発生した場合、当然当町も含め、関係機関と連携を取りながら、命を守るためにどのように町で対処すべきか、町長にお伺いします。

感染症にかかった場合の主な症状として、発熱、せき、頭痛、倦怠感（体のだるさ）などが考えられ、症状が長引く傾向にあります。特に高齢者や糖尿病、慢性肺疾患、免疫不全などの基礎疾患がある人は重症化する傾向があるとされています。現時点ではワクチンとか治療方法に特効薬が確立しておりません。潜伏期間は約2日から12.5日間とされています。このような症状に対し、町民の健康状況に関しまして把握しておられるのか伺います。

また、文部科学省は18日付で、発熱など風邪の症状が見られる幼児・児童・生徒は自宅で休養するよう指導するとともに、自宅で休養した場合は欠席とはせず、出席停止などとして扱うことができる文書を都道府県教育委員会などに発出しております。出席停止とする目安としては、37.5度以上の発熱が4日間以上続く、強いだるさや息苦しさがあるなどと示しております。そして、各教育委員会や学校で独自の基準を設けていれば、それに従って構わないとしております。

既に政府は3月2日から春休みまでに、全国の小中学校に休校を要請し、町では3月3日から19日までの臨時休校の処置を取っております。

そこで現下の状況におきまして、町の幼児、児童生徒等の健康状況に問題はないのか、また春休みが終了して新学期が始まる以降についても対策をどのように考えておられるのか、教育長にお伺いします。

ある中学校の卒業式に臨む生徒の言葉で、私たちの卒業式の感動はコロナウイルスに断ち切られるものではありませんという言葉に勇気を与えられた思いです。

最後になりますが、県内から感染者が発生するという最悪の状態を想定し、新型コロナウイルスが完全に収束するまで、町民一人一人が日々の生活に緊張感を持っていく必要があると考え、1問目の質問を終わります。

続きまして、2問目、小学校における学習指導要領の改訂についてであります。

学校教育は、令和2年4月1日に新たな学習指導要領の改訂が図られ、全面実施されることとなっております。我が国のこれまでの教育実践の蓄積に基づく授業改善の活性化により、子どもたちへの知識や理解力の質の向上を図り、これからの時代に求められている資質・能力を育てていくことが重要となっております。

政府広報オンラインによれば、グローバル化や人工知能、AIなどの技術革新が急速に進み、予測困難なこれからの時代に対し、子どもらは自らの課題を見つけ、自ら学び、考え、判断して行動し、よりよい社会や人生を切り開いていく力が求められております。学校での学びを通じ、子どもたちがそのような「生きる力」を育むために、学習指導要領が10年ぶりに改訂されたと説明しております。

小学校では2020年度から、中学校では2021年度、来年から全面実施、高等学校では2022年度の入学生から年次進行して実施されることとなっております。方向性としては、1つは学びを人生や社会に生かそうとする力、人間性等の涵養、2つは生きて働く知識・技能の習得、3つ目は未知の状況にも対応できる思考力・判断力・表現力等の育成を掲げております。

私は、ここで主に小学校の教育内容について質問いたします。

小学校の外国語につきましては、現行では高学年の5・6年生に外国語に慣れ親しませ、学習への動機づけを高めるための外国語活動の授業を行っておりますが、改訂後では中学年の3・4年生に外国語活動を、高学年の5・6年生に外国語の授業を持つこととなります。今まで小学校の先生に英語の授業の力は求められていなかったわけですが、必修化された以上、担任の先生の英語力が学校間・地域間において英語授業のレベルに差が生じる事態は避けなければならないと考えます。

高学年では、ポイントとして聞くこと、読むこと、話すこと——これはやりとりで会話のことで、話すこと（発表）、書くことの5つの領域別の目標が掲げられております。新しい年度から英語教育が始まりますが、特に高学年を受け持つ学級担任の先生は、一定以上の英語授業ができるように、戸惑いや不安を感じておられるのも事実と思います。

そこで、今まで取組をされてきたことと、今後の英語教育に対する考えを教育長にお伺いします。

次に、中学年の3・4年生は標準授業数として、それぞれ年間35単位、1単位45分、高学年の5・6年生はそれぞれ70単位が定められていますので、各学年は週に何時間という授業を予定されているのか伺います。

また、現行の授業と比較し、高学年につきましては年間計5・6年合わせて140単位の授業が増えることとなりますので、教員の処遇及び働き方改革の実行からは逆行しているようにも思います。そこで、文部科学省が実施しました教員の勤務実態調査、平成28年度の集計速報値のデータであります。から平成28年度は前回調査した平成18年度と比較し、平日、土曜、日曜、いずれの職種においても勤務時間が増加しております。平成28年度の正規の勤務時間は7時間45分ですが、小学校教諭では1日当たりの平均が3時間30分の超過勤務となっております。当町におきましても同様な傾向にあらうかと思いますが、勤務時間の状況についてどのようになっておられるか、お伺いします。

最後になりますが、町の小学校生徒が今年から始まる外国語の授業で、ALT、外国語指導助手といいます、や担任の先生の下、授業に研鑽され、将来国内外の社会に羽ばたき活躍されることを念願し、質問を終わります。

以上、壇上から終わります。

○議長（菊地勝秀君） 初めに、町長の答弁を求めます。

町長。

○町長（松田清隆君） 初めに、宇津江議員のほうからは、大江丸という宇津江議員ならではの表現の中で、お祝いのお言葉をいただいたというふうなことには感謝申し上げたいと思いますし、これから安全・安心な航海をできるように、皆さんからのご協力を改めてお願いしたいというふうに感じております。

それでは、ご質問にお答えしたいと思います。

中国の武漢市を中心に、令和元年12月以降、新型コロナウイルス感染症の患者が増加しており、国内でも感染者が1,000人を超え、死亡者も発生するなど、さらなる感染拡大の兆しを見せております。このため、政府では議員ご説明のとおり、1月30日に「新型コロナウイルス感染症対策本部」を立ち上げ、県においても2月7日に同本部を設置し、感染拡大の防止に向けた総合的な施策を実施しております。

また、大江町においては2月25日に決定された新型コロナウイルス感染症対策の基本方針、及び2月26日に発表されたスポーツ・文化イベント等の自粛要請を受けて、2月27日に新型コロナウイルス感染症対策連絡会議を設置しました。町関連行事の3月15日までをめぐり

た開催の自粛及び各団体における不要不急のイベントの自粛要請を決定し、引き続き新型コロナウイルス感染症に対する情報収集と町民に対する感染症予防・対策に関する情報提供、注意喚起を行うことにしました。

また、さらなる感染拡大防止の体制強化の観点から、3月2日には連絡本部から新型コロナウイルス感染症対策本部というふうに切替えをしております。

加えて、3月10日には政府よりイベント等の自粛延長の要請がなされたため、町関連行事についても開催の自粛延長について改めて検討を行っているところでございます。

現時点では県内の感染例は確認されておりませんが、隣の県の宮城県、秋田県、福島県、新潟県では感染者が発生しており、いつ山形県においても感染者が発生するか分からない、予断を許さない状況であるというふうに認識しております。

今後、本県においても感染者が発生した場合には、基本的には平成26年11月に策定したインフルエンザ等対策行動計画に準じて必要な措置を講ずることにしております。具体的には、国、県、特に保健所と連携を図りながら、引き続き感染拡大の防止策を行うほか、医療体制や感染拡大防止策についての町民に対する積極的な情報の提供、町内での蔓延期への移行に備えた町民生活の安定を図るための準備、体制整備などを行うなど、町の役場、それぞれの各課がそれぞれの役割に応じて予防対策と感染拡大防止策を実施することにしております。

また、新型コロナウイルスへの感染・発症が疑われる方については、帰国者・接触者相談センターの相談窓口である村山保健所を通じて町に情報提供がなされることになっております。現時点では大江町民に関する情報提供はなく、町民の方の健康状態に関しては問題がないものと考えております。しかしながら、大江町でも高齢者の方も多く、今後、健康状態が急変する可能性もありますので、町内の関係機関となる区長さんや民生児童委員の方、ケアマネジャー、教育委員会、保育園などと連携を図りながら、町民の方の健康状態の把握に向けて積極的に情報収集を行っていきたいと考えております。

新型コロナウイルスについては、私たちがこれまで経験したことがない未知な部分が多い、そして不安だけが高まります。感染拡大の防止には、今後も国や県、町、医療関係者、そして事業者、町民一丸となって感染症対策をさらに進めていくことが必要であり、町としても引き続き関係機関と連携を図り、感染拡大防止に努めながら、的確な情報把握と町民への適宜な情報提供に努めてまいりたいと考えております。

なお、学校関係の対応や学習指導要領の改訂につきましては、教育長のほうよりお答えさせていただきます。

○議長（菊地勝秀君） 次に、教育長の答弁を求めます。

教育長。

○教育長（犬飼藤男君） 昨日の伊藤議員の質問の時間をお借りして、春休みに先立ち、保護者、家庭の皆様にも子どもたちを見ていただいていることに対して、理解を求め、感謝を申し上げたところですが、日に日に子どもたちを取り巻く状況は悪化の一途をたどっているというふうに感じているところであります。

安倍首相は、2月27日に、新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐために、全国全ての小中高校と特別支援学校について、3月2日から春休みに入るまで臨時休校とするように要請したことは、議員各位もご承知のことと思います。

同日付で新型コロナウイルス感染症対策連絡会議を設置していた大江町でも、首相の発言を受けて、すぐに各校の校長と連絡を取り、翌28日には臨時の校長会と教育委員会会議を開催して、3月3日から19日までの期間を臨時休校とすることを決定いたしました。3月2日は登校日とし、児童らに休みとする趣旨や休みの過ごし方、心構えなどを伝えたところであります。

ところが、3月1日の日曜日、午後4時20分に、山形県知事及び山形県教育委員会教育長の連名で町長、教育長宛に文書が届き、感染症拡大を防止するために臨時休校を決めた学校においても、児童生徒の居場所を確保するようという内容の文書でありました。これを受けて、本町では再び緊急の校長会議を開催し、対応を検討したところであります。臨時休校の趣旨・狙いを確認するとともに、放課後児童クラブとの調整等も必要でありましたが、やむを得ない事情がある場合に限り、学校での受入れを決めたところであります。

新型コロナウイルスの感染拡大防止が最大の目的ですので、登校前の検温でありますとか、昼食を持参することですとか、家庭からの応分の協力をいただきながら、休み中の対応を決めたところであります。

児童生徒の健康状態の把握は、小学校では休み期間中に家庭訪問を行って、子どもの様子を確認することとしておりまして、中学校では家庭とつながるメールシステムを通して、生徒の様子を確認するとともに、卒業式のときに在校生も登校するというふうになっておりますので、生徒の状況を把握するというふうにしてございます。

学校での受入れについては、今の段階で左沢小学校、本郷東小学校合わせて5人というふうにお聞きをしております。なお、現在のところ健康状態に特別問題のある子どもがいるとの報告はございません。

春休みが終了して、新年度が始まってからの対応につきましては、日々刻々と変化する状況を確認しながら進めていかなければならないと考えております。しかし、新年度スタートと同時に3年生の修学旅行、また2年生のTokyo Global Gateway研修は、準備がスタートすることになるため、現在この2つの事業については開催時期を秋にずらして実施することを検討中であります。

また、子どもたちを新型コロナウイルス感染から守るため、大江町教育委員会としては中央公民館や図書館などの公共施設の利用制限も図りながら、万全の対策を講じております。今後も国と県、さらに近隣市町と連携し、推移を注視しながら感染防止策を徹底してまいりたい、このように考えております。

大変かわいそうな状況でもありますが、国難と言えるこのたびの事態でありますので、子どもたちが心豊かな生活が送れるように、感染拡大の防止に努めてまいりたいと、このように考えておりますので、ご理解をお願いしたいというふうに思います。

2つ目の小学校の外国語教育についてご質問をいただいたわけですが、本町の英語教育・国際理解教育全体に関わる取組について、まずはお話を申し上げたいと思います。

1つ目は、中学生の海外派遣事業であります。平成26年度より平成28年度までの3年間、中学生をアメリカのモンタナ州へ派遣し、異文化の理解を深め、異なる文化や習慣を持った人々と共に生きていく資質や、英語によるコミュニケーション能力を身につけるという目的のために、1週間程度、中学生10数名を海外に派遣しておりました。現地での貴重な体験と学びは、派遣した生徒だけでなく、派遣した生徒を通して大江中学校全体で共有された、その後の学習における大きな糧になったと総括をしているところであります。

ところが、その後、北朝鮮によるミサイル発射の問題等もあり、昨年度と一昨年度は本事業を休止いたしました。今年度は事業内容を一新し、海外派遣事業における目的や趣旨を受け継ぎながら、中学校2年生全員をTokyo Global Gatewayに派遣をいたしました。2日間の言わば模擬海外生活を送ったのであります。詳しい様子や生徒の感想は、令和元年7月発行の「広報おおえ」701号にも掲載されておりますので、議員各位の目にも留まっていることと思っておりますが、ある生徒は「研修に行った後の英語の授業では、リスニングのときに英語の発音が聞き取りやすくなったように思います。何と言っているのか分からないことがあまりなくなったので、以前よりも英語の授業が楽しくなりました」と語っています。本事業の成果が生徒の実感という形で表現されているというふうに感じているところであります。

2つ目は、英語学習力の向上事業です。これは中学校3年生の英検受験に係る受験料を1回分補助する事業です。平成29年度より実施しております。

昨年度からは、3級以上で行われる面接試験受験への指導も行っており、今年度は大江中の教員、町外国語指導員に加えて、左沢高校の先生方にも指導していただきました。中学校卒業程度の英語力は3級が基準となりますが、準2級に合格する生徒もおり、生徒の英語学習、資格取得への意欲は高まっていると感じているところであります。

3つ目は、小中学校の連携による英語教育推進事業です。これは県教育委員会の事業で、大江中学校区が拠点地区に指定され、今年度より2年間の予定で実施しております。

主な内容は、1つ目として、町の外国語指導員に加えて県費負担の英語指導非常勤講師1名の配置、2つ目として、小学校ですべきこと、中学校ですべきことを明確にした指導計画・学習到達目標の作成、3つ目として、中央講師による教員研修の実施、4つ目として、中学校における外部試験——これはGTECですけれども、GTECというものを活用して生徒の英語力の実態把握と授業改善を図ることなどが内容となっております。

まだ実施1年目ではありますが、学級担任と英語のサブティーチャーとの連携による外国語科の授業研究会の実施、文教大学の金森強先生による教員研修の実施、TGG研修を行った中学2年生が、先ほど申し上げたGTECという外部試験に参加して好成績を収めるなど、大きな具体的成果を得ることができたと感じております。

宇津江議員のご質問は、特に小学校に特化した内容ではありますが、これらの事業から明らかになったことの一つに、小中、そして高の連携による教員の研修が教師の授業力を高めているということをつぶさに感じているところであります。

例えば、小学校の授業研究会に中学校の教員や町の外国語指導員が参加し授業を参観したことによって、小中双方の利点や弱点を見つめながら、より深く学ぶことができたというふうなこともございます。このような連携を今後も続けて、町立学校全体で英語力を高めていく努力を続けてまいりたい、このように思います。

また、宇津江議員からご指摘のありました小学校教員の戸惑いや不安への対応といたしましては、先ほど申し述べました教員研修の充実はもとより、授業におけるICTを活用するなど、視覚や聴覚に訴え、より児童が興味深く英語学習に向かっているようにしていきたいというふうに考えております。

この4月より学習指導要領が新しい学習指導要領になって全面実施されることに伴いまして、小学校の教科書が全教科改訂され、使用が始まります。大江町では教員の指導を支援す

るために、指導者用デジタル教材の購入を予算化し、授業で活用してもらう予定であります。この指導者用のデジタル教材は、教科書にある英文の音声や単語の発音が動画などによって提示されたり、またアルファベットの筆順や形をアニメーションで示したり、教師が児童の成績を評価する際に参考として使えるような機能も組み入れられております。

そのほかにも様々な機能があり、児童への指導の効果を高めるためだけでなく、学校の働き方改革、教師の指導や支援に役立つというふうな意味では、学校の働き方改革に直接つながるようなものとなっているところであります。

もちろん、これまでどおり町のALTと外国語指導員にも教員の授業支援を行ってもらい、授業中のコミュニケーション活動をさらに活発に行うなど、教員の戸惑いや不安の軽減を図りながら授業の充実に向けてまいりたいと、このように考えております。

各学校における授業時数についてのご質問もありましたので、お答えします。

学校の教育課程編成の責任と権限は学校長にあります。質問内容にあったとおり、学校では国から示された標準時数をきちんと確保するとともに、各学校の特色を生かした教育課程を編成しております。

町内の小学校の当初の計画では、3・4年の外国語活動が35時間から37時間、これは週1回の計算になります。5・6年生の外国語科が70時間となっていて、これは週2時間というふうな、単純に計算をしますとそういうことになります。ただし、この間から問題になっております新型コロナウイルス感染症対策のため、3月の授業ができませんでしたので、実際は実施時数は若干昨年とは下回っておりますけれども、学校に確かめたところ、こなさなければならぬ内容については全て終わっているということでございました。国でもこのことによって罰則というか、罰則はもともとないのですけれども、このことによって結局駄目だということではないのだという意味の文部事務次官通知もありまして、ほかの市町、あるいは全国的にもその時数の確保、あるいは内容の学習については新年度に持ち越してするところもあるというふうに聞いているところであります。でも、本町では全て終わっているということでもあります。

学校における働き方改革についてのご質問をいただきました。教員の長時間勤務については全国的な問題であり、本町としても具体的な改善を図るべく、これまでも取り組んできたところであります。

議員ご指摘のように、新学習指導要領の実施については、指導すべき教科や内容の増加、授業時数の増加等、難しさを抱えているのが現実です。その一方で、働き方改革を具体的に

進める必要があるため、学校や教員の中には矛盾を感じている場合もあるのではないかと推測しているところであります。

これまで学校に求められる役割が肥大化を続け、その対応に教職員は忙殺され、結果的に児童生徒への十分かつ質の高い授業ができなくなってきたのではないかと考えております。町内の学校では、これまで当たり前のように行ってきた活動や行事等の精選を図るとともに、教員本来の業務である学習指導に集中、専念できるような環境づくりを進めており、具体的にはこれまで学校が担ってきた代表的な業務について、基本的には学校以外が担うべき業務、学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務、教師の業務だが、負担軽減が可能な業務の3つのパターンで業務の精選、見直しを進めているところであります。

また、文部科学省より町の教育委員会として、その所管に属する学校の教職員の在校等の時間の上限等に関する方針を、教育委員会規則において定めることが求められており、上限時間は1か月の時間外在校等の時間を45時間以内、1年間の時間外在校等時間を360時間以内とすることを、大江町教育委員会においても近々方針を定める予定でいるということをし添えたいというふうに思います。

以上であります。

○議長（菊地勝秀君） 宇津江雅人君。

○7番（宇津江雅人君） 1、2問続けてやった一括なものですから、少し分かりにくい、ごちゃ混ぜになっているかも分かりませんが、最初にコロナの関連から再質問させていただきたいと思います。

県内におきましては、今までPCR検査を121名ほど受けて、いないということでございますので、私は豪華客船ダイヤモンドプリンセスの乗組員の中には県内の人はいなかったと、それから中国、香港、韓国、これらのほうからの旅行者、こういった方が、あまり県内の方はおられなかったんじゃないかと想像しておりますが、ただ私が気にかかっておりますのは、これも個人情報になると思うんですけれども、県内の企業、会社、これが例えば中国の上海に工場、それから香港とか、ほかにもあるかと思うんですけれども、こういった工場を持っている、中国のほうに会社があります。その工場に大江町の社員、また町外の社員とか、行っている方もおられるというふうに聞いているんですけれども、こういった方のいわゆるこれも個人情報であるということなので、かなり難しいと思うんですけれども、こういう方々は問題ないのか、1件だけお伺いしたいと思います。

いわゆる情報の県のほうに問い合わせているかどうかということですね。町の大江町関連

の方がいるかどうか。お願いします。

○議長（菊地勝秀君） 町長。

○町長（松田清隆君） 県内の企業といたしますか、中国で働いている大江町の方が、そういった関連のものについて、どういったことになっているのかという質問なのかなというふうに思いますが、具体的に一つ一つ町のほうでは把握をしているということではございません。

ただ、県のほうの方針として、一定の基準を満たす方についてはPCR検査を受けるということで、相談センターのほうにご連絡をいただくということになっておりますので、そういった方の中から、万が一陽性反応が出たということであれば、保健所を通して町のほうにも連絡が来るというシステムになっておりますので、今のところはそういった連絡は一切ないということは、先ほど申し上げたとおりでございます。

○議長（菊地勝秀君） 宇津江雅人君。

○7番（宇津江雅人君） 分かりました。

それと、今日のテレビのニュースにもあったわけなんですけれども、横浜市のある男性が、3月2日に38.4度の発熱があり、医療機関を受診したところが陽性であるということが分かって、その男性は2月22日から25日に山形県内を旅行されたと。どこの町というか、市を旅行されたか分かりませんが、こういった方がいらっしゃるというふうに今日テレビで放送されたんですけれども、これなんかの、いわゆるどこに行って、どこに宿泊とか、泊まられたとか、こういうことまではやはり個人情報なので聞くことはできないものではないでしょうか。これお伺いしたいんですが。

○議長（菊地勝秀君） 町長。

○町長（松田清隆君） 私はニュース等で見聞きしている情報でしかお答えすることができないんですが、もし先般の県の会議、または保健所からの情報などで具体的なことがあれば、担当課長のほうからお答えいただければというふうには思いますが、個人情報とこれからの感染拡大というところにおいては、それぞれの山形県であれば山形県がその部分の管理なりをしながら公表すべきかどうかを判断して、対応していくという状況になっているのではなかったかなというふうに感じております。

国が公表しなさいとか、しないでいいですよとかということは指導としては来ていないと認識しておりますので、そこは県のご判断なのかなというふうに思っております。

○議長（菊地勝秀君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（伊藤 修君） 基本的には今、町長がおっしゃられたとおりでございますけ

れども、基本的には県内に感染者が確認された場合におきましては、国の指針に従いまして、県が個人を特定されないような形で、性別や年代、容態等について発表することになります。

また、国の指針では居住している市町村名は公表しないということになってございますが、感染拡大防止の観点から、特に必要であれば市町村に対しても情報公開をするというようなお話を伺っている状況です。

確かに横浜の方が山形県を旅行されて、どのような経過を追ったというのは、今、県の段階では調べているかとは思いますが、実際には詳しい情報については県のほうからは町のほうについては今の段階では情報の提供はないというところでございます。

以上でございます。

○議長（菊地勝秀君） 宇津江雅人君。

○7番（宇津江雅人君） 分かりました。

横浜の方の旅行の行動がまだ分からないということでございますので、それは待つしかないかなというふうに感じております。

ところで、私も毎日マスクをやっているんですけども、今どこの店へ行ってもマスクが品切れでないというような状況でございます。そこで、先般、私の知っている方なんですけれども、寒河江市の洋服屋さんなんですけれども、マスク360枚を、手作りのマスクを作製しまして、老人ホームとか放課後児童クラブなどに送ったというようなことでございます。

大体日本のマスクというのは、半分は中国から輸入しているということなんですけれども、当然中国は発症地の元だから輸出はできないというわけなんですけれども、そんなことで、3月10日はミャンマーから59万枚輸入されたという話はテレビ放送でも流れました。しかし、これも優先順位があって、やはり感染症患者、医療機関とか、そういったところだと思えますけれども、なかなか我々までは入ってこないというような状況でございますので、その手作りのマスク、私、この原型というか、金型というんですか、それ作った人から頂いてきて、こうやってこうやってこうやるんですよと、簡単ですよというのは、ちょっと見たら本当に簡単なんですけどね。ですから、そういうあれも町民の方もぜひ欲しいというような、困っている方がおれば、町の広報誌とか何かでそういうのを流して、PRしてもどうかとちょっと思ったわけでございます。

これについてコメントをお願いします。

○議長（菊地勝秀君） 町長。

○町長（松田清隆君） これもテレビなどを見ていて感じるんですが、手作りマスクというふ

うなもので、マスクの効能という部分でどうなのか、または耐久性の問題、そういった部分でいろんな意見が専門家のほうも分かれているように私は感じます。

そんな中で、一つの方法としてそういったことはあるというふうなことは、一定程度マスクの報道等で町民の方は周知されているのかなと思います。町として周知をしてお勧めをするというところでは、一定程度の検証の結果が必要なのではないかと現時点では思います。そういったことを合わせながら、関係専門家など等の意見を聞きながら対応する必要があるのではないかとこのように思っております。

○議長（菊地勝秀君） 宇津江雅人君。

○7番（宇津江雅人君） それでは、コロナ関係をもう1件だけですが、この休校ということにつきまして、学校の受入れ体制、どういうことになっているかということをおも、本郷東小学校と左沢小学校、校長先生及び教頭先生の面会という形で行って来ました。左沢小学校は毎日大体、低学年が多いということで、どっちも低学年が多いんですけども、3名ないし多いときは4名ぐらいだと。東小学校は1名ないし2名ということ。子どもたちも元気でおりますということでした。

そこで、この状況がいつコロナが収束するかは目に見えないという分からないということなんですけれども、これが入学式終わってからもそういう段階が続くということでありますと、これ学校の授業が受けられないという状況があるわけなんですけれども今、卒業式までのあれについては、先ほど教育長が先々にこなしているというふうにお伺いしておりますので、例えばの話、4月いっぱいとか5月上旬まで休校が続いた場合、どういうふうな判断をしていかれるのか、先のお話を言ってもあれですけども、ちょっと心配していますので。

○議長（菊地勝秀君） 教育長。

○教育長（犬飼藤男君） 心配は私も同じ気持ちであります。一つ訂正をお願いしたいのは、先ほど3月3日から休校にしたということで、未履修のことで私は未履修はなかったと申し上げたんですけども、学校が休みになってから調査をいたしました。そうしたら、未履修の部分は全てなかったということではなくて、やはり一部あったと。ただし、身につけておかなければ後の学年に影響するような、そういうものはほとんどなかった。例えば、漢字を習わずに学年が上がったとか、計算のやり方が分からなかったとか、後々の学年に響くような、そういうものはなかったというふうに報告を受けているところであります。

必要とあれば、年度変わりにその子どもの様子から、習っていないというような部分につ

いては対応していくことになるかと思えます。

今ご質問の、私も大変心配しているというのは、19日と一つのめどを立てました。県からの通知があつて、間もなく19日ではありますが、その2、3日前にどのような、県として市町村でどのようにするかというのは、一つの目安が出されるものというふうに思っておりまして、まずは入学式をどのような形ですればいいのか。もちろん、国の状況も非常に心配でありまして、全くその時点で判断できるかどうかというのは自信がないところではありますが、県の通知、それから国の様子を見ながら、4月以降のことも考えていかなければならないと。今の時点では、どうもどのようにするというふうな答えは持ち合わせていないというのが実態でございます。

○議長（菊地勝秀君） 宇津江雅人君。

○7番（宇津江雅人君） あと1分ぐらいしかありませんので、最後にしたいと思います。

学習指導要領につきましてですが、先ほどの小学生の学校の先生には、18年度の調査と28年度の調査、3時間半ぐらい増えているということで、月80時間強が目安とされる過労死ラインということがあるんですけども、先ほど教育長から大江町につきましては、今後月45時間、この半分ぐらいになりますけれども、これを目安として考えていくということでございますので、先生方も健康管理、これを十分にやっていって、授業担任をされるんじゃないかと私は教育長の答弁を聞きまして思いました。安心ということはないんですけども、了解、確認いたしました。

そのほかに、よく学校の教員はいわゆる聖職者というか、だからただ働きもやむを得ないと、こういうふうな外部からの目ですか、そう映る、一般的にというか。私も最初そういうふう感じたんですけども、やはりこういう考え方はやめまして、ただ働き、聖職者でもないし、ただ働きでもないということで、こういう考えはやはりやめるべきであるというふうに私も思うので、したがいまして、この45時間という残業時間内に収まるよう、削れるところは削っていただいて、その分を授業のほうにばっちり目を向けていただいて、新しい学習指導要領について向かってほしいなというふうに思います。

以上で質問を終わります。

○議長（菊地勝秀君） 宇津江議員、自席に戻ってください。

これで、宇津江雅人君の一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（菊地勝秀君） 以上で、一般質問は9人全て終了するとともに、予定された本日の議事日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会といたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 4時31分

令和2年第1回大江町議会定例会

議事日程(第3号)

令和2年3月18日(水)午前10時開議

- 日程第1 議第2号 大江町森林環境譲与税基金条例の制定について
- 日程第2 議第3号 大江町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第3 議第4号 大江町都市公園条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 議第5号 大江町町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 議第6号 大江町社会体育施設の設置、管理及び使用に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議第7号 大江町立公民館等設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議第8号 大江町立学校の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議第9号 大江町町民ふれあい会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 議第10号 大江町立歴史民俗資料館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議第11号 大江町健康増進センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議第12号 大江町交流ステーションの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議第13号 大江町小倉交流館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議第14号 令和元年度大江町一般会計補正予算(第5号)
- 日程第14 議第15号 令和元年度大江町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第15 議第16号 令和元年度大江町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
- 日程第16 議第17号 令和元年度大江町介護保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第17 議第18号 令和元年度大江町宅地造成事業特別会計補正予算(第2号)

日程第 18 議第 19 号 令和元年度大江町公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）

日程第 19 議第 20 号 令和元年度大江町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）

日程第 20 議第 21 号 令和元年度大江町水道事業会計補正予算（第 3 号）

日程第 21 予算特別委員会設置及び付託

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（11名）

1番	橋本彩子君	2番	菊地邦弘君
3番	藤野広美君	4番	櫻井和彦君
5番	関野幸一君	6番	毛利登志浩君
7番	宇津江雅人君	8番	伊藤慎一郎君
9番	結城岩太郎君	10番	土田勵一君
11番	菊地勝秀君		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	松田清隆君	教育長	犬飼藤男君
総務課長	佐竹宗弘君	政策推進課長	清水正紀君
税務町民課長	阿部美代子君	健康福祉課長	伊藤修君
農林課長	秋場浩幸君	建設水道課長	鈴木利通君
教育文化課長	西田正広君	会計管理者 兼出納室長	金子冬樹君

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長	五十嵐大朗君	議会事務局 庶務主任 兼庶務係長	伊藤美幸君
--------	--------	------------------------	-------

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（菊地勝秀君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は全員です。

定足数に達しておりますので、令和2年第1回大江町議会定例会を再開いたします。

これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（菊地勝秀君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

なお、議場内での写真撮影を許可します。

◎議第2号の説明、質疑、討論、採決

○議長（菊地勝秀君） 日程第1、議第2号 大江町森林環境譲与税基金条例の制定についてを議題とします。

担当課長の詳細説明を求めます。

農林課長。

○農林課長（秋場浩幸君） それでは、議第2号 大江町森林環境譲与税基金条例の制定についてご説明申し上げます。

資料1の中段を御覧ください。

森林環境譲与税は、間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及・啓発等の森林整備及びその促進に関する費用に充てるため、市町村の私有林人工林面積や林業就業者数、人口で案分し、令和元年度から交付されております。

その原資となる森林環境税は令和6年度から税率年額1,000円で、個人住民税と併せて賦課徴収されることとなります。

法令で定められた用途どおりに確実に執行するとともに、その実績を明確にするため、基金を設置し、事業の執行と財源の管理を行うものであります。

議案書を御覧ください。

第1条に設置の目的、第2条に基金の積立、第3条に基金の管理、第4条に運用益金等の処理、第5条に基金の処分、第6条に基金の管理に関する委任を規定し、附則に施行日を規定しております。

以上でございます。

○議長（菊地勝秀君） 第2号の質疑を行います。

6番、毛利登志浩君。

○6番（毛利登志浩君） 議第2号の森林環境譲与税基金についてお尋ねするわけでございますけれども、第2条に基金として積み立てる金額は予算で定めるというふうになっております。昨年度の譲与税の金額が624万、今年は1,278万6,000円というふうな譲与税が見込まれているということの中で、これまでは、設置の目的というか、間伐、人材育成・担い手確保云々というふうな中で、譲与税という形の基金でなくて、予算の中で執行したということがあります。

そういった中で、この基金の額——額というのは、先ほど申しました額なんですけど、それを一旦基金に積んで執行するというところでございますが、その基金の目的額というか、最高額というか、大体2億円を限度として積み立てるんだとか、あるいは毎年度譲与税で入ってきたのをそのまま基金に積んでそのまま支出するかというふうなものがあると思うんですけども、基金の額の目標額というものがあってしかるべきだというふうに思うんですけど、その額を教えてください。

○議長（菊地勝秀君） 農林課長。

○農林課長（秋場浩幸君） 基金の目標額というふうなご質問だと思いますけれども、譲与税につきましては、本年度からの交付というふうなことで、今年度は約600万円。2年度、3年度が約1,200万円で、4年度、5年度に約1,600万円、6年度以降に満額というような形で1,900万円ぐらいを今のところ見込んでおるわけですが、先ほど申し上げたように、この譲与税については間伐や人材育成、森林整備のほうに使うというふうなことで、意向調査であるとか、あとは資源量調査、あるいはその後の森林の整備費ということで毎年使っていくというふうなことになります。

その中で、目標額というのは特に幾らというのはいないんですけども、例えば今言った意

向調査とか森林資源量調査とか以外に、例えば町単独の森林整備の補助事業等を創設して、そちらのほうに振り向けるというふうなことも考えられますので、令和6年度——満額来る令和6年度あたりまでに約800万ぐらい積立てができるのかなというふうには思っておりますが、ただ、今後の意向調査を踏まえて、事業の進捗によってちょっと額のほうも変わってくるのかなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（菊地勝秀君） 毛利登志浩君。

○6番（毛利登志浩君） 今年、令和2年の予算で1,200万円ほど入があると、それを基金にまず積み立てる。そして、これまでもやってきたわけですよ、間伐とか人材育成とか担い手の確保、木材利用というものは、そういうふうな予算は執行しているわけです。これまでの林業の振興というふうな形の中で、予算を計上して使っているということの中で、来年度、2年度もそういうふうな形で推進すると思うんだけど、その1,200万円を一旦基金に積んで、その全額を使うと、一般財源化という名の中で譲与税を使っていくんだということであれば、基金なんていうふうな受皿を作らなくてもできると思うんですよ。毎年度の入出というふうなくくりの中では。

だとすると、ある程度の目的を持って、例えば目標額を資金2億円にします。その中の譲与税で入ってこない分は、一般財源の中から繰り入れしますというふうな目標額があってしかるべきだというふうに思うんですが、再度、ご答弁をお願いします。

○議長（菊地勝秀君） 農林課長。

○農林課長（秋場浩幸君） 今のご質問でありますけれども、やはり繰り返しになるかもしれませんが、毎年、意向調査、資源量調査、整備という、これの繰り返しになっていくことになろうかと思っておりますので、そういった中で新たな事業に向けて、まず基金を積み立てていくというふうなことも、その一つの目的にはなるわけですが、額的には、ちょっと今のところは、この事業が今年度からスタートしたばかりですので、どれぐらいの事業量になるかつかめないところもございまして、今後検討させていただきたいなというふうに思っております。

〔「了解」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） そのほかにもございせんか。

宇津江雅人君。

○7番（宇津江雅人君） 同じような質問でございまして、令和元年度におきましては、当予

算につきましては624万が計上されていると思います。そこで、これらの用途につきましては、私が認識しているのは、森林経営管理制度関連委託料ということで約500万、それから森林管理システム借上料として約120万、合わせて620万ぐらいになるわけなんですけれども、この内容につきましては、森林管理委託料というのは、いわゆる山の所有者の意向調査とか所在不明とか、いろんな状況が考えられるんですけれども、こういった調査に充てられると。

それから、山の管理状況、杉林、雑木林とかいろいろあるわけなんですけれども、それ空中からドローン、こういったものを使って山の管理状況を調査すると。

そのほかにもいろいろあると思うんですが、そのように私は伺っているんですけれども、ですから、この基金に対する考え方と申しますのは、こういった委託とか借上げに使用したほかに、余裕と言えればおかしいんですけれども、地方譲与税を使って、満額100%使えればあれなんですけれども、そういう余ったというか、余裕というか、そういうものを基金に移すというような基本的な考え方でよろしいのか伺いたいと思います。

また後で、補正の中に具体的な金額が出てくるみたいなんですけれども、それをお伺いしたいと思います。

○議長（菊地勝秀君） 農林課長。

○農林課長（秋場浩幸君） 今年度につきましても、今議員がおっしゃったように、後ほど補正予算のほうにも出てまいりますけれども、先ほどお答えしたものとまた繰り返しになるかもしれませんが、今年度については、事業をした、請差等ではございますけれども、来年度分以降については計画的な積立というふうなことも視野に入れて、積立金のほうには事業に使う額というのを精査しながら、行っていきたいというふうに思っております。

○議長（菊地勝秀君） 宇津江雅人君。

○7番（宇津江雅人君） この譲与税基金につきましては、民有林に対する森林環境譲与税ということでございますので、当町におきましては、国有林よりも民有林が比較的多いというように伺っています。ですから、年を重ねるにつれて金額も、先ほど課長が申しましたとおり、今年度は620万円ぐらいだったものが、しばらくすると1,200万、1,400万、またその先へいけば約2,000万というようなことも考えられるのではないかと思うんですけれども、その辺のところを、逐次、地道に基金というものを積み立てていってほしいなというふうに思っています、質問を終わります。

○議長（菊地勝秀君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） 討論なしと認め、採決します。

議第2号 大江町森林環境譲与税基金条例の制定について、これを原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（菊地勝秀君） 全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議第3号の説明、質疑、討論、採決

○議長（菊地勝秀君） 日程第2、議第3号 大江町印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

担当課長の詳細説明を求めます。

税務町民課長。

○税務町民課長（阿部美代子君） 議第3号 大江町印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が公布されたことに伴い、成年被後見人等であることを理由として、資格・職種・業務等から一律に排除する規定等を設けていた各制度において是正する措置が講じられているところです。

本条例におきましても、法律の趣旨に鑑み、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化を図るために、条例の一部を改正し、公布の日から適用するものであります。

それでは、資料2の新旧対照表の1ページを御覧ください。

第2条第2項につきましては、印鑑登録ができない者を規定する条文であります。「成年被後見人」を「意思能力を有しない者」とし、成年被後見人を一律に排除する表現を改めるものであります。

それ以外の改正箇所につきましては、字句等を整理するものであります。

ご審議の上、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（菊地勝秀君） 議第3号の質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） 討論なしと認め、採決します。

議第3号 大江町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について、これを原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（菊地勝秀君） 全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議第4号の説明、質疑、討論、採決

○議長（菊地勝秀君） 日程第3、議第4号 大江町都市公園条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

担当課長の詳細説明を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長（鈴木利通君） 議第4号 大江町都市公園条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

資料3、新旧対照表を御覧ください。

現在、大江町には9つの都市公園がございます。

これに、あおぞら団地造成と併せて整備を行った公園を都市公園法第2条第1項に規定する「都市公園」に位置づけし、名称を「あおぞら公園」として条例に加えるための改正であります。

なお、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行することにいたします。

以上です。

○議長（菊地勝秀君） 議第4号の質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） 討論なしと認め、採決します。

議第4号 大江町都市公園条例の一部を改正する条例の制定について、これを原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（菊地勝秀君） 全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議第5号の説明、質疑、討論、採決

○議長（菊地勝秀君） 日程第4、議第5号 大江町町営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

担当課長の詳細説明を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長（鈴木利通君） 議第5号 大江町町営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

資料4、新旧対照表を御覧ください。

町営住宅の入居に当たっては、保証上限のない連帯保証人を立てていただいておりますが、改正民法施行後においては、保証上限額である極度額を明示し連帯保証人を立ててもらふこととなります。

しかし、具体的な上限額が明示されることにより、保証人の確保が困難になることが懸念されることから、条例第12条第2項で規定する連帯保証人の要件を、「町内居住者限定」から、「3親等内である場合は国内居住者」に緩和するものであります。

次に、条例第31条では、不正の行為によって入居した場合や、町営住宅を故意に毀損した場合等は、住宅の明渡しを請求できることとなっており、その際に、入居日から明渡請求日までの近傍同種住宅家賃と、それまでに支払いを受けた家賃との差額に、法定利率である年5分の割合で利息を請求できることとなっております。改正民法では、法定利率の見直しが行われたことから、「年5分」の割合を「法定利率」と改正するものであります。

なお、附則といたしまして、施行期日を改正民法が施行される令和2年4月1日とするものであります。

以上でございます。

○議長（菊地勝秀君） 議第5号の質疑を行います。

6番、毛利登志浩君。

○6番（毛利登志浩君） 31条の年5分の割合というふうなことを法定利率に変えるというんだけど、その内容は5分だと、改正前の5分の割合と同じというふうに理解したんですが、それで間違いありませんか。

○議長（菊地勝秀君） 建設水道課長。

○建設水道課長（鈴木利通君） ご質問にお答えしたいと思います。

民法の改正によりまして、法定利率は5%から年3%になってございます。その次の条項に、前項の規定に関わらず法定利率は法務省令で定めるところにより、3年を1期として、時効の規定により変動するものとするというような条項がプラスされておりますので、そのたびに年3%、3分というようなことで条例を改正しますと、そのたびに、3年ごとに変わる可能性が出てきますので、民法でそのようになっておるので、法定利率というような表現をさせていただいたところでございます。

以上です。

〔「了解しました」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） ほかにございませんか。

宇津江雅人君。

○7番（宇津江雅人君） 資料4の2、2項の町内、括弧書きがあるわけなんですけれども、これも民法の改正によるものと解釈してよろしいんでしょうか。それとも、何か今まで支障があったから、こういうただし書きをするべきものかお伺いします。

○議長（菊地勝秀君） 建設水道課長。

○建設水道課長（鈴木利通君） お答えしたいと思います。

民法のほうでは連帯保証人を立てていただく場合については、極度額、今まで上限の金額を表さないで連帯保証人を立てていただきましたけれども、今度は上限額、金額を表して連帯保証人を立ててもらおうというような改正になってございます。

それで、今までの町営住宅ですと、町内の方で入居者と同程度の方を連帯保証人として立てていただいておりますけれども、金額を明示することにより、町内の方の連帯保証人を立てていただくというのがなかなか困難になってくるのかなというような状況もございます。あとは、町営住宅のほうで町内の方が入居するのであれば、町内の連帯保証人を立てていただく、探していただくというのはよいかと思いますけれども、町外の方が町営住宅に入るといようなことになった場合に、なかなか町内の連帯保証人を立てていただくのが難しいという状況もこれまでも何件かございました。その辺のところを踏まえて、今回民法の改正に伴ったこともありますので、その辺のところも含めた形で、条例のほうを緩和させていただいて、3親等以内であれば、国内に居住する方も連帯保証人を立てていただけるというように改正したところでございます。

以上です。

〔「分かりました」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） そのほかにもございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） 討論なしと認め、採決します。

議第5号 大江町町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について、これを原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（菊地勝秀君） 全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（菊地勝秀君） ここで、審議の方法についてお諮りします。

日程第5、議第6号から、日程第12、議第13号までの各公共施設に係る条例の一部改正、計8議案につきましては、現在、要件を満たした場合に適用されている施設の使用料減免の措置を、いずれの施設も、令和2年度からも継続しようとするものであります。

詳細説明の内容が全く同じものになりますので、最初の議第6号でのみ詳細説明を行い、以降の議案は省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） 異議なしと認めます。

したがって、議第7号から議第13号までの議案については詳細説明を省略いたします。

なお、審議は1議案ずつ行います。

◎議第6号の説明、質疑、討論、採決

○議長（菊地勝秀君） 日程第5、議第6号 大江町社会体育施設の設置、管理及び使用に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

担当課長の詳細説明を求めます。

教育文化課長。

○教育文化課長（西田正広君） 議第6号 大江町社会体育施設の設置、管理及び使用に関する条例の一部を改正する条例の制定についての詳細についてご説明申し上げます。

条例第4条、使用料について、現在、町内に住所を有する概ね5人以上の者で構成する団体が利用する場合、営利目的などの使用の場合を除き使用料を免除することとしています。

これらの対象者を引き続き減免対象とするため、別表第2に掲げる総合体育施設等の使用料および別表第3による体育センターアリーナを除く照明設備使用料について、令和2年4月1日から令和7年3月31日までの期間に限って免除する項目を、附則につけ加えるものでございます。

以上で詳細の説明とさせていただきます。

○議長（菊地勝秀君） 議第6号の質疑を行います。

毛利登志浩君。

○6番（毛利登志浩君） 財源内訳について総務課長にお伺いします。

体育施設あるいは社会教育施設あるいは交流ステーションというふうな中で、減免が講じ

られると、これまでどおり5年間免除するというふうな内容でございますけれども、財源について、合計すると600万から700万ぐらいになるのかというふうに思われるんですが、その財源についてちょっと聞いたところによると、地域創生の交付金を充てるというふうなことを聞いたことがあるんですが、その辺の財源の充当と申しますか、不足になっている部分についてどういうふうな財源対応するのかお聞きしたいと思います。

○議長（菊地勝秀君） 総務課長。

○総務課長（佐竹宗弘君） 今回の使用料の減免につきましては、地方創生事業が始まって、28年度からスタートして5年間、前町長の施策でやってきたということでございます。金額的には、もともと減免する前と現在の比較、減免した比較を全施設——今回事案として出させていただきますいております全施設を見ても約170万円、年間で170万円減額という形になります。

今、毛利議員の質問についてはその財源ということでございますが、新しい地方創生事業、この事業がどういう形でどういう内容で、交付金等が大江町に交付なるかというところについてはまだまだ不透明ということで思っているところでございます。

170万程度であれば一般財源、交付税とか様々あるわけですが、それらをまず充当できる範囲の額でないかというふうに思っております。

〔「了解」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） 討論なしと認め、採決します。

議第6号 大江町社会体育施設の設置、管理及び使用に関する条例の一部を改正する条例の制定について、これを原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（菊地勝秀君） 全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議第7号の質疑、討論、採決

○議長（菊地勝秀君） 日程第6、議第7号 大江町立公民館等設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

議第7号の質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） 討論なしと認め、採決します。

議第7号 大江町立公民館等設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、これを原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（菊地勝秀君） 全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議第8号の質疑、討論、採決

○議長（菊地勝秀君） 日程第7、議第8号 大江町立学校の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

議第8号の質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） 討論なしと認め、採決します。

議第8号 大江町立学校の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、これを原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（菊地勝秀君） 全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議第9号の質疑、討論、採決

○議長（菊地勝秀君） 日程第8、議第9号 大江町町民ふれあい会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、これを議題とします。

議第9号の質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） 討論なしと認め、採決します。

議第9号 大江町町民ふれあい会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、これを原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（菊地勝秀君） 全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議第10号の質疑、討論、採決

○議長（菊地勝秀君） 日程第9、議第10号 大江町立歴史民俗資料館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

議第10号の質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） 討論なしと認め、採決します。

議第10号 大江町立歴史民俗資料館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、これを原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（菊地勝秀君） 全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議第11号の質疑、討論、採決

○議長（菊地勝秀君） 日程第10、議第11号 大江町健康増進センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

議第11号の質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） 討論なしと認め、採決します。

議第11号 大江町健康増進センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、これを原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（菊地勝秀君） 全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議第12号の質疑、討論、採決

○議長（菊地勝秀君） 日程第11、議第12号 大江町交流ステーションの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

議第12号の質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） 討論なしと認め、採決します。

議第12号 大江町交流ステーションの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、これを原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（菊地勝秀君） 全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議第13号の質疑、討論、採決

○議長（菊地勝秀君） 日程第12、議第13号 大江町小倉交流館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

議第13号の質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） 討論なしと認め、採決します。

議第13号 大江町小倉交流館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、これを原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（菊地勝秀君） 全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（菊地勝秀君） お諮りします。

議第14号から議第20号までの一般会計及び各特別会計補正予算については、歳入歳出一括して質疑を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） 異議なしと認めます。

したがって、歳入歳出一括して質疑を行うことに決定しました。

◎議第14号の説明、質疑、討論、採決

○議長（菊地勝秀君） 日程第13、議第14号 令和元年度大江町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

担当課長の詳細説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（佐竹宗弘君） 議第14号 令和元年度大江町一般会計補正予算（第5号）の詳細につきましてご説明を申し上げます。

補正予算書の6ページをお開きください。

第2表、繰越明許費につきましては、農業用ため池ハザードマップ作成事業外4事業につきまして翌年度に繰り越しする必要があることから、限度額を設定させていただくものでございます。

続きまして、7ページの第3表、地方債補正であります。商工振興事業をはじめ8件につきまして、事業費の精査等に伴いまして限度額を変更するものでございます。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書により歳出のほうからご説明を申し上げたいと思います。

なお、経常的な事務経費等についての年度末の精算処理に伴う減額補正等については、説明を省略させていただきますので、ご了承賜りたいと存じます。

それでは、17ページをお開きいただきたいと思います。

1款議会費は17万4,000円の減額です。今後の支出見込額を精査いたしまして、印刷製本費を追加するほか、自動車借上料などを減額するものでございます。

2款総務費は2億7,549万4,000円の追加でございます。

1項1目一般管理費であります。副町長の退任に伴う人件費を減額するほか、今後の支出見込額を精査し、交際費を追加するとともに、賠償金といたしまして、町道貫見地内で発生いたしました転落事故に伴う損害賠償金を計上させていただいたものでございます。

18ページです。

4目財産管理費は、町の事務事業の執行や公共施設の整備、改修等に備えるため、財政調整基金と町有施設整備基金等への積立金を追加させていただいております。

参考でございますが、これによりまして、財政調整基金の年度末残高でございますが、見込みで8億3,760万円、町有施設整備基金の残高でございますが、4億5,483万6,000円ということで、前年度末を上回る見込みだということでございます。

5目の企画費でございますが、ふるさとまちづくり寄附金について、これまでも寄附の申込件数の増加傾向から補正を計上させていただいておりますが、さらに歳入といたしまして6,200万円の増加が見込まれております。これに伴い、寄附謝礼や支援サービス委託料などの関係費用を追加するとともに、必要経費以外については寄附基金への積立金として計上したものでございます。

続きまして、19ページ中段を御覧いただきたいと思います。

28節の繰出金でございますが、宅地造成事業特別会計への繰出金の追加であります。これにつきましては、後ほど宅造会計でも詳細な説明があるかと存じますが、現在の分譲状況を踏まえまして、今後の会計運営の方針として、地方債発行をせず、今年度の財源調整といたしまして一般会計からの繰出金を充当することにいたします。今後の分譲収入を後年度に一般会計へ繰り入れることで調整を図ってまいりたいというふうに思っております。

19ページ下段です。

3項1目戸籍住民基本台帳費であります。個人番号カードの発行件数が増加しているということを踏まえまして、カードの製造や発行を委任している地方公共団体情報システム機構に対する交付金を追加するものでございます。

22ページです。

3款民生費は2,261万円の減額です。

1項1目社会福祉総務費は、国民健康保険特別会計への繰出金を保険基盤安定繰出分の額が確定したことなどから追加をさせていただくものでございます。

2目の老人福祉費は、介護保険特別対策利用者軽減補助金を対象者の増加により追加させ

ていただき、老人ホーム入所措置費や配食サービス委託料、介護保険特別会計繰出金などについては、今後の事業費の精査に伴い減額をしてございます。

下段の4目障害者福祉費は、地域生活支援事業委託料を、通学支援などの利用者の減少により減額し、扶助費の障害福祉サービス費についても、支給実績により減額をするものでございます。扶助費のうち追加となっております心身障害者福祉タクシー券等給付費及び地域生活支援事業費につきましては、申請件数や支給対象者の増加により追加をさせていただくものでございます。また、返還金であります。過年度に過大交付された国庫負担金等の返還でございます。

23ページの中段からであります。

2項児童福祉費は、1目児童福祉総務費のいきいき子育て支援事業補助金について、対象者の増加により追加をさせていただくほか、返還金の追加であります。過年度の国庫負担金の確定に伴う追加でございます。

2目の児童措置費、4目の児童福祉施設費につきましては、今後の支給額や事業費の精算見込みに基づき減額するものでございます。

24ページをお開きいただきたいと思います。

中段からの4款衛生費であります。1,237万1,000円の減額でございます。

1項1目保健衛生総務費は、妊婦等健康診査委託料を受診者の減によりまして減額するものであります。扶助費の高齢者等通院支援給付費については、利用者数の減により減額をさせていただくという内容でございます。

25ページです。

中段の5款労働費につきましては、新規学卒者等町内就労促進助成金を申請件数の実績見込みにより減額をするものでございます。

続きまして、6款農林水産業費は3,771万3,000円の減額でございます。

1項3目農業振興費の鳥獣被害防止対策協議会補助金の追加であります。イノシシによる農作物被害が急増しているということから対策を強化するという内容でございます。

同じ19節負担金及び補助交付金のりんご品評会負担金は、ひょう害により中止となったものでございまして、あとは、さくらんぼ新品種導入支援事業補助金につきましては、今年度の要望がなかったということから減額をさせていただくものでございます。

4目畜産業費であります。食鳥処理施設指定管理料とやまがた地鶏振興事業補助金の減額でございます。食鳥処理施設については、さきの議会でもご報告を申し上げてありますと

おり、管理運営の指定の取消しに伴うものでありまして、やまがた地鶏振興事業補助金につきましては、予定しておいた「地鶏肉フェス」を開催することができなかったということによるものでございます。

26ページです。

中段からの、12目新規就農者支援費についてであります。新規就農者用住宅建設費用を計上しておりましたが、建設用地が定まらないことから、一旦、計画をリセットさせていただきまして、関連する費用をそれぞれ減額するものでございます。

下段からの2項林業費でございます。

2目林業振興費につきましては、今年度から施行しております森林経営管理制度について、事業費を精査した結果、調査委託料とシステム借上料を減額し、新たに積立金を計上させていただくものであります。

27ページの中段です。

7款商工費は1,103万7,000円の減額です。

1項2目商工振興費でございますが、若者起業支援事業補助金につきまして、制度の対象となる事業者がいなかったため減額するものでございます。プレミアム付き商品券事業補助金につきましては、実績見込みにより減額をするものでございます。

28ページをお開きいただきたいと思います。

8款の土木費につきましては6,063万7,000円の減額でございます。

中段からの2項3目道路除雪費は、暖冬小雪の影響によりまして、除雪業務委託料などの所要経費を精査の上、減額するものでございます。

4目道路新設改良費であります。藤田堂屋敷線や小漆川巨海院線の道路改良、さらには貫見旧道線のり面補修などの事業費を精査し、それぞれ補正計上しておりますが、町道改良及び舗装工事につきましては、国の補正予算に伴う地方創生道整備推進交付金を活用した町道沢口勝生線の舗装工事を追加させていただいております。

また、県道改良工事負担金につきましては、主要地方道大江西川線整備事業に係る県への負担金であります。県において国交付金を充当して事業を実施したということから、町からの負担金が減額となったということでございます。

29ページを御覧いただきたいと思います。

中段の3項河川費であります。山形県急傾斜地崩壊対策事業負担金の減額であります。県が実施しております小漆川地区の急傾斜地崩壊対策事業について、工事内容の精査により

事業費が抑えられたということによるものでございます。

次のページ、30ページでございます。

中段からの9款消防費は304万円の減額であります。

1項1目常備消防費については、西村山広域行政事務組合消防費負担金の額の確定に伴う減額でございます。

2目非常備消防費の修繕料の追加は、台風災害等により消防及び水防の出動回数が非常に増加したということによりまして、消防の車両やポンプの修繕費用を計上させていただいております。

3目の消防施設費であります。消火栓更新工事負担金につきまして、沢口地内の消火栓更新におきまして設置場所を防火水槽に隣接するという事で、水道管の埋設延長を伸ばすということから追加をさせていただいたものでございます。

31ページでございます。

10款教育費は1,307万6,000円の減額でございます。

1項2目事務局費は、負担金補助及び交付金、扶助費においてそれぞれ減額してございます。このうち、子どものための施設等利用給付費につきましては、今年度からの幼児教育・保育無償化に伴い新設されたものでございますが、対象者の減により減額をするものでございます。

3目教育活動推進費の中学生国際理解教育研修負担金は、英語学習力の強化と国際理解を深めるために、大江中学2学年全員の、東京都内における語学研修施設での研修費用でございますが、精算により減額をしております。

中段からの2項小学校費は、事業の精査と今後の支出見込みにより減額するほか、施設整備等工事費及び施設用備品購入費の追加につきましては、本郷東小学校図書室のブラインド工事とブックトラックを整備するものでございます。

3項中学校費については、いずれも中学校スクールバス運行経費について、事業費の精査を行い減額をするものでございます。

32ページです。

4項2目公民館費は、施設の維持管理費用について今後の支出見込みにより減額するものでありますが、公民館用備品購入費は、町民ふれあい会館のプロジェクトについて、かなり故障が出てきているということで更新をさせていただくものでございます。

3目図書館費の印刷製本費の減額であります。町誕生60周年記念のオリジナル絵本の作

製費用を精査したものであります。

5目の文化財保護費につきましては、重要文化的景観家屋の修繕工事が完了したことから減額をするものでございます。

最後のページの33ページです。

5項保健体育費は、2目体育施設費において、体育センターの管理費となる光熱水費を追加させていただいております。また、施設整備等工事費の減額につきましては、体育センターのトイレ洋式化工事の精査に伴うものでございます。

13款諸支出金であります。水道事業会計の精査に伴い153万6,000円を減額するものでございます。

以上が歳出の概要でございます。

続きまして、8ページのほうに戻っていただきたいと思っております。

歳入予算です。

1款町税は、町民税や固定資産税のほか、各税目における滞納繰越分を追加するものでございます。

2款地方譲与税、3款利子割交付金、6款地方消費税交付金、7款自動車取得税交付金及び8款環境性能割交付金につきましては、本年度の交付状況を対前年度と比較しながら収入見込額を推計いたしまして、それぞれ減額及び追加をしております。

9款1項地方特例交付金であります。交付額の決定に基づき追加するものでございまして、2項子ども・子育て支援臨時交付金であります。今年度の幼児教育・保育無償化に係る臨時交付金でございます。交付見込みを推計の上、減額をさせていただいております。

10ページです。

10款地方交付税は、これまでに予算計上いたしました額と、本年度交付決定額との差額分を追加するものでございます。

12款分担金及び負担金及び13款の使用料及び手数料につきましては、実績及び今後の収入見込額の精査により、それぞれ減額及び追加するものでございます。

11ページを御覧ください。

14款国庫支出金から、飛びますが、15ページ下段の20款諸収入につきましては、歳出決算見込額等に基づく補正や基金等の利子収入を追加させていただいております。

15ページの下段からであります。21款町債につきましては、冒頭の第3表地方債補正、歳出の補正予算でも説明をさせていただいております。それぞれの事業費を精査したほか、

県との起債協議による同意額の範囲内で事業間の調整を図らせていただいたものでございます。

以上が、令和元年度大江町一般会計補正予算（第5号）の内容でございます。

以上です。

○議長（菊地勝秀君） 11時10分まで休憩します。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時10分

○議長（菊地勝秀君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

それでは、一般会計補正予算（第5号）の質疑に入ります。

なお、発言の際はページ数を明らかにして発言してください。

6番、毛利登志浩君。

○6番（毛利登志浩君） 6番、毛利登志浩でございます。

26ページ、新規就農者支援費の委託料と工事費、公有財産費、全て減額になってございます。新規就農者住宅を柳川地内に建設するというふうなことで、去る10月の定例会で、修正動議の中でご破算というふうな中での今回の減額でございますけれども、詳細説明の中には用地所得の困難から、一旦リセットするというふうな説明がありましたが、詳しい内容を農林課長からお聞きしたいというふうに思います。

○議長（菊地勝秀君） 農林課長。

○農林課長（秋場浩幸君） 詳細についてというふうなことでございますけれども、これまで実施してまいりました新規就農者用住宅建設でありますけれども、もともとの目的としましては西山杉の利用拡大、あとは大江町型住宅の販売促進、そして新規就農者の住宅支援であったというふうに理解をしておりますけれども、9月の議会での議論なども踏まえ、再度検討し、これまでの住宅建設の効果あるいは反省なども含めて、改めて検証する必要があるのではないかとというようなことで、先ほど総務課長はリセットというふうに申し上げましたけれども、一旦立ち止まって再考していきたいというふうなことから、この度は減額をさせていただきますということでございます。

○議長（菊地勝秀君） 毛利登志浩君。

○6番（毛利登志浩君） 分かりましたけれども、これまで5棟の新規就農住宅を建設したということの中で、今回は、七軒地区というふうな中での予算化だったわけですが、非常に残念なわけでございますけれども、今後——今後というのは令和2年も含めてですけれども、2、3年後にはこの新規就農の住宅というものをどういうふうな形で進めていくと、いかなければならないのではないかというふうな農林担当課長の今後の新規就農住宅の方向性というか、方向づけをお聞きしたいというふうに思います。

○議長（菊地勝秀君） 農林課長。

○農林課長（秋場浩幸君） 今後の方向性というふうなことでございますけれども、先ほど、この事業の目的ということで、3つほど大まかな目的ということで申し上げましたけれども、一つは西山杉の利活用というふうなことも含めた林業の振興という目的もあったかと思えます。これは今年度より始まりました新たな森林経営管理制度における森林環境譲与税などを有効に活用しながら、振興策を検討することとしたいと思っております。

また、大江町型住宅の販売促進につきましては、これまでの、テルメのモデルハウスを含め6棟ということで建設してPRをしてきたところですが、一般住宅として建設されていないのではないかとこのご指摘もございます。どういうところに問題があるのかというふうなことで、現在、役場職員を中心にプロジェクトチームを組んで、住宅販売会と検討しているというふうな状況でございます。

また、新規就農者の住宅支援という点では、やはり県外から移住される方々は住環境について非常に不安を持っているというふうなことがありますので、既存の新規就農者用住宅、旧寄宿舎と空き家バンク等を有効に活用してスムーズに移住していただけるように努めてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（菊地勝秀君） 毛利登志浩君。

○6番（毛利登志浩君） 3回目でございますけれども、大江町の林業振興というふうな中で、西山杉の利用拡大も含めてでございますが、他市町村に先駆けて、美しい森林づくり協議会というものを立ち上げていると。その中には、大工さん、設計士さん、あるいは林業就業者、いろいろと商工会も含めた中で林業振興、そして西山杉の利活用、利用拡大というふうな施策を講じてきたというふうに理解しております、その森林づくり協議会というふうな活動の停滞、あるいはトーンダウンというものを私は危惧するんですが、そのような観点の中で、美しい森林づくり協議会をどのように事務局として牽引していくのかというふうな基本的な

理念をお聞きしたいと思います。

○議長（菊地勝秀君） 農林課長。

○農林課長（秋場浩幸君） 美しい森林づくり協議会ということで、平成21年から設立されて10年ぐらいたつのかなというふうなことでありますけれども、これまで地域の資源を活用しながら、地域の活性化に結びつく活動をしていただいております。

今議員がおっしゃったように、森林に携わる全ての人たち、川上から川下までなんていうふうに言えますけれども、そういった方々で組織されておったわけでありまして、本当にこの組織については森林振興、林業振興については欠かせない存在であるというふうに認識しておりますので、また新たな森林経営管理制度等も始まりましたので、そういったことを含めて連携を密にしながら進めていきたいというふうに思っておりますのでございます。

以上でございます。

○議長（菊地勝秀君） そのほかございませんか。

藤野広美さん。

○3番（藤野広美君） 3番、藤野広美です。

今に関連させていただいて説明をお願いしたいと思いますけれども、参考までに、もしよろしかったら、設計料をお支払いなさった方と、あと設計発注の時期と完成の時期を教えてくださいいただければと思います。

○議長（菊地勝秀君） 農林課長。

○農林課長（秋場浩幸君） 今、新規就農者支援費の中の委託料の設計ということだと思います。

こちらにつきましては、当初、新規就農者用住宅建設地を柳川の県道沿いというようなことで選定をいたしまして、地目が田んぼであって道路から下がっているというようなことから、土盛り造成工事と、農地転用が必要だったというふうなことでございまして、その工事費の積算と農地転用のための図面の作成のために用地測量設計ということで、既決予算により対応させていただいたところでございます。

こちらの業務につきましては、入札により行いまして、9月30日に入札を行って実施したところでございます。

以上でございます。

○議長（菊地勝秀君） 藤野広美さん。

○3番（藤野広美君） 9月30日と今おっしゃいましたでしょうか。修正動議をかけた議会は9月だと思われるんですが、その後に設計の入札をなさったということになりますか。

○議長（菊地勝秀君） 農林課長。

○農林課長（秋場浩幸君） 失礼いたしました。完成したのが9月30日でございます、入札したのは……月日までちょっと今、申し訳ございません、後ほどお答えしたいと思います、完成したのが9月30日でございます。失礼いたしました。

○議長（菊地勝秀君） 藤野広美さん。

○3番（藤野広美君） ありがとうございます。

昨年3月の議会で、今回の事業を承認となっているわけなので、測量設計が行われて、支払い等が発生しているということは、これは理解できます。

先ほど言ったように昨年9月の議会の修正動議により否決となった事業に、町民の税金の一部が使われる結果となっているわけですね。ということで今後の事業執行は慎重に行われるべきではないかというふうに考えますが、行政執行者としてどのようにお考えでしょうか。

○議長（菊地勝秀君） 農林課長。

○農林課長（秋場浩幸君） そのように慎重にしていきたいと思います。

○議長（菊地勝秀君） そのほかございませんか。

宇津江雅人君。

○7番（宇津江雅人君） 25ページ、6款1項3目19節鳥獣被害防止対策協議会補助金ということで219万追加ということで、当初では60万というふうに伺っていますが、約4倍近く出てきたわけですが、これにつきましてイノシシとか熊の捕獲数ですか、これが思ったより多かったというようなことでよろしいんですか。であれば、今まで熊を何頭、イノシシを何頭を捕獲しているのか、状況を教えてください。

以上です。

○議長（菊地勝秀君） 農林課長。

○農林課長（秋場浩幸君） 今議員がおっしゃったように、今年度につきましては、熊、イノシシとも多数出没しておりまして、ツキノワグマについては24頭捕獲しております。イノシシについては33頭捕獲しております。

ちなみに、昨年度と比較しますと、昨年度は熊が3頭、イノシシが26頭ということで、特に熊が10倍近く出ているというふうなことでもございまして、このたびの鳥獣被害防止対策実施隊の活動費を増額するというふうなことになったものでございます。

○議長（菊地勝秀君） 宇津江雅人君。

○7番（宇津江雅人君） ありがとうございます。

確かに、今年度につきましてはツキノワグマですか、非常におりを仕掛けたところ、あちこちでかかっているというふうに向っております。

それで、捕獲隊の会長さんとか猟友会の方からの意見として、熊がおりにかかった場合、まず、仕留めなければいけないんですけども、仕留めた後に解体の処理場、そこまで運ばなければいけないと、そのおり自体もかなり重いらしくて、本郷地区の山の上のほうの作業小屋というんですか、そこで解体するわけなんですけれども、それが丸1日ぐらいかかるというふうに向っています。丸1日かかるということは、昼食、弁当とか食事、それからいろんなお茶代とか、そこまで行くのに、微々たるガソリン代と思いますが、こういったことに約3,000円ぐらい、今まで補助をしているというふうに向っています。これを倍までとはいかなくても、1人当たり5,000円ぐらいまで、今後熊を1頭捕獲した場合、検討されたらどうかということ、どうでしょうか。

○議長（菊地勝秀君） 農林課長。

○農林課長（秋場浩幸君） 確かに、議員がおっしゃるとおり、イノシシもそうでしょうけれども、熊については100キロ近くなるというふうなこともございますので、運んだり、解体するのは非常に難儀をかけているというふうには認識しております。

活動費につきましては、わな・おりを設置したときとか、その後、設置した後は必ず巡回をしなくてはならないわけですので、巡回したとき、あとはそういった処理というふうなことで、分けて活動費のほうをお支払いしているところでございます。もう少し上げたらというふうなことではございますけれども、2年度の当初予算のほうで少し増額して計上しておるところでございます。

以上でございます。

○議長（菊地勝秀君） 関野幸一君。

○5番（関野幸一君） 25ページ、農業費の中の4款畜産業費についての2件、委託料、負担金、補助及び交付金についてお尋ねします。

まず、食鳥処理施設指定管理料、これは指定管理業者が途中で事業をやめたいということでの差額になってきていると思います。

その中で、課長にお聞きします。去年の今頃から、多分、指定管理をやめたいという話が出てきていると思いますが、この1年間、指定業者がやめた後、再度指定業者を指定するに当たりどのようにしてこられたか。

また、いまだに決まっていない、その理由をどのように考えているかをまずお聞きしたい

と思います。

あと負担金について、やまがた地鶏振興事業補助金ということで、肉フェスの予算だということになったと思います。これも、当初4月の段階では、10月にまず1回その肉フェスをやりたい、それが肉の関係でまず延びて、2月頃にやりたいという話だったと思いますが、この事業も、今年度の大江町誕生60年のメインのイベントとして本来はやる予定になっていたと思いますが、それができないことになった理由についてお聞きしたいと思います。

○議長（菊地勝秀君） 政策推進課長。

○政策推進課長（清水正紀君） やまがた地鶏の関係について、ご答弁させていただきたいと思います。

食鳥処理施設については5月末をもって前の指定管理者が、本業に専念したいということで、5月末をもって管理業務をから撤退したわけでありまして、今施設については休止状態というようなことで、町のほうで管理させていただいておりますけれども、なるべく早期に再開をしていきたいなというようなことでは考えてきたわけではありますけれども、再開をするに当たって、やはりまずは鳥がいなければ食鳥処理はできないわけでありまして、飼育羽数を伸ばすというか、土木業者さんが持っているハウスを何とか有効活用して、やまがた地鶏の飼育の羽数を伸ばしていくという——飼育してもらおうというようなことで取り組んできたわけでありまして、県の補助そして融資も受けているというような施設でありますので、その兼ね合いをどう処理するのか、どういう形でやったらいいのかというようなことで、県と融資先の金融機関とも相談をさせてもらって、どういうふうな形でやるのかを整理をするのにかなり時間を要して、その結果が出たのが12月頃でありまして、その間、やりたい方がいるのかどうかなんていうことで意向調査なんかもさせていただいて、融資の関係の事柄を整理して、そして年明け1月になってから、やまがた地鶏を飼育したいというような意向があった方がおられまして、その方に説明をして、実際やってみるのかどうかというようなことを問いかねをしたわけではありますけれども、その方からの応募はなかったと。数名の団体がありましたけれども、今回は見合わせるというようなことになった次第であります。

飼育のところができないもんですから、食鳥処理も再開できないというような状況になっておりますけれども、まず何とか飼育のほうをできるような形にしていって、来年度中には何とか食鳥処理の再開を目指していきたいなというような思いでいるところであります。

あと、やまがた地鶏のイベントに関しては、議員が申し上げるとおりに、町制60周年のイ

ベントの一つというようなことで、年度当初に計画をさせていただきましたけれども、まずはイベントをする前にそういった問題を解決しなければいけないのではないのかというようなことで、まず飼育と食鳥処理の問題を最優先に考えていきたいということで、イベントについては中止というようなことにさせていただいたところであります。

そんなことをご理解をいただきたいと思っております。

○議長（菊地勝秀君） 関野幸一君。

○5番（関野幸一君） イベントの話になりますけれども、鳥がいなければできないという話であります。しかし、4月の時点でその事業を組んでいらっしゃると思います。それに関しては、鶏がいなくなるとは、課長は思ってもいなかったと思いますけれども、しかし、指定管理をやめたいという話は耳に入っていたとは思いますが。指定管理につきましては、毎回同じ答弁ありがとうございます。実際、指定管理を町内の方が、食鳥処理、鳥を飼う部分でやりたいと手を挙げている方がいたと、今課長がおっしゃいましたけれども、そういう方が、なぜ最後までやるということは決められなかったのか。何がハードルが高いのか。そういうところを、町としてしっかり把握をして、食鳥処理者の公募をしているのか。ただ単に、答弁の中に、早い時期に、早急という言葉がありますけれども、全然早くもない、早急でもない、むしろ遅いぐらい。何を考えて、指定管理の公募をしているのか。全然その問題が解決しないまま、同じことを繰り返しては、来年になっても業者が決まらない状態が続くのではないかと思っています。その辺に関して、もう少し突っ込んだところの課長の意見を聞きたいと思っております。

○議長（菊地勝秀君） 政策推進課長。

○政策推進課長（清水正紀君） やまがた地鶏に関しましては、まず、生産の飼育日数が120日かかるというようなことで、育成に要する時間がかかるということで、生産コストがかかるものですから、販売単価が高くなってしまいます。販売単価が高いと利用されるお店のほうで、鶏肉であっても単価が高いということでなかなか買ってくれないということで、販路開拓をしなければ、出口のところがないと、生産から販売までのところが回らないということが一番問題なのかなと思っております。

そこら辺については、その販売促進、販路拡大についても、私どもでも営業に行かせていただいて、今年度は新たに1つの業者さんを見つけて、開拓をしておりますけれども、なかなか飼育から販売までのサイクルが回らないということが問題になっているかと思っております。いろいろ課題が多い中で、気持的には、頑張っってやっって、努力してやっっているつもり

ではありますけれども、なかなか難しい問題を抱えておりました、先に進まないということが実態にあります。私の力量不足というところもありますけれども、今後も努力しながらやっていきたいと思っておりますのでご理解賜ればと思います。

○議長（菊地勝秀君） 関野幸一君。

○5番（関野幸一君） 何回聞いても同じような言い訳としか聞こえない。そういうお話になっていると思います。

その中で、本気になってやまがた地鶏の生産、食鳥、これをやっていくつもりがあるのか、新年度から、やはり今までのを聞くと、町が痛い思いをしないで、何とか指定業者に任せればいいのかというような考え、そういう話に聞こえてきます。もう少し町でも本当に地鶏を継続していくのであれば、その辺のところを考えながら、これから生産をしてくれる方、食鳥処理場をやっていただける方に、もう少し町でも痛みを持ってしていくべきではないか。今の状態では、やはりなかなかやってくれるというような、いわゆる商売の採算ベースでいけば運営するのが難しいというのは、もう課長も町長も分かっているところだと思います。その中で、単に企業努力ということで、このやまがた地鶏を大江町のブランドとして立ち上げることは、今後は無理になるのではないかと思います。その辺のところをきちんと考えながら、どうするか、もう一度お願いします。

○議長（菊地勝秀君） 政策推進課長。

○政策推進課長（清水正紀君） やまがた地鶏を業として行っていくには、なかなかコストもかかる部分も多いので、そこら辺を町のほうで支援をするというような形を、スキームを作りながらやっていかないと、なかなか伸びていかないのかなど。採算ベースに乗らないのかなど考えております。

そういった枠組みを考えながら、どうすればやってくれる方がメリットがあって、やまがた地鶏を飼育してもらえるとというような、そのメリットも作らなければやってもらえないかと思っておりますので、そういったことも考えながら何とかこれまでやってきて、10年くらいやってきておりますけれども、町の特産品の一つとして商品開発もやってきておりますので、引き続き努力していきたいと思っております。

〔「関連」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） 伊藤慎一郎君。

○8番（伊藤慎一郎君） 8番、伊藤です。

225ページの農業振興費の中の、さくらんぼ新品種導入ということで、なかったというご

説明ありましたが、新品種というのは紅王だと思うんですが、今現在紅王はどのくらい進んでいるのか。

それから、それを新植しようとする人がいるのかいないのか、よろしくをお願いします。

○議長（菊地勝秀君） 農林課長。

○農林課長（秋場浩幸君） さくらんぼ新品種導入支援事業費補助金、今議員がおっしゃったとおり、新品種の紅王の苗木購入への補助でございます。

こちらにつきましては、平成30年度と令和元年度2か年というふうなことで補助事業を展開してきたわけでありまして、平成30年度に、苗木本数にして124本、14名の方が導入をされております。大体、10本で圃場が約1反歩弱ぐらい必要だというふうなこともありまして、導入するに当たってはそういった圃場を確保する必要もあるというふうなこともあろうかと思っておりますし、あと平成30年度でまず導入希望の方はあらかじめ導入されたのかなというふうなことを思っております。今年度についてはどなたもいらっしゃらなかったというふうなことでございます。

○議長（菊地勝秀君） 伊藤慎一郎君。

○8番（伊藤慎一郎君） ありがとうございます。

これから増えていかないのかなと思うんですが、かなりいい品種なので、もうちょっと指導して進めていってほしいと思います。

今年現在で、紅王の苗木が幾らで、その補助部分が幾らなのかちょっとお願いします。

○議長（菊地勝秀君） 農林課長。

○農林課長（秋場浩幸君） 補助につきましては、苗木1本当たり1,500円の補助としておるところでございます。

○議長（菊地勝秀君） 伊藤慎一郎君。

○8番（伊藤慎一郎君） 3回目になりますけれども、1本1,500円、それよりも課長、もつとする、補助部分は1,500円なんですか、原価はどのくらいですか、最後です。

○議長（菊地勝秀君） 農林課長。

○農林課長（秋場浩幸君） 失礼いたしました。苗木につきましては、コルト台で4,500円、青葉台で3,000円というふうになってございます。

〔「分かりました」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） 結城岩太郎君。

○9番（結城岩太郎君） 9番。18ページの財産管理のほうですけれども、この補正予算の大

半が財政調整基金の追加、あるいは町有施設整備基金の追加ということで2億円を超えているわけでありませけれども、これは一つの貯金というような形になるんですけれども、貯金は多ければ多いほどいいというものでもないと思うんですね。町民から頂いた税金でありますので、町民の皆さんに行政サービスとして還元をしていかなければならないというふうに理解していますけれども、また行政サービスの量を増やせば増やすほど支出が増えますので、貯金の余裕が少なくなってくると、こういうふうになります。ある一定程度の貯金も必要であると、こういうふうに思っていますが、このバランスが非常に難しく、重要でありまして、本町としては例えばその財政調整基金はどの程度必要なのかという、そこら辺をお伺いしたいと思います。

○議長（菊地勝秀君） 総務課長。

○総務課長（佐竹宗弘君） 財政調整基金、その他目的基金ということで大きく2つあるわけですが、どれぐらい目標かということかと思えます。基金の考え方については、今結城議員がおっしゃられたように、基金をするのが目的でなくて、いかに税金なり、国から頂く交付税をいかに有効にして、町民のために使うかというところについては、そのとおりかと思えます。

今回の財政調整基金のところだけをちょっと申し上げますと、将来的な公債費が、元金償還あたりが、大規模な元金償還が始まるとか、あとは今回の当初予算なんかも骨格でスタートする、肉付けの予算の財源とかも必要だということなんかは当然あるわけなんですけど、今回のことだけをちょっと申し上げますと、一つは、除雪費用ということで、冬季間かなりの豪雪になれば、たちまち5,000万ぐらいは飛んでいってしまうというようなことが一つはありました。そんなことで留保していた地方交付税なんかも当然今回の予算には出てきておりますが、そういったやつが一つはあったということに加えて、非常に今回は暖冬小雪だということで、逆に除雪費が必要なくなったということで、土木費にも減額の補正を組ませていただいているということが、今回のことだけを申し上げますとございます。

財政調整基金、あと町有施設整備基金ということでは、この大きな基金がありますが、前段に申し上げましたように、今後、各温泉施設をはじめ、かなりの大規模な修繕工事が必要になってくるということを考えれば、基金的には、財調だけの話をすれば今8億です。隣接のことは直接には関係ないんですが、西村山管内におけば、財調そのものについては決して高い金額ではないということを考えますと、やはりこういうふうな除雪経費が必要なかったとか、交付税がある程度順調な時期に、将来的な財政留保ということでは必要なのではない

かというふうになんかちょっと思っております。

○議長（菊地勝秀君） 結城岩太郎君。

○9番（結城岩太郎君） ありがとうございます。

いろいろとこれからの、来年度に向けて温泉施設の改修などを考えればもっとも必要だと、こんな感じだと思うんですけども、元金を返還していくということもあると、これは減債基金のほうから——今現在ですと1億2,700万ほどあって、こっちのほうから返還していくわけなんですけれども、基金がもうかなりあるんですね。全体的で17億2,800万ほどあるんですけども、全体的に見てもまだ足りないのかといいますか、それぞれの基金があるわけですね。町有施設整備であれば町有施設整備の基金、これを取り崩してやっていると、こういうことなんですけれども、どの程度が理想なのかということでもちょっとお聞かせいただきたいなど。

○議長（菊地勝秀君） 総務課長。

○総務課長（佐竹宗弘君） どの程度、全体的な、今数字については、元年度末現在高で約20億程度の残高になるということでございます。内容等については、基金の中でも目的がもう既に終わった、例えば地域福祉振興基金とか、それらについては精査をしながら廃止するやつは廃止、別な形での基金については別な形の基金での設定が必要になってくるのかなど。

全体的な、この20億という——大江町の財政規模については、予算規模が50億でございますが、20億という形については、果たしてどうなのかということでもありますけれども、議員もおっしゃられるように、やはり今後の施設整備というのは、ほとんどハード面については、私は終わっているかと思いますが、やっぱり修繕的なところを考えれば、温泉施設一つ直しても、25年のときに片方だけの温泉施設を直しているんですが、あれで3億です。そんなことを考えれば、この20億という、その中でも財調が8億、施設整備基金が4億5,000万、この程度の形ではまだまだちょっと不足なのでないかと。

財調については、様々な国の指導によって地方がかなり基金を貯めているんでないかというような話もあって、それもちょっと途切れた形になっておりますが、まだまだちょっと、現在段階が使わないということじゃなくて、金額的にはまだ、多いという形ではないんでないかというふうに、私は思っています。

○議長（菊地勝秀君） 1時まで休憩します。

休憩 午前11時48分

再開 午後 1時00分

○議長（菊地勝秀君） 休憩を閉じて会議を再開します。

一般会計補正予算の質疑を続けます。

4番、櫻井和彦さん。

○4番（櫻井和彦君） 4番、櫻井和彦です。

25ページ、6款1項4目、先ほど、午前中に関野議員が質問した内容の関連であります。

とり年生まれなんで、3歩歩くと内容を忘れてしまうんですけども、昼飯が入ったんで、思い出すのにちょっと時間かかってしまいました。やまがた地鶏の食肉加工の指定に関するものです。

主体的に聞きたいのは、ここの施設を指定管理料を払って、そのほかに人件費、そのほかに水道光熱水費等を払って、何羽処理すればペイになるかという主な数字をお伺いしたいです。

それは、今まである企業さんが、利益をなしにということではなくて、ある程度利益を求めて指定管理をされて、飼育をして食肉を加工して納めていたと思うんです。それが今回いろんな事情で、年度途中でおやめになるということで、現在稼働しておりません。去年の実績からすればもう途中でやめてしまったんで実績出ないんですけども、それ以前の飼育数、加工数、あと来年度以降、ある企業さんが飼育されているという情報を先ほど言われたんですけども、その業者さんは何羽を飼育する予定であるか。

あと、食肉加工を依頼する業者さんに何羽を加工していただくつもりでいるか。

ある情報によると、今まではやっぱりやまがた地鶏は——大江町産のやまがた地鶏に関しては大江町の中で120日ほど飼育して、加工場でやって、町内に卸すというのが大体の原則であったんですけども、現在の飼育されている方は、大江町の自分のところで飼育されて、それを庄内のほうに輸送して加工していただいて、また加工したやつを自分の店に入れて、それを販売の公社さんのほうに依頼しているということなんですよね。そこら辺も踏まえて、コスト的にもいろいろ問題が出てくると思うんですけども、その数字を教えてください。

○議長（菊地勝秀君） 政策推進課長。

○政策推進課長（清水正紀君） やまがた地鶏の食鳥処理の施設の関係でありますけれども、まず、何羽処理すれば採算に合うかというようなことありますけれども、やまがた地鶏に

つきましては、町の生産目標、飼育目標ということで1万羽というようなことをこれまで目標に掲げて取り組んできました。

この1万羽というのは、食鳥処理を常時1年間通して運営するのに、1万羽あれば採算ベースに合うというようなことで、その食鳥処理の運営をするのに1万羽があれば採算ラインになるということで、そういうことでこれまで目標を掲げさせて取り組んでおります。

今年度の飼育羽数でありますけれども、土木業者さんが撤退したというようなことありまして、今年度の羽数は1,100羽ほどの数量になる予定であります。

これまでですと、指定管理料300万をお支払いさせていただいて、食鳥処理を運営していただいておりますが、平成30年度は3,400羽処理させていただきましたけれども、そのときに指定管理料300万円というようなことを委託料ということでお支払いをした中では、収支的には若干の——30万円ほどの赤字になったというようなことになりまして、その部分は企業努力のほうで賄っていただいたというような昨年度の実績になっております。

今現在の処理の関係でありますけれども、議員が言われるとおりに、今、羽黒町のほうで食鳥処理をしていただいております。食鳥処理の許認可があるところでないとはさげないというようなことありまして、隣の白岩でもそういうところがあるんですけれども、そこではちょっと受け入れしていただかなくて、鶴岡の羽黒町にある食鳥処理場に持って行って処理をしていただいて、それを持ってくると。できた商品を急速冷凍するわけですが、冷凍したものをもらって帰ってくるというようなやり方でやっております。

今現在、町内の若者たちで組織している会で、今年度900羽程度飼われておりますけれども、その方々も羽黒のほうに行って処理をしているというような現状であります。

以上です。

○議長（菊地勝秀君） 櫻井和彦君。

○4番（櫻井和彦君） 一番最初に言われたのは、大体1万羽ぐらいで食鳥処理がペイになるという話で、実際やってみたら3,400羽で、平成30年は30万円の赤字。大分開きがありますよね。そのほかに、来年度は900羽。ペイするには——ペイするというのは、食鳥処理場を開設してもこの数字であれば赤字が累積していくということになると思うんですよね。

実際に、私は直接自転車等でいろんなところを回るんですが、前にも言ったかもしれないんですが、沢口のほうから朝日町のほうに抜ける道路をずーっと上っていくと、途中で平飼いしているところあったんですが、それは20羽ぐらいを平飼いしている。何でこれだけの数をこんな山奥でやらなければいけないかと言ったら、鳥インフルエンザ対

策で、1か所とほかのところを10キロ以上離してやらないと、万が一鳥インフルエンザになったときに、全てを処分しなければいけないということだったんですよ。

今回、ある土木さんがやめて、任意の団体がやっているんですけども、その1つの団体が900羽やる、それが全てではないと思うんですね。羽数で10羽ぐらいずつやっているところがあるんですけども、900羽のところでも1羽でも鳥インフルエンザにかかった場合には、もう全て殺処分になるんですね。殺処分、しかも埋設しなければいけないんですけども、これはもう少し飼育する場所をまず確保しなければいけない。人を確保しなければいけないというのが、先にやらないといけないと思うんですよ。ただ食鳥処理場が、1企業が撤退したからどうするかという、それ以前のことをやらないと。これは軌道に乗らないと思うんですよ。そこら辺の考えを教えてください。

○議長（菊地勝秀君） 政策推進課長。

○政策推進課長（清水正紀君） 来年度の飼育の羽数ですけども、地元の若い集団で組んでいる方々では、今のところ1,200羽というような予定でありますので、900羽というのは今年度、令和元年度の見込みであります。

今議員からご指摘のあったとおり、今の羽数ではやはり食鳥処理を再開しては採算が合わないわけでありまして、今言ったように羽黒町に行って食鳥処理をしてもらったほうが、ちょっと遠いところではありますけれども、そのほうが金額的にはかからない、経費がかからないというようなこともありますし、そちらのほうにお願いしているというようなことも実態にあります。

先ほども関野議員のところでも話をさせていただきましたけれども、やはり飼育羽数を伸ばさないと食鳥処理が再開できないということもあって、何とか飼育羽数を伸ばしたいということで、飼育していただける方々を募ってはいるんですけども、なかなか協力していただけるところがないというようなことでありますけれども、今後も引き続き探したいとは思っているところではありますけれども、やはり飼育と食鳥処理と販売をすると、販路拡大というようなところの、この3つの視点を回していかないと、作ったはいいけれども、今度販売先がないとかということもありますので、トータルで考えていかなければいけないかなと思っていますけれども、なかなかちょっと厳しくて、相手のある事業でもありますので、努力しながらやっていきたいと思っております。

○議長（菊地勝秀君） 櫻井君。

○4番（櫻井和彦君） 生産、処理、販路、この3つはやっぱり大切なんですけども、私は

議員になってから、前の町長の話をお伺いして、1万羽の供給をお願いしたという話があったということが頭に残っています。1万羽の依頼があったと。ところが、それを供給することができないのでお断りしたという話がありました。記憶違いだったら申し訳ありません。1万羽の依頼があるのに供給できないというのは、やっぱり販路はあるのに供給するだけの能力がない、食肉加工は広げればいいんだけど、飼育するだけの人手、メリットもあるかもしれないです。

今回、ある会社さんが撤退したのは、土木のほうに専念したいというんですけれども、本来、食肉関係で利益が出れば、別課を作ってもそこを伸ばせば利益になるはずなんです、会社全体の利益になると思うんです。それ以外のいろいろな理由もお伺いしたんですけれども、やっぱりそこら辺を考えて、例えば生産した、庄内に持っていき、じゃ、白岩に工場があるんだったら、もう少しお願いして近いところで輸送のコストをかけないでやったほうが売値に反映できる。

今、やまがた地鶏はなかなか手に入らない。おいしいんだけど、入らない。食べたいんだけど、食べられない。実際、食べてみるとすごくおいしいんですよ。歯応えもあって、コクもあって、んだけどやっぱり値段が高い。名前も売れているか、売っていないかははっきりしない。大江産ではないものもある。やまがた地鶏なんだけども、大江でやっている大江地鶏ではない。大江町で作っているやまがた地鶏としか売れないんですよ。そういうブランドになっているんですね。

そこら辺を、まず金額を抑えるような努力をするためには、やっぱり流通をうまくしてあげなければいけないと思うんですよ。ただ、その流通を抑えて、うち側でやるにしても、やっぱりそれを請け負ってくれる業者さんを見つけなければいけない。

やまがた地鶏を伸ばすためには、大江町産のやまがた地鶏を伸ばすためには、そこら辺をよくトータルに考えて伸ばしていただけるようお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（菊地勝秀君） コメントは要りますか。

○4番（櫻井和彦君） 要らないです。

○議長（菊地勝秀君） 伊藤慎一郎君。

○8番（伊藤慎一郎君） 8番、伊藤です。

橋梁費についてお伺いたします。

29ページ、これは耐震化計画でかなり橋を、今からやっていかなければならないというこ

とで、大江町にはかなり橋の数が多いんですが、大体進捗率は今どのくらいになってますか、お願いします。

○議長（菊地勝秀君） 建設水道課長。

○建設水道課長（鈴木利通君） 29ページの橋梁点検業務委託料になるわけですがけれども、こちらのほうで行っている点検業務につきましては耐震診断ではございません。

5年に1回、大江町では97橋ほど町道のほうで管理しておりますけれども、それを5年ごとに点検を行って、補修工事を行っているというような点検業務になってございます。

ちなみに、耐震診断は大江町では行ってございません。

○議長（菊地勝秀君） 伊藤慎一郎君。

○8番（伊藤慎一郎君） 長寿命化でやっているということで、長寿命化で今までやって、これからしなければならぬみたいな橋というのはどのくらいあるんですか。

○議長（菊地勝秀君） 建設水道課長。

○建設水道課長（鈴木利通君） 先ほど申しましたけれども、長寿命化計画、今年度策定を行っております。近々策定しようとして頑張っているところでございますけれども、これも毎年点検をして修繕で、長寿命化ですので、1回直したからそれで終わりということではなくて、延々とずーっと橋を管理する以上は出てくるということで、今現在、近々に、今後5年間程度で直さなければいけない補修が必要な橋梁については、10橋程度を年度ごとに行っていきたいと。

詳しい業務については、長寿命化計画を策定——今年度中に策定しますけれども、そちらのほうを見ながら、来年度から補修工事を行っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（菊地勝秀君） 毛利登志浩君。

○6番（毛利登志浩君） 28ページ、土木費の3目の道路除雪費の減額についてお伺いいたします。

ご案内のとおり、本年は雪がほとんど降らないというふうな状況での除雪費の減額、除雪委託料で3,000万というふうになっておりますけれども、ここで補正前の額が1億900万というふうな数字にはなっておりますが、実際、除雪の業務委託というのが7,000万強だというふうに理解しております。そういった中で、今回の補正の額3,000万円というものは、この補正予算を作成する時点は1月頃だというふうに理解しておりますので、固く見積もって3,000万というふうに私は理解するわけですが、今日は3月18日で、3月いっぱいには全然降

らないというふうな状況の中で、除雪もしなくてもいいということになった場合に、今、持っている除雪経費、約4,000万ぐらいあるというふうな中で、見込みとしてどれぐらいの不用額が出ているのか、第1点。

第2点目については、6ページで、繰越明許費の案件が出ています。土木費で、道路橋梁費で1,642万2,000円、舗装で9,990万ということが出ていますけれども、毎年、道路関係で繰越しが出てくると、繰越明許の手続を踏まなければならないというふうな、ここ数年の実態だと思います。

そういった中で、今年は雪も少なく、工事も順調に流れているのかなというふうに思うんですけども、ここに来て、またこういうふうな繰越しの手続が必要だというふうな理由はどこにあるのでしょうか。

3点目、28ページの道路新設改良費の15節工事請負費の830万が計上されております。これについては、町道沢口勝生線というふうなことで説明あったかと思うんですが、この830万円というのは今の時点で補正しなければならない理由、要するに社会資本整備総合交付金、これが多くなったということでこういうふうな予算措置を行ったのか。それとも道路欠損等々の、災害ではないけれども、こういうふうな改良、あるいは舗装はどこだか分かりませんが、3月の時点で補正を組むということになりますと、当然、これは繰越しせざるを得ないのかなというふうなことも含めてお伺いいたします。

以上、3点よろしくお願いたします。

○議長（菊地勝秀君） 建設水道課長。

○建設水道課長（鈴木利通君） 3点ということで、まず1点目、除雪関係のご質問かと思えます。

議員がおっしゃるとおり、この補正予算につきましては2月中旬を期限として補正を組んだところで、その時点では見込みを含めて3,000万円の減ということで、除雪委託料のほうは考えて補正を組んだところでございます。今、議員がおっしゃったとおり、補正前の除雪委託料で7,035万7,000円、減額3,000万円ですので4,035万7,000円が必要額ということで、今現在計上しておりますけれども、2月末現在の実績を申し上げますと、除雪委託料で約2,100万円です。

この冬の降雪、除雪出動の回数を見ますと、2月末現在で、早朝の出動が東部・中部・西部全部合わせまして15回ほどです。例年、過去4年平均と比べますと、大体27%程度、3割弱の出動回数になってございます。これは左沢地区、東部地区を合わせてですので、東

部地区につきましては早朝出動は1回、日中出動1回の、合わせて2回ほどの出動で終わっている状況でございます。

今日は3月18日ということで、それ以降、3月を申しますと出動は1回も出ておりません。西部地区、七軒地区については一部業者さんに委託したところで路線は出ておりますけれども、1回も出ていない状況でございます。

このまま雪が降らないという仮定はなかなか難しい計算方法にはなりますけれども、ここから約1,000万程度の不用額が出てくるのかなと、雪が降らなかった場合は。ですので、トータルで3,000万程度の除雪委託料になってくるのか、詳細はまだ3月が終わっておりませんので、その辺のところはまだ精査は終わっておりませんが、ここから1,000万程度の不用額が出てくるのかなというふうなことで考えてございます。

先ほどあったとお見込み、まだ3月が終わっていないという状況の中で、3回から4回程度の除雪はできるというような状況で組ませていただいているところでございます。

2点目、繰越明許費についてかと思えます。

繰越明許費につきましては、道路改良事業につきましては1,642万2,000円ということで、この内訳を申しますと、藤田堂屋敷線の用地費2件が156万円。物件補償費6件が1,486万2,000円ということで、こちらのほうは用地交渉を進めている段階で、今年度内に契約を結ぶことが難しかった件数、あとは物件補償の移転が終了しなかったことによる来年度への繰越しということで考えているところで、計上させていただいたところでございます。

2点目の道路橋梁費、舗装補修事業990万円についてですけれども、こちらのほうにつきましては地方創生道整備推進交付金、この事業に充てさせていただき事業でございます。こちらのほうにつきましては、国の補正予算に伴って今年度はこの事業を使いまして、沢口勝生線の中の橋と大瀬川橋の橋梁補修工事を行っております。それに追加の要望がありまして、そちらのほうに手を挙げたところ、追加補正で3月の交付決定が来ておりますので、そちらのほうで繰越しをさせていただいて、工期につきましては10月いっぱい程度を考えておりますけれども、早急に発注させていただいて、10月までに終わらせたいというふうなことで考えているところでございます。

そちらのほうと関連しますけれども、工事請負費のほうを、それを含めた形で精算した形で、今回の28ページの15節工事請負費が830万1,000円の追加というのは、この990万円を含めた形で精査した分がマイナスがございましたので、そちらプラス990万の工事を行うということで、今回上げさせていただいた工事でございます。

沢口勝生線につきましては、地方創生道整備交付金ということで、林道の工事と併せて町道の工事を行って、観光と資源を活用する交通ネットワークを作成するという事業になっておりますので、沢口勝生線の、前から懸案事項でありました舗装補修工事のほうを、今回の国の補助事業を使って発注させていただきたいということで計上させていただいた部分でございます。

以上です。

○議長（菊地勝秀君） 毛利登志浩君。

○6番（毛利登志浩君） ご答弁の中で、除雪経費というのは、一般町民の方はどういうふうな流れで、除雪機械、除雪する業者を委託して、このようにかかる、町でとてももうかったのではないかとというふうなことを言われるんですけれども、機械の待機料なども含めての予算ですよということを申し上げているんですけれども、7,000万のうちあと1,000万ぐらいの不用額は出るだろうということは、4,000万円ぐらいはトータルで除雪の不用額が出るというふうな理解でよろしいのか、もう一回伺いますけれども。

それから、沢口勝生線の道路改良及び舗装工事というのは、先ほどいろいろ言ったけれども、沢口地内のどの辺を改良するのか、いわゆる林道柳川、沢口だか、あれは関係ないのか……、だから、今の時点で地方創生の補助金が追加になったということで上げたということですが、具体的にどこなのか教えていただきたい。

○議長（菊地勝秀君） 建設水道課長。

○建設水道課長（鈴木利通君） まず、除雪費については、今議員がおっしゃったとおり、3,000万円減プラス1,000万円の減ということで大体4,000万円の減と、当初予算から見れば4,000万円の減、決算ベースではそのような形になるのかなというふうに考えてございます。

沢口勝生線の具体的な工事の内容につきましては、舗装補修工事ですので、舗装のひび割れが出ている部分、あとはぼろぼろになった部分の、要は表装の打ち替えをメインとしていたしまして、路盤も若干いじりますけれども、舗装の、一般的な道路改良ということでなくて修繕箇所、大体このお金ですと300メートル程度がこれのできるのかなということを考えておりますけれども、そちらのほうは今後見ながら、どこが、優先順位をつけながら、具体的には沢口から中沢口までの間の沢口勝生線の舗装修繕工事を行いたいというふうに考えております。

以上です。

〔「了解」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） 1番、橋本彩子さん。

○1番（橋本彩子君） 1番です。

27ページ、7款1項2目19節若者起業支援事業補助金ですが、500万円の予算に対して500万円減額ということで、昨年も含めて対象者がいなかったということで、非常に残念なことだと思いますが、この補助金について、様々な条件をクリアしなければ補助金を頂くことはできないのは重々分かるんですけども、町内で新規に起業する若者を行政として応援するために、もう少し柔軟に対応されることは検討いただけないかなと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（菊地勝秀君） 政策推進課長。

○政策推進課長（清水正紀君） 若者起業の関係でありますけれども、今年度、補助事業として2年目になりますけれども、取り組みさせていただきましたけれども、実際のところ申請が1件ありましたけれども、それに基づいて審査会を開かせていただきました。その中で、申請者から事業計画そして資金計画等々の書類を出していただいて、あとヒアリングもさせていただきながら、審査会のほうを開かせていただいて審査をさせていただきましたけれども、事業計画性の高い起業とはちょっとみなせないなというようなことで、不交付というようなことにさせていただきましたけれども、制度設計を来年度少し見直しをさせていただきながら、若者の起業に対する支援については引き続き行ってまいりたいと考えております。

〔「よろしくお願ひします」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） よろしいですか。

〔「はい」「関連」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） 関野幸一君。

○5番（関野幸一君） 今、課長のほうから、来年度から制度設計を見直してというお話がありましたけれども、多分これは、当初、寄附で1,000万、それに町のほうから1,000万を出して作ったやつ、合わせて2,000万……

〔「2,000万と1,000万」と言う人あり〕

○5番（関野幸一君） すみません。1,000万と2,000万で、原資がかなりある。その中で、2年間でどこも該当するようなところがなかったと考えておりますけれども、その点は間違っていたら訂正していただきたいと思いますが、今、橋本議員からもありますように、やはり若者が起業するときの町のほうの決まり事が余りにも高過ぎるのでないかと。同じような制度で、多分3年前だと思っておりますけれども、河北町では町のほうで飲食店を開く方にそ

うお金を、補助を出してお店を開いたなどの経緯があります。そういうような形で、若者の起業支援というのをうたっているのであれば、少しぐらいは町のほうでも制度のところ、本当はこういうことなただけけれども、頑張っているのであれば応援するからぐらいのやっばり気持ちでしていかなければ、制度を作っても2年間誰も使う人がいない。そういうふうな無駄な施策になるのではないか。その辺のところに関して、もう一度課長から答弁いただきたいと思います。

○議長（菊地勝秀君） 政策推進課長。

○政策推進課長（清水正紀君） 議員が言われるとおりに、やはり町内での企業を興していきたい、私どもとしても町としても若者が町内で企業を興していけば、商工業振興、そして町のにぎわいづくりになっていくのかなと思っておりますので、今年度の総括をしながら、来年度に向けて若者が起業できるような環境づくりをしていきたいと思っておりますけれども、それには商工会さんなどの商工団体さんとも連携をさせていただきながら取り組んでまいりたいと思っております。

○議長（菊地勝秀君） 関野幸一君。

○5番（関野幸一君） やはり町に若い人がいなくなる、外に出て行ってなかなか戻ってこない。町で起業したい、店を出したい、そういう若者がいるのも確かだと思います。その中で、やはり若い人は余り資金も潤沢ではない。そういうところで、何とかでもやりたい、そういうところにはやはりもう少し柔軟な姿勢で来年度からはぜひ取り組んで、町の中に新しい企業やお店ができるようにぜひ努力していただきたいと思います。よろしく願いいたします。

〔「関連」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） 櫻井和彦君。

○4番（櫻井和彦君） 4番、櫻井です。

今、橋本議員と関野議員が言ったものに同調です。まるっきり同調です。これは、前回子ども議会であるお子さんが言ったんですね。私たちが大きくなったときに、この町に果たして住めるでしょうかと言ったときに、前町長が、アメリカでは大学を出た10人のうちの1人が会社を起こすんだ。会社を起こせば雇用が生まれると、すばらしい意見を言っておられました。その在任期間中の計画で、会社を起こすことが1件もできなかったというのは、非常に残念だと思います。

この方針は、政策推進課長の一存だけではできないと思うんですね。町長の就任のお話を聞いていると、もう涙が出るぐらい心を打たれたんですけれども、すばらしいお気持ちを

お持ちなので、そのお気持ちを政策推進課と一緒にやっていただいて、ハードルを下げる、間口を広げてあげる、最初から赤字と分かっている、失敗すると分かっているのはやっぱり駄目かもしれないですけども、ある程度のハードルを作っても、高いハードルでなくて、まずやっていただく。そういう姿を見せられるような政策で、この3,000万、全体的に3,000万ですね、原資が、それを有効に使っていただけるような方策を今後打ち出していただければ非常にありがたいと思います。

前回の子ども議会は、子どもだけではなくて保護者、あとは担任、あとは学校関係者がみんな見ていたんですね。いいことを言ってくれるな、でも、この町に合うかどうかというところでいろいろ疑問を投げかけられたんですけども、そういうことも加味してやっていただければと思います。答弁要りません。

以上です。

○議長（菊地勝秀君） 毛利登志浩君。

○6番（毛利登志浩君） 22ページの民生費についてお聞きしますけれども、精査の結果、こういう状態になったというふうなことで、ほとんど減額処理しているということの中で、特に障害者福祉の障害福祉サービス費が700万円減額になっている。それから、委託料についても380万というふうな大きな数字の減額になっているわけですが、当初見込んだ障害者福祉サービス費と地域生活支援事業の委託料380万というのは、当初と現在で、こういうふうに対象者が少なくなったというふうなことだとは思いますが、大幅な減となった理由はどこにあるのでしょうか。

○議長（菊地勝秀君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（伊藤 修君） お答えしたいと思います。

初めに、障害福祉サービス費の700万の減につきましては、この事業の中身につきましては、就労継続支援A型、あとは施設入所生活介護共同生活援助において、転出によるサービス利用の終了があったこと及び精神状態の不調によりサービス利用の休止があったこと、あとはやっぱり当初予定していた方の入院の長期化により利用が受けられなかったという原因があったために、大幅に700万の減となっているところでございます。

続きまして、委託料の地域生活支援事業委託料の380万につきましても、これも日中一時支援事業とか、あとは特別支援学校通学支援などの移動支援事業の中で、やはり利用者の方が、例えば利用はするんですけども、寮に入ってしまったとか、そういった中で送迎が必要なくなったとか、そういった関係で今回減額をさせていただいたものでございます。

○議長（菊地勝秀君） 毛利登志浩君。

○6番（毛利登志浩君） 障害福祉サービス費の700万についていろいろとメニューがあるようでございますけれども、当初見込んだ人数と、700万円を減額したことによって——したことというか、こういうふうになったというのは、何人減って何人分になったということで理解してよろしいかお伺いします。

○議長（菊地勝秀君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（伊藤 修君） お答えをいたします。

基本的に障害福祉サービスでは、トータルとしましては300人ほどの——延べですけれども、人数を見ておりましたけれども、結果的には250名程度の利用者になったということでございます。

〔「分かりました」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） 橋本彩子さん。

○1番（橋本彩子君） 1番、橋本です。

32ページ、10款4項3目11節の印刷製本費のほうですが、60周年事業の「プクちゃん」の絵本だと思うんですけども、この絵本を小学校ではご希望の方は中央公民館のほうに取りに来て下さいというふうにいただいて、私も子どもがいるので頂いてきたんですけども、今現在、もう在庫がなくなったんでしょうか。町民の方の評判はいかがでしょうか。教えてください。

○議長（菊地勝秀君） 教育文化課長。

○教育文化課長（西田正広君） 社会教育費の中の図書館費についてお答え申し上げます。

印刷製本費はマイナスになっておりますけれども、「プクちゃん」絵本、おっしゃるとおり町民の方に配布させていただいて、非常にいい評判を頂いているというふうに感じております。

ただ、今回は750冊印刷させていただいて、契約の関係でそれ以上印刷ができないということだったものですから、今回減額させていただいたものでございます。在庫のほうはまだございますので、欲しい方は中央公民館のほうにおいでいただければ、限りある冊数ではありますが、差し上げることが可能でございます。

○議長（菊地勝秀君） 橋本彩子さん。

○1番（橋本彩子君） 確認です。まだ在庫があるということなので、町民の方、ご希望の方いらっしゃったら、どなたでも取りに行っても大丈夫なんでしょうか。

○議長（菊地勝秀君） 教育文化課長。

○教育文化課長（西田正広君） 基本的に1家族1世帯1冊というふうなことにさせていただいておりますので、既に頂いた方に対してはご遠慮していただきたいというふうに思っております。

〔「ありがとうございました」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） 関野幸一君。

○5番（関野幸一君） 6ページ、繰越明許からお願いいたします。

7款の商工費、商工観光費の中で健康温泉館改修事業400万円の繰越明許があります。本来、今年度は温泉館で大規模な改修とかはなかったと思います。その中で、今現在でこの400万の繰越明許が出てきたということは、どのような工事だったのでしょうか。まず、そのところを教えてください。

○議長（菊地勝秀君） 政策推進課長。

○政策推進課長（清水正紀君） お答え申し上げます。

健康温泉館の繰越明許費でありますけれども、これにつきましては12月補正予算でご可決いただいた健康温泉館の大広間のエアコン工事の分であります。

○議長（菊地勝秀君） 関野幸一君。

○5番（関野幸一君） 大広間のエアコン工事ということで、12月に議会のほうで承認をしているのであれば、本来ならもう工事が始まっているか、終わっていると思います。その中で、なぜ、繰越明許で次年度に繰り越さなければならぬのか。いまいち分からないところがありますが、課長が今何も説明なく答弁したので、そここのところの詳しい答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（菊地勝秀君） 政策推進課長。

○政策推進課長（清水正紀君） 説明不足で大変申し訳ございませんでした。

12月補正予算でご可決いただいて、12月中旬に発注をさせていただきました。町の予算については単年度主義というようなことで、通常であれば年度内に終了というのが一般的なわけではありますが、この工事についても3月31日までに終わらせるようにということによって工期を設定して入札に付しましたけれども、今現在はやっております新型コロナウイルスとの関係がありまして、材料がちょっと、納期が遅れるということになりまして、部材がなければ工事ができないというようなことで、5月末までのめどとして完成を図っていきたいということで工期延長をしなければならなくなったので、繰越明許させていただく

ものでございます。よろしく願いいたします。

○議長（菊地勝秀君） 関野幸一君。

○5番（関野幸一君） 今、課長のほうから、新型コロナウイルスで物が来ないと言っていますけれども、実際、新型コロナウイルスで物品が物流しなくなったのは2月ぐらいからであって、12月中旬の発注とかであれば、それは理由づけにはならないと思うし、また3月31日の工期となっていて、やはり今年度にできない。そういうふうな入札の方法を町ではとっているのかなと疑問に思っております。やはり12月の議会で補正で承認をし、本来なら、先ほど課長が言ったように3月31日の工期でもう終わっていなければならない。それが新型コロナウイルスということで物が入らない、これはもう理由にもならない、その前にあらかじめの準備は多分しての入札だと思いますし、本来、それが本当の理由なのか分かりませんが、こういうふうな発注の方法は本来町民のためにもならないし、おかしいと思いますけれども、その辺のところを課長並びに町長からも一言いただきたいと思っております。

○議長（菊地勝秀君） 政策推進課長。

○政策推進課長（清水正紀君） 今の発注の件でありますけれども、12月中旬に発注をさせていただきました。12月補正予算で可決いただいて、設計等々をちょっと準備——発注に向けた準備が必要でありましたので、2月中旬に入札をさせていただいて発注というようなことがあります。発注業者さんについてはそこから部材を準備してというようなこともありましたので、ちょっとタイミングというか、新型コロナウイルスがかなり発生してきて、物流がちょっとストップしているというようなこともあって、こういう結果になった次第であります。ご理解を賜ればと思っております。

○議長（菊地勝秀君） 町長。

○町長（松田清隆君） 今、課長が答弁したとおりの経過があり、そうなっているというようなことであります。正直申し上げて、私、ちょっと留守をしている間の様々な出来事のようなこともあったようにも感じていますので、もう一度そこら辺は点検をしながら進めたいと思っておりますが、課長からありましたように、やはり聞いている話では中国のほうから入ってくる部品が入らないために、国内で組立てができないと、エアコンの部品が、そういった状況があったというふうなことでありますので、できるだけ早めの完成を目指してというようなことで、今工期設定をして取り組んでおりますので、業者さんのほうと相談をさせていただきながら進めたいというふうに思っております。

○議長（菊地勝秀君） そのほかはございませんか。

藤野広美さん。

○3番（藤野広美君） 3番、藤野です。

24ページ、4款1項5目の排水処理費、19節の負担金、補助及び交付金の中の合併処理浄化槽設置補助金についてお聞きしたいと思います、合併浄化槽、単独浄化槽とあると思いますが、今年それぞれ何件くらい申込みがあつて補助金を出しているかということと、予算に対しての何件か分というのは、達成率をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（菊地勝秀君） 建設水道課長。

○建設水道課長（鈴木利通君） 4款1項5目19節の合併処理浄化槽設置補助金の実績についてご報告申し上げたいと思います。

予算上は20基を見込んで当初予算では計上させていただきました。3月末、今年度の実績につきましては15基ということですので、達成率は、単純に件数を割りますと75%、当初予算に占める基数から言えば75%というような達成になってございます。

以上です。

○議長（菊地勝秀君） 藤野広美さん。

○3番（藤野広美君） ありがとうございます。

お知らせ等で浄化槽等の補助金等を見るのですが、文字が小さいというふうに私は見ているんですね。どうしても高齢者になると文字が小さいと見にくいということもあると思うので、こういうことなので、合併浄化槽の切替えをお願いしたいとか、単独から浄化槽に変えていただけませんかという内容趣旨をちゃんと明記した上で、補助金等を図っていくということが大事なのではないかなというふうに思いますので、そのところはいかがが考えでしょうか。

○議長（菊地勝秀君） 建設水道課長。

○建設水道課長（鈴木利通君） 議員がおっしゃるとおり、広報の仕方というのはなかなか難しいというのは、私も総務課の情報システム係のほうにいたことがありますので、重々分かっているつもりではございます。

今現在これまで、今年度までですけれども、今おっしゃられたとおり、春先に1回、ただこれうちの課で一緒に行っている住宅奨励事業、リフォーム事業等々と、あと合併浄化槽の補助の事業ということで、かなりボリュームがあるお知らせの仕方、A3判の裏表ということかなり文字が小さい、高齢者の方についてはちょっと見えづらいというような状況がございますので、そちらのほうは、来年度に向けて改善をしながら周知を図っていきたく

いうふうに考えております。

以上です。

〔「ありがとうございます」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） ほかに質疑ございませんか。

菊地邦弘君。

○2番（菊地邦弘君） 2番。

24ページ、保健衛生総務費の中の委託料、妊婦等健康診査委託料175万円とありますけれども、なぜ、減なのかをちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（菊地勝秀君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（伊藤 修君） お答えをいたします。

妊婦等健康診査委託料175万円の減でございますが、基本的には妊婦等の健康診査の受診者の減少によるものでございます。内容としましては、母子健康手帳交付者を当初45人程度と見込んでいたところでございますが、結果的には30名ぐらいしか受けられなかったということでございます。あと婦人の健診のほうで、初回健診は受けられるんですが、なかなかその後の2回から14回の健康受診者というのが減っているものですから、総体的に委託料のほうが減になったという状況でございます。

以上でございます。

〔「了解しました」「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） 討論なしと認め、採決します。

議第14号 令和元年度大江町一般会計補正予算（第5号）、これを原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（菊地勝秀君） 全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

2時10分まで休憩します。

休憩 午後 1時55分

再開 午後 2時10分

○議長（菊地勝秀君） 休憩を閉じて会議を再開します。

◎議第15号の説明、質疑、討論、採決

○議長（菊地勝秀君） 日程第14、議第15号 令和元年度大江町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

担当課長の詳細説明を求めます。

税務町民課長。

○税務町民課長（阿部美代子君） 議第15号 令和元年度大江町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の詳細についてご説明いたします。

補正予算書の歳入歳出補正予算事項別明細書の歳出からご説明いたしますので、6ページをお開きください。

1款総務費のうち1項一般管理費、2項徴税費、3項運営協議会費は、人件費やシステム改修業務など事業実績を見込み、それぞれ減額するものでございます。

7ページを御覧ください。

2款1項1目一般被保険者療養給付費は、今年度の支給実績及び今後の所要見込みにより1,000万円追加するものでございます。

5款1項1目保健衛生普及費は、保健指導車購入事業、第三者求償事務委託などの事業費精査によるものです。

2項1目特定健康診査等事業費は、特定健康診査等受診勧奨委託の事業実績により減額するものです。

6款1項1目国民健康保険基金積立金は、基金利子相当分を補正し、積み立てるものでございます。

次に、歳入についてご説明いたしますので、4ページを御覧ください。

1款国民健康保険税については、今年度の収入実績及び今後の収入見込みにより1項1目一般被保険者国民健康保険税を89万2,000円の減額、2目退職被保険者国民健康保険税を9

万円の増とし、現年度課税分を減額、滞納繰越分を追加し補正するものでございます。

3款1項1目社会保障税番号制度システム整備費補助金は、システム改修事業の実績に応じ55万円を減額しております。

5ページを御覧ください。

4款1項1目保険給付費等交付金の普通交付金は、歳出の保険給付費の補正額と同額を計上し、特別交付金はそれぞれ交付見込みにより追加補正するものです。

5款1項1目利子及び配当金は、国民健康保険基金の利子収入の見込みにより補正するものです。

6款1項1目一般会計繰入金の保険基盤安定繰入金は、額の確定に伴い増額、一般繰入金は事業精査に伴い減額するものでございます。

2項1目給付基金繰入金につきましては、決算見込みにより537万2,000円を減額するものでございます。

これにより令和2年3月末の基金残高は2億6,406万3,000円になる見込みでございます。

以上でございます。

○議長（菊地勝秀君） 議第15号につきまして、歳入歳出一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） 討論なしと認め、採決します。

議第15号 令和元年度大江町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、これを原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（菊地勝秀君） 全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議第16号の説明、質疑、討論、採決

○議長（菊地勝秀君） 日程第15、議第16号 令和元年度大江町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

担当課長の詳細説明を求めます。

税務町民課長。

○税務町民課長（阿部美代子君） 議第16号 令和元年度大江町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の詳細についてご説明いたします。

歳入歳出補正予算事項別明細書の歳出からご説明いたしますので、4ページをお開きください。

歳出の2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金313万9,000円の減額は、後期高齢者医療保険料の収入見込みによるもののほか、保険料軽減に係る保険基盤安定繰入金分の確定により補正するものであります。

3款1項3目償還金は、平成30年度後期高齢者医療保険料等負担金の精算に伴う追加でございます。

3ページをごらんください。

歳入の1款1項後期高齢者医療保険料は、収入見込みにより減額、3款1項2目保険基盤安定繰入金は、確定により20万8,000円減額するものでございます。

以上でございます。

○議長（菊地勝秀君） 議第16号について、歳入歳出一括して質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） 討論なしと認め、採決します。

議第16号 令和元年度大江町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、これを原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（菊地勝秀君） 全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議第17号の説明、質疑、討論、採決

○議長（菊地勝秀君） 日程第16、議第17号 令和元年度大江町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

担当課長の詳細説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（伊藤 修君） それでは、議第17号 令和元年度大江町介護保険特別会計補正予算（第3号）の詳細についてご説明を申し上げます。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書により、歳出からご説明をいたしますので、8ページをお開きください。

1款1項1目一般管理費は、特定個人情報の連携に伴い、証票レイアウトの変更が必要となったため、介護保険事務処理システム修正委託料を49万5,000円追加するほか、前年度繰越金の精算及び本年度の保険給付費の実績見込みに基づき、介護給付費準備基金への積立金を2,597万8,000円追加するものでございます。

1款1項3目介護認定審査会等費は、本年度の実績に基づきまして、介護認定に係る主治医意見書作成手数料及び認定調査委託料をそれぞれ減額するものでございます。

2款1項1目介護サービス等諸費は、今年度の給付見込額の精査により保険給付費を1,426万8,000円減額するものでございます。主な内容としましては、居宅介護サービス等給付費は、訪問・通所系サービスにおいて、在宅から施設への入所される利用者、あるいは在宅から病院へ入院される利用者が増加したことなどに伴い、当初より給付見込額が減少していることから2,095万1,000円を減額するものであり、地域密着型介護サービス等給付につきましては、認知症対応型共同生活介護における給付見込額の減などにより1,376万2,000円を減額するものです。

また、施設介護サービス等給付につきましては、介護老人福祉施設及び介護老人保健施設への入所者数が増加しているため、2,332万2,000円を追加いたしました。

9ページの2款3項1目高額介護サービス等費及び2款5項1目特定入所者介護（支援）サービス等費は、施設介護サービス等給付費の増加に比例してそれぞれ追加をするものでございます。

4款2項1目一般介護予防事業費は、今年度の実績により一般介護予防事業委託料を24万

円減額するものです。

4款3項1目包括的支援事業費につきましても、今年度の実績見込みにより臨時雇賃金等を減額するものです。

次に、歳入についてご説明をいたしますので、4ページをお開きください。

1款1項1目第1号被保険者保険料は、今年度の収入見込みに基づき現年度分及び滞納繰越分をそれぞれ追加するものであり、3款国庫支出金、5ページの4款支払基金交付金、5款県支出金、ページが飛びますけれども、6ページの繰入金につきましては、歳出予算の保険給付費及び地域支援事業費等の精査により、その特定財源をそれぞれ減額するものでございます。

戻っていただきまして、4ページ下段の3款2項4目介護システム開発事業費補助金は、介護保険事務処理システム修正委託料に係る国庫補助金として34万8,000円を追加するものであり、2項5目保険者機能強化推進交付金は、市町村による高齢者の自立支援、重度化防止等に関する取組みを支援する交付金として新たに106万円を計上させていただきました。

また、5ページ下段の5款3項1目生活保護介護扶助審査事務委託金は、第2号被保険者である生活保護受給者の認定事務に係る県委託金を新たに1万2,000円計上するものでございます。

6ページを御覧ください。

6款1項1目基金運用収入は、本年度の収入見込みに基づき、介護給付費準備基金利子を1万円追加するものです。

7款1項4目低所得者保険料軽減繰入金は、保険料軽減額の精査に伴い19万5,000円を追加するものであり、7款2項1目介護給付費準備基金繰入金は、前年度繰越金の精算及び本年度の保険給付費の実績見込みに基づき1,767万2,000円を減額するものでございます。

これにより、本年度末の介護給付費準備基金の残高は1億3,975万3,000円になる見込みでございます。

7ページの9款1項1目繰越金は、前年度繰越金の精算により4,113万1,000円を追加するものであり、9款3項2目雑入は今年度の収入見込みにより介護予防支援計画作成収入を31万6,000円追加させていただきました。

以上でございます。

○議長（菊地勝秀君） 議第17号について、歳入歳出一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

6番、毛利登志浩君。

○6番（毛利登志浩君） 介護保険11億7,000万の予算総額の中で、非常に目につくのが減額予算というふうな中でございまして、基金からの繰入金が必要ないと。6ページの繰入金、介護給付費準備基金からの繰入金を1,700万円見込んでいたんですけども、要らなかったということで、それを積立てに充てると。

それから、町からの繰入金についても、この前の一般会計の補正予算では、介護保険への繰出金338万8,000円を減額というふうなことで、かなり当初の見込みと違うと——違うというか、いい感じの減額かなというふうに思っているんですけども、逆に、8ページの居宅介護サービスが2,000万円減ったと。そして、施設へのサービスが2,300万円増えたというふうな実態だというふうに思いますけれども、この居宅介護サービスと施設介護サービスの利用人数というのはわかりますか。まず、それを教えていただきたいというふうに思います。

○議長（菊地勝秀君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（伊藤 修君） お答えをいたします。

居宅介護サービス等給付費と施設介護サービス等の給付費の今現在の利用者数についてはちょっと資料を持ち合わせておりませんので、後からお知らせしたいと思います。

○議長（菊地勝秀君） 毛利登志浩君。

○6番（毛利登志浩君） 現在の介護保険については、第7期の介護計画というふうな中で、昨年と今年度と来年度というふうな中で事業を進めるというふうになっておりまして、町長の英断の中で、保険料を据え置くというような形で現在進んでいる。その据え置いた減収分を介護保険の準備基金のほうから繰り入れるというふうな中で、年間2,000万円ずつ取り崩した中で、3か年間で6,000万を繰り入れるんだというふうなお話を聞いておりまして、今年度2,000万円に相当する1,700万円を繰り入れなくてもよくなったということでありましてけれども、初年度、去年度は大体どのくらい繰り入れして、そして来年度、今から予算が審議になると思うんですけども、この7期の中で、繰り入れする6,000万に相当する差というか、3年間で6,000万の繰り入れを見込んだんですけども、大体このように推移するだろうというふうな見込みを教えてくださいなというふうに思います。

○議長（菊地勝秀君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（伊藤 修君） それではお答えをいたします。

まず基本的に、今回の補正予算の中では、準備基金の繰入金1,767万2,000円を減額して、新たに歳出のほうで2,597万8,000円ということで、約4,200万程度の積立てになることなん

ですけれども、その理由につきましては、基本的に、28年度の保険給付費と29年度の保険給付費を比較すると10.2%というかなり大幅な伸びとなっていたと。

それに基づきまして、平成30年度の予算をつくる際に、やっぱり10.2%も伸びているものですから、その前年度の伸びを考慮して、予算額としては約9.5%伸ばした予算にしてみました。

ところが、結果的に蓋を開けたところ、平成30年度の決算では約10億1,000万ほどの決算額になったということで、4,180万ほど予算と比較して少なくなったと。その分が今回、31年度のほうの繰越金にその分が充当されてしまったということで、基本的には31年度についても繰入れを予定はしていたのですが、結局、繰越金が過大になったものですから、全て繰越金で賄えるような状態になったと。その結果、今回積立てをさせていただくようなことになったところでございます。

30年度、今年度末の現在高を見ると1億3,975万3,000円ほどになりまして、第6期の最後の29年度末から比べると約800万ほどの増加になってしまうと。

ところが、これから、来週以降、令和2年度の保険給付について審議がなされると思いますが、その中ではトータルで1,500万の繰入金を予定をしておりますということで、結果から、1,500万が妥当になるかどうかは今見込みで分かりませんが、30年度から令和2年度までの第7期で今計算できる基金の繰入れというのは約700万円の減額になるんじゃないかということで、第7期中では6,000万ほど考えていたものが、結果的には700万程度の基金の減で済むのではないかというふうに考えております。ということで、基本的には7期の計画の中で、高齢者の人口が多いということで、あとは10.2%も伸びていた現状もあったので、かなり高めに設定したところは否めないということで、なかなか計画上はうまくいかなかったということで反省はしているところでございます。

ただ、先ほども申しましたとおり、令和2年度末で基金が700万の減ということであれば、基本的に、第7期の3か年においては、700万程度の基金の減で済んだということは、現在、第5段階で6,050円という保険料がありますけれども、おおむね3年間では6,050円の基金については、ある程度適正な水準であったのではないかなというふうに考えているところです。

今回積立額が増額した分につきましては、来年度に第8期の計画をつくりますので、基金がある分には、多分潤沢であるには次の計画に生かせるわけなので、その分については、来年度に作成する第8期の中で十分活用させていただいて、あとは7期のように大幅な乖離がないように詰めて計画のほうをつくっていきたいというふうに考えているところでござい

す。

○議長（菊地勝秀君） 毛利登志浩君。

○6番（毛利登志浩君） 保険料が6,050円というふうな据置きの中で現在進めているわけですが、保険料というのは各市町村でばらばらというか、かなり高い市町村もあれば、低い市町村もある。この6,050円という大江町の保険料というのは、県内の市町村を比較した場合、大体どの程度の水準にあるのか、まずは。

それから、我が町というか大江町では、らふらんす大江のところをはじめ、老健施設の景雲荘とか大寿荘、あるいはそこのさくらですか、いろんな施設があるということの中で、現在この介護保険というものを利用しているわけですが、現在のそういった施設の中で、もう短期間に、例えば旅行に行くだけけれども、うちで見られないとか、出張で見られないとか、短期の入所というのも大体1か月前あたりから申請しないとできないというふうな課題もあるわけで、いきなり明日から何ていうのはちょっと無理だと思うんですけども、せめて1週間ぐらい前に短期のショートステイというんですか、そういうものを利用できるようになるというのが希望だというふうに思うだけけれども、その辺の理解というか、施設側の理解とか、あるいはそういったものに対応できる短期型の施設があればいいのではないかと私は思うんですけども、その点は課長としてどのようにお考えですか。

○議長（菊地勝秀君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（伊藤 修君） お答えをいたします。

まず最初の今年度の、現在の第5段階の6,050円という保険料につきましては、第6期の最初の時点では県内で7番目ぐらいの高さでございましたけれども、第7期においては、6,050円というのは大体中位、県平均が6,022円でしたので、大体中位ということで考えているところでございます。

今回の最終、令和2年度が終わると1億3,000万ぐらいの基金が残るわけなんですけども、基本的に介護保険料の場合は、基金が残ればそれを次の保険料に全て反映しなさいという考え方がございます。ということで、1億3,000万を全て崩せば6,050円よりももっと下がる可能性は当然出てくると。ただ、前から言っているとおり、令和7年には団塊の世代の方がだんだん増えてきて、介護保険料も増えていくという状況の中なので、やっぱりある程度は温存をして、将来的な展望に立った中で保険料を設定していきたいということで、まずはベースは6,050円ということで考えていきたいと思っているところでございます。

あとは、特別養護老人ホームとか大寿荘の中の短期入所につきましては、やはりいきなり

ということはなかなか利用できないような状況なので、ある程度前もって予約等が必要かとは思いますが、その辺はまずは施設のほうには柔軟に対応できるようにお願いするということと、今、特老の回転率が非常に高くなっている状況もあるわけです。基本的に寒河江市辺りにも地域密着型の施設がどんどん出てきておりますので、ですから、今まで寒河江から大江町のらふらんすに入っている方もいらっしゃったんですが、寒河江市のほうで施設ができていうことで、特老のほうでもベッド数が空いている可能性もある、大寿荘もあるという中で、短期だけでいいのかどうかは分かりませんが、特老に入れる機会も多いものですから、そういったところをまず利用していただくというのも一つの手でありますし、あとはショートでできるような施設も、将来的に大江町の中にあれば、大変助かるのではないかなとは思っておりますが、反面、施設ができれば、その分、また給付費も上がっていくという現状もありますので、その辺は総合的に判断をして、これから検討していきたいと思っております。

〔「了解」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） 討論なしと認め、採決します。

議第17号 令和元年度大江町介護保険特別会計補正予算（第3号）、これを原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（菊地勝秀君） 全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議第18号の説明、質疑、討論、採決

○議長（菊地勝秀君） 日程第17、議第18号 令和元年度大江町宅地造成事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

担当課長の詳細説明を求めます。

政策推進課長。

○政策推進課長（清水正紀君） 議第18号 令和元年度大江町宅地造成事業特別会計補正予算（第2号）の詳細をご説明申し上げます。

3ページをお開き願います。

第2表地方債補正は、下モ原住宅団地整備工事——あおぞら団地の工事の件でありますけれども、財源として地方債の活用を予定しておりましたけれども、分譲収入が伸びたため、地方債の発行を取りやめることとしましたので、限度額を廃止するものであります。

補正予算事項別明細書により歳出のほうからご説明いたしますので、5ページをお開き願います。

1款1項1目宅地造成費は、造成工事完了後に予定していた工事損失事後調査の実施を要しなかったことによる測量設計等の委託料の減額及び分譲PRなどの業務の精査による委託料の減額、そして住宅団地関連工事、排水路工事等の完了に伴いまして工事請負費を減額するものであります。

2款1項1目基金積立金は、住宅団地整備事業に係る財源として地方債の活用を予定して、後年度の償還財源として分譲収入を積み立てる計画でありましたけれども、分譲収入が伸びたために地方債の発行を取りやめたことにより、基金への積立てを要しなくなったことから減額とするものであります。

次に、歳入についてご説明いたします。

4ページを御覧願います。

2款1項1目基金運用収入は、先ほどご説明しました宅地造成基金への積立てを取りやめとしたために、基金残高がないことから減額するものであります。

2款2項1目不動産売払収入は、当初4区画の分譲を予定しておりましたけれども、現在9区画の分譲となったことから分譲収入を追加するものであります。

3款1項1目一般会計繰入れは、分譲収入の伸びと地方債活用の取りやめに併せて、財源調整のために一般会計からの繰入金を追加するものであります。

6款1項1目宅地造成事業費は、これまでご説明したとおり、地方債の活用を取りやめることとしたために減額するものであります。

以上でございます。

○議長（菊地勝秀君） 議第18号について、歳入歳出一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

宇津江雅人君。

○7番（宇津江雅人君） 5ページの2款1項1目の13節分譲PR等業務委託料（減）ということで14万3,000円ぐらい減になっておりますが、私はこの減になった理由が分からないといえますのは、9区画が契約というか、その9区画の中で町内の方が8件、町外が1件ということで、残り10区画ほどあると思うんですが、これにつきましては令和5年度までに全部完売するように努力していくというようなことをお伺いしているんですけども、そうであるならば、逆に、できましたら、町外の方にも来ていただくように、例えばテレビ等を通じた分譲のPRとか、各左沢線の駅のある構内へポスターを貼るとか、あるいは山形県の東京事務所への活用とか、銀座のアンテナショップとか、こういったところに分譲PRを今からして、全部町外からの人が来ていただけるよう努力する必要があると思うんですが、これについて伺います。

○議長（菊地勝秀君） 政策推進課長。

○政策推進課長（清水正紀君） お答え申し上げます。

今年度、あおぞら団地の分譲というようなことで、チラシを印刷させていただいて、新聞折り込みをさせていただいたり、新聞広告をさせていただいたり、様々な宣伝PRをさせていただきましてけれども、トータルとしては約110万ほど経費をかけさせていただいてPRをさせていただきました。

令和元年度の部分ということで、一旦、まずは精査をさせていただいて、来年度予算にまた分譲PRの経費を盛り込みながらPRを図っていきたいと思っておりますが、一応年度が終了というようなことで、年度間の精算というようなことで、今回不用額を減額させていただくものであります。

○議長（菊地勝秀君） 宇津江雅人君。

○7番（宇津江雅人君） 大体内容は分かりました。今年度で一旦締め切るということでございまして、次の令和2年度についても、積極的に外部へ発信して、ぜひ埋まるように努力していただきたいと思います。

以上です。

○議長（菊地勝秀君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） 討論なしと認め、採決します。

議第18号 令和元年度大江町宅地造成事業特別会計補正予算（第2号）、これを原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（菊地勝秀君） 全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議第19号の説明、質疑、討論、採決

○議長（菊地勝秀君） 日程第18、議第19号 令和元年度大江町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

担当課長の詳細説明を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長（鈴木利通君） 議第19号 令和元年度大江町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）の詳細についてご説明申し上げます。

歳入歳出補正予算事項別明細書により歳出からご説明いたしますので、4ページをお開きください。

歳出の1款1項1目一般管理費は、27節公課費につきまして、消費税額精査に伴い、消費税を18万2,000円減額するものであります。

2款1項2目処理場管理費は、13節委託料につきまして、決算見込みに基づく精査により、処理場保守点検業務委託料と汚泥処理業務委託料を合わせて68万6,000円減額するものであります。

4款1項1目元金は、決算見込みに基づき、長期債元金につきまして12万2,000円を追加するものであります。

2目利子は、決算見込みに基づき、長期債利子につきまして37万5,000円減額するものであります。

次に、歳入についてご説明申し上げますので、3ページを御覧ください。

1 款 1 項 1 目負担金は、今年度分の収入見込額の精算に伴い 4 万 7,000 円を減額するものであります。

4 款 1 項 1 目一般会計繰入金は、歳入歳出の補正に伴って 107 万 4,000 円を減額するものであります。

以上でございます。

○議長（菊地勝秀君） 第19号については、歳入歳出一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） 討論なしと認め、採決します。

議第19号 令和元年度大江町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）、これを原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（菊地勝秀君） 全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議第20号の説明、質疑、討論、採決

○議長（菊地勝秀君） 日程第19、議第20号 令和元年度大江町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

担当課長の詳細説明を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長（鈴木利通君） 議第20号 令和元年度大江町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）の詳細について、ご説明申し上げます。

歳入歳出補正予算事項別明細書により、歳出からご説明いたしますので、3ページをお開きください。

歳出の2款1項1目維持管理費は、決算見込みに基づく精査により、電気料10万円、委託

料90万円減額するものであります。

次に、歳入についてご説明いたします。

3款1項1目一般会計繰入金は、歳出の減額に合わせて100万円減額するものであります。

以上でございます。

○議長（菊地勝秀君） 議第20号について、歳入歳出一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） 討論なしと認め、採決します。

議第20号 令和元年度大江町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）、これを原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（菊地勝秀君） 全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議第21号の説明、質疑、討論、採決

○議長（菊地勝秀君） 日程第20、議第21号 令和元年度大江町水道事業会計補正予算（第3号）を議題とします。

担当課長の詳細説明を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長（鈴木利通君） 議第21号 令和元年度大江町水道事業会計補正予算（第3号）の詳細についてご説明申し上げます。

補正予算明細書により、収益的支出からご説明いたしますので、5ページをお開きください。

支出の1款1項1目原水及び浄水費は、決算見込みに基づく精査により、委託料245万4,000円、動力費を35万2,000円減額するものであります。

2目配水及び給水費は、委託料につきまして決算見込みに基づく精算により73万円減額するものであります。

次に、収益的収入についてご説明いたします。

1款1項1目給水収益は、決算見込みに基づく精査により200万円減額するものであります。

2項3目他会計補助金は、収入支出の補正に伴って153万6,000円減額するものであります。資本的収入についてご説明いたします。

6ページをお開きください。

1款2項1目負担金は、消火栓更新及び新設工事負担金の精査に伴い97万円追加するものであります。

以上でございます。

○議長（菊地勝秀君） お諮りします。

水道事業補正予算（第3号）については、収入及び支出一括して質疑を行いたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） 異議なしと認めます。

したがって、収入及び支出、一括して質疑を行うことに決定しました。

それでは、議第21号の質疑に入ります。

質疑ございませんか。

6番、毛利登志浩君。

○6番（毛利登志浩君） 5ページの収益的収入及び支出の中の支出事業費の、ちっちゃくて見えないんだけど、柳川浄水場の保守点検137万5,000円というふうにありますけれども、保守点検の委託料で、当初見込んだ額より137万5,000円も減額になるというのは、通常委託料の契約をもうしていると思うんで、余り聞かないんだけど、何でこういうふうな減額になったんですか。

○議長（菊地勝秀君） 建設水道課長。

○建設水道課長（鈴木利通君） ちょっと文字が小さくて大変申し訳ございません。柳川浄水場機械等設備保守点検委託料の減は137万5,000円です。当初予算では605万円ほど計上させていただいたんですけども、事業の精算に伴う請差等々、あとは精査した結果、467万

5,000円で契約したということがありまして、こちらのほうについては毎年、年度計画に基づきまして保守点検で、悪いところについては整備まで行っている部分ですけれども、当初見込んだよりも少なくて済んだというような事業の精算に伴う減額でございます。

以上です。

○議長（菊地勝秀君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） 討論なしと認め、採決します。

議第21号 令和元年度大江町水道事業会計補正予算（第3号）、これを原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（菊地勝秀君） 全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎予算特別委員会の設置及び付託

○議長（菊地勝秀君） 日程第21、予算特別委員会の設置及び付託です。

お諮ります。

議第22号から議第29号までの令和2年度大江町一般会計及び各特別会計予算、計8件の議案は、議長を除く10名の委員で構成する予算特別委員会を設置し、審査を付託することにしたと思います。

これに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（菊地勝秀君） 全員です。

したがって、令和2年度の予算に係る議案8件は、議長除く10名の委員で構成する予算特別委員会を設置し、これに審査を付託することに決定いたしました。

予算特別委員会は、大江町議会委員会条例第8条第1項の規定により、議場において本日

3時10分に招集します。

◎散会の宣告

○議長（菊地勝秀君） 以上で予定された本日の議事日程は全て終了いたしました。

予算特別委員会の審査が終了するまで、本会議は休会とした上で、本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 2時57分

令和2年第1回大江町議会定例会

議事日程(第4号)

令和2年3月23日(月) 予算特別委員会終了後に再開

- 日程第 1 予算特別委員会報告(新年度当初予算8件)
- 日程第 2 議第22号 令和2年度大江町一般会計予算
- 日程第 3 議第23号 令和2年度大江町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 4 議第24号 令和2年度大江町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 5 議第25号 令和2年度大江町介護保険特別会計予算
- 日程第 6 議第26号 令和2年度大江町宅地造成事業特別会計予算
- 日程第 7 議第27号 令和2年度大江町公共下水道事業特別会計予算
- 日程第 8 議第28号 令和2年度大江町農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第 9 議第29号 令和2年度大江町水道事業会計予算
- 日程第10 閉会中の継続調査について
- 日程第11 議員の派遣について
- 日程第12 要請第1号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出について

本日の会議に付した事件

日程第12まで同じ

追加日程第1 発議第1号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出について

出席議員（11名）

1番	橋本彩子君	2番	菊地邦弘君
3番	藤野広美君	4番	櫻井和彦君
5番	関野幸一君	6番	毛利登志浩君
7番	宇津江雅人君	8番	伊藤慎一郎君
9番	結城岩太郎君	10番	土田勵一君
11番	菊地勝秀君		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	松田清隆君	教育長	犬飼藤男君
総務課長	佐竹宗弘君	政策推進課長	清水正紀君
税務町民課長	阿部美代子君	健康福祉課長	伊藤修君
農林課長	秋場浩幸君	建設水道課長	鈴木利通君
教育文化課長	西田正広君	会計管理者兼 出納室長	金子冬樹君

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長	五十嵐大朗君	議会事務局 庶務主任 兼庶務係長	伊藤美幸君
--------	--------	------------------------	-------

開議 午後 2時00分

◎開議の宣告

- 議長（菊地勝秀君） ただいまの出席議員は全員です。
定足数に達しておりますので、令和2年第1回大江町議会定例会を再開いたします。
-

◎行政報告

- 議長（菊地勝秀君） 初めに、町長から行政報告の申出がありますので、許可します。
町長。

- 町長（松田清隆君） 私のほうから、3月20日からの強風に伴う被害がありましたので、その状況について、そして対応についてご報告させていただきたいと思います。

3月20日から21日にかけて、発達する低気圧の影響で、北日本を中心に非常に強い風が吹いたところでありました。本町においても20日昼前から風が強まりまして、午後1時30分には気象台が設置する左沢観測所において、3月としては観測史上4番目となる21.2メートルの日最大瞬間風速を記録しております。

町内において強風による被害が一部発生しておりますので、その状況と対応についてご報告申し上げます。

初めに、温泉施設関係であります、柳川温泉の源泉曝気棟の屋根の一部が破損しているのを20日、夜間に柳川温泉の職員が発見しております。翌日現場を確認したところ、曝気棟の上部に通気のため設けている開口部の屋根の南側、横長尺のトタン材、幅約60センチ、長さ7メートル、及びその下の野地板等の屋根材がはがれているというふうな状況でありました。応急的な処置を行い、今後、早急に対応していくこととしております。

また、21日になりますが、午後1時20分頃、藤田地内の県道左沢浮島線と町道藤田連絡線の交差点付近に設置してありますテルメ柏陵の案内看板が倒れているとの連絡を受けました。施設の職員により至急現場を確認し、倒れた看板等を撤去したところでございます。

さらに、町道関係につきましてであります、21日のお昼12時30分頃、上北山地区から軽井沢地区に向かう町道北山線に倒木があり、道路の3分の1程度を塞いでいるとの連絡があ

りました。職員のほうで至急現場を確認し、チェーンソーにより伐採、除去を行い、午後2時30分には復旧しているところであります。

また、一般住宅の被害もございました。20日の午後2時頃、左沢小学校体育館付近で、住宅2階の屋根のトタンが約4メートル掛ける6メートル程度はがれたというふうなことがございました。消防署大江分署が通報を受け出動し、応急処置を行い、家の方から業者をお願いして対応していただいたというような状況でございました。

いずれの件につきましても、幸いにして人的な被害は確認されておりません。大変被害、突風の割には人的なことはなかったというふうなことで、安堵しているところでございます。

以上、先般の強風に伴う町内の被害状況についての報告というふうなことでございます。

○議長（菊地勝秀君） それでは、これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（菊地勝秀君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎予算特別委員会報告

○議長（菊地勝秀君） 日程第1、予算特別委員会報告です。

議第22号から議第29号までの令和2年度大江町一般会計及び各特別会計予算、計8件の議案に関して、予算特別委員会委員長の報告を求めます。

8番、伊藤慎一郎君。

○予算特別委員会委員長（伊藤慎一郎君） 予算特別委員会の審査の結果を報告します。

本委員会に付託されました議第22号から議第29号までの令和2年度大江町一般会計及び各特別会計予算8件について、慎重に審査した結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本委員会は、以上のとおり決定したので、報告いたします。

令和2年3月23日、予算特別委員会委員長、伊藤慎一郎。

大江町議会議長、菊地勝秀殿。

以上でございます。

○議長（菊地勝秀君） ご苦労さまでした。

◎議第22号～議第29号の質疑、討論、採決

○議長（菊地勝秀君） 日程第2、議第22号から日程第9、議第29号までの令和2年度大江町一般会計及び各特別会計予算、計8件の議案に関する予算特別委員会委員長の報告は、原案のとおり可決すべきとの内容です。

それでは、令和2年度予算8件、まとめて質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） 討論なしと認め、採決します。

まずは採決の方法についてお諮りします。

議第22号から議第29号までの令和2年度予算8件については、一括して採決を行いたいと思いますが、これに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（菊地勝秀君） 全員です。

したがって、一括して採決することに決定いたしました。

令和2年度大江町一般会計及び各特別会計予算、計8件の議案について、これを委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（菊地勝秀君） 全員です。

よって、議第22号から議第29号までの令和2年度予算8件は、委員長報告のとおり可決されました。

◎閉会中の継続調査について

○議長（菊地勝秀君） 日程第10、閉会中の継続調査についてを議題とします。

御覧のとおり、各常任委員会委員長と議会運営委員会委員長との連名で、会議規則第75条の規定に基づき、閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りします。

本件については申出のとおり継続調査を行うこととしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は申出のとおり継続調査を行うことに決定いたしました。

◎議員の派遣について

○議長（菊地勝秀君） 日程第11、議員の派遣についてを議題とします。

お諮りします。

本件につきましても、記載のとおり研修会等に積極的に派遣し、議員個人の資質向上と議会全体の活性化を図りたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） 異議なしと認めます。

したがって、記載のとおり議員を派遣することに決定いたしました。

◎要請第1号の要請審査委員会報告、質疑、討論、採決

○議長（菊地勝秀君） 日程第12、要請第1号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出についてを議題とします。

要請第1号について、総務文教常任委員会委員長より審査結果の報告を求めます。

6番、毛利登志浩君。

○総務文教常任委員会委員長（毛利登志浩君） 要請審査の報告を申し上げます。

件名については、要請第1号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出についてであります。

審査の経過であります。本定例会で付託されました本要請について、去る3月17日に総務文教常任委員会を開催し慎重に審査いたしました。

審査の結果については、本委員会は、全員一致により採択すべきものと決しました。

本委員会は、以上のとおり決定しましたのでご報告申し上げます。

令和2年3月23日、大江町議会総務文教常任委員会委員長、毛利登志浩。

大江町議会議長、菊地勝秀殿。

以上であります。

○議長（菊地勝秀君） ご苦労さまでした。

要請第1号の質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） 討論なしと認め、採決します。

本要請を委員長報告のとおり採択することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（菊地勝秀君） 全員です。

したがって、要請第1号は委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

〔「議長」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） 毛利登志浩君。

○6番（毛利登志浩君） 新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出について、動議を申し上げます。

◎日程の追加

○議長（菊地勝秀君） ただいま毛利登志浩君から、発議第1号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出についての議案が提出されました。

お諮りします。

ただいま提出のあった議案を追加議事日程として議題に加えたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） 異議なしと認めます。

したがって、追加議事日程として議題とすることに決定いたしました。

議案書配付のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時12分

再開 午後 2時14分

○議長（菊地勝秀君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

◎発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菊地勝秀君） 追加日程第1、発議第1号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出についてを議題とします。

書記に朗読させます。

〔書記朗読〕

○議長（菊地勝秀君） 提出者の説明を求めます。

毛利登志浩君。

○6番（毛利登志浩君） 新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出について、ただいま書記が朗読したとおりでありますので、ご可決くださいますようお願いいたします。

○議長（菊地勝秀君） 質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） 討論なしと認め、採決します。

新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出について、これを原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（菊地勝秀君） 全員です。

したがって、本意見書は原案のとおり提出することに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（菊地勝秀君） 以上で本日の議事日程を終了するとともに、本定例会に付議された事件は全て議了いたしました。

これをもって令和2年第1回大江町議会定例会を閉会いたします。

皆様、大変ご苦労さまでした。

閉会 午後 2時19分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 2年 6月 9日

議 長 菊 地 勝 秀

署 名 議 員 土 田 勵 一

署 名 議 員 橋 本 彩 子